



子育てグリーン住宅 支援事業

交付申請等の要件について (交付申請の手引き)

2025年4月2日版

補助対象事業

D

交付申請

リフォーム
(戸別)

子育てグリーン住宅支援事業事務局

ホームページ
<https://kosodate-green.mlit.go.jp/>

住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口
  **0570-022-004**
(IP電話等からのお問い合わせ先)
03-6629-1601

受付時間
9:00～17:00 (土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

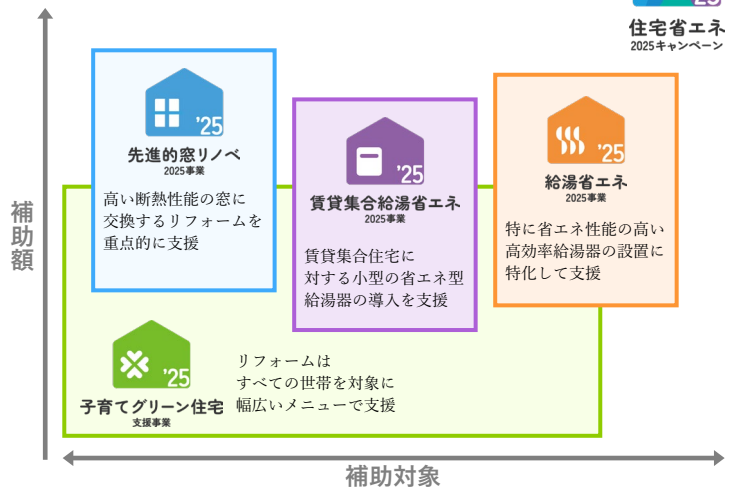
住宅省エネ2025キャンペーンについて

「住宅省エネ2025キャンペーン」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器、小型の省エネ型給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する新たに創設された**4つの補助事業の総称**です。

4つの補助事業には複数事業で補助対象となる製品が含まれています。(例：外窓、高効率給湯器等)

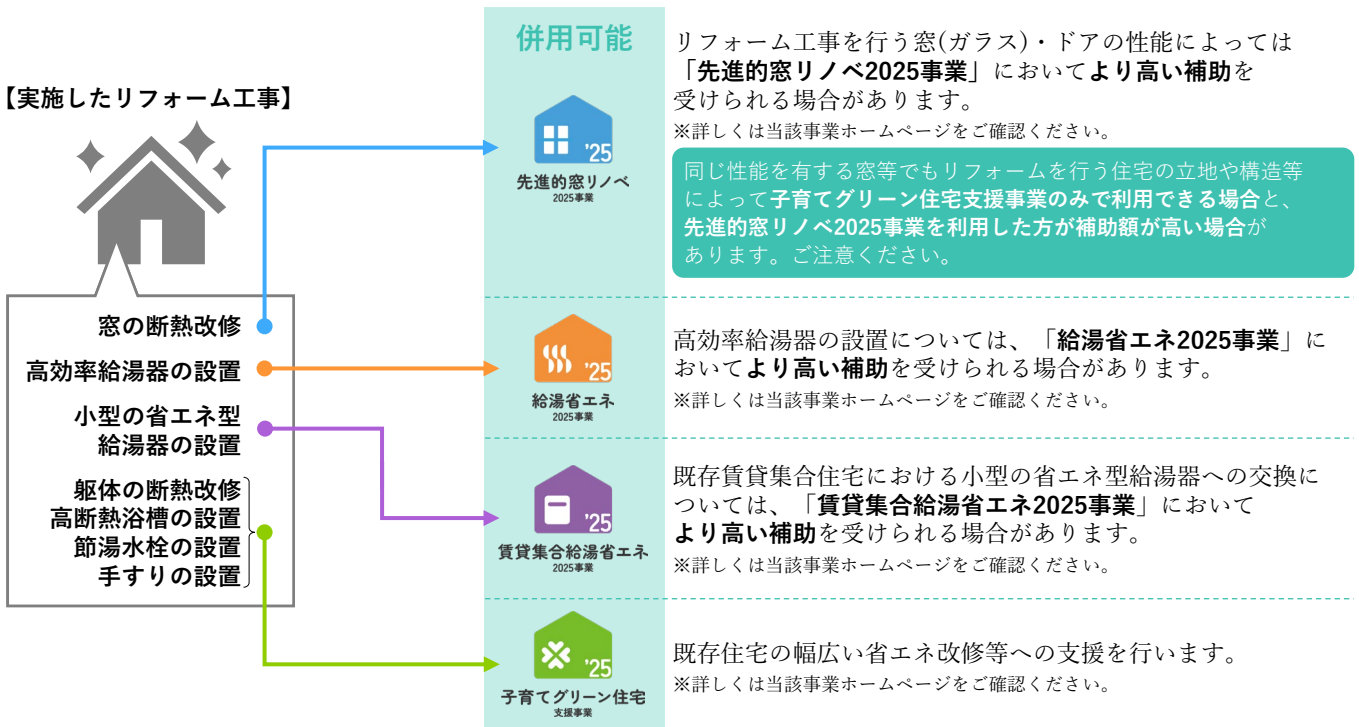
同一の補助対象製品でも、事業により要件や補助額が異なります。要件を満たす事業が複数ある場合は、より有利な補助を受けられる補助事業への交付申請をお勧めします。

ワンストップ申請(P4参照)もご活用ください。



各補助事業の併用について

子育てグリーン住宅支援事業と先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業、賃貸集合給湯省エネ2025事業(以下、「構成事業」という)は、対象建材・設備の性能等に応じて、補助対象が重複しなければ併用することができます。(同一の工事請負契約および工期でも可)



【各構成事業を併用した際の子育てグリーン住宅支援事業での取り扱いについて】

子育てグリーン住宅支援事業のリフォームは、必須工事3カテゴリー(開口部の断熱改修、躯体の断熱改修、エコ住宅設備の設置)のうち、2つ以上の実施が補助対象となります。ただし、以下の構成事業にて補助を受けている場合、各必須工事を行ったものとして取り扱います。

- ◆先進的窓リノベ2025事業 : 開口部の断熱改修
- ◆給湯省エネ2025事業/賃貸集合給湯省エネ2025事業 : エコ住宅設備の設置

※上記の取り扱いを受ける場合、子育てグリーン住宅支援事業の交付決定は併せて申請される他の構成事業の交付決定後となります。

※リフォーム(一括)を除きます。

重複する補助対象工事における各構成事業の補助額例

《併用における注意点》

- ◆同一箇所の工事、同一の設置工事において、各事業に重複して申請することはできません。
(異なる箇所・設置工事をそれぞれ交付申請することは可)
- ◆補助を受けるための要件については、各構成事業のホームページや「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」等をご確認ください。

【開口部の改修】

工事内容	子育てグリーン住宅支援事業			先進的窓リノベ2025事業		
	機能			機能		
ガラス交換	大(L)	断熱等	11,000～18,000円	断熱等	30,000～55,000円	製品の性能と既存サッシの組み合わせにより、補助額が変わります
	中(M)	防音性	8,000～12,000円		19,000～34,000円	
	小(S)	防災性	3,000～7,000円		5,000～11,000円	
内窓設置	大(L)	断熱等	12,500～17,000円	断熱等	26,000～106,000円	製品の性能により、補助額が変わります
	中(M)	防音性	10,000～13,500円		18,000～72,000円	
	小(S)		8,500～11,000円		12,000～46,000円	
外窓交換	大(L)	断熱等	25,000～41,000円	断熱等	92,000～266,000円	製品の性能、建物の種別や階数、設置工法により、補助額が変わります
	中(M)	防犯性	20,000～27,000円		69,000～181,000円	
	小(S)	防音性	16,000～22,000円		46,000～112,000円	
ドア交換	大(L)	断熱等	36,000～53,000円	断熱等	92,000～266,000円	製品の性能、建物の種別や階数、設置工法により、補助額が変わります ※他の窓の工事と同一の契約で、同時申請する場合のみ補助対象
	中(M)	防犯性	—		69,000～181,000円	
	小(S)	防音性	32,000～43,000円		46,000～112,000円	

【高効率給湯器の設置】

設置機器	子育てグリーン住宅支援事業	給湯省エネ2025事業*1
ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	30,000円	60,000～130,000円
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	30,000円	80,000～150,000円
家庭用燃料電池(エネファーム)	—	160,000～200,000円

*1 既存住宅のリフォーム工事に限り、高効率給湯器の設置に合わせて、電気蓄熱暖房機または電気温水器の撤去を行う場合は、当該撤去工事に応じた定額も加算されます。

【小型の省エネ型給湯器への交換*2】

設置機器	子育てグリーン住宅支援事業	賃貸集合給湯省エネ2025事業*3
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	30,000円	<<追い焚き機能なし>> 50,000円/80,000円
潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)	30,000円	<<追い焚き機能あり>> 70,000円/100,000円

*2 既存賃貸集合住宅において、従来型給湯器から小型の省エネ給湯器(エコジョーズ/エコフィール)に交換する場合は、賃貸集合給湯省エネ2025事業を利用した方が、より高い補助を受けることができます。詳細は各構成事業の手引きを参照ください。

*3 設置する給湯器の性能(追い焚き機能の有無)ごとに、加算対象となる工事を実施する場合は、その工事方法に応じた定額が加算されます。

各構成事業への交付申請について

補助金の交付申請を含むすべての手続きは、住宅省エネ2025キャンペーンに登録された住宅省エネ支援事業者が行ってください。

交付申請を行う補助事業を選択し、選択した補助事業の事務局(以下、「事務局」という)へ申請を行ってください。

※消費者自身が交付申請の手続きを行うことはできません。

ワンストップ申請について

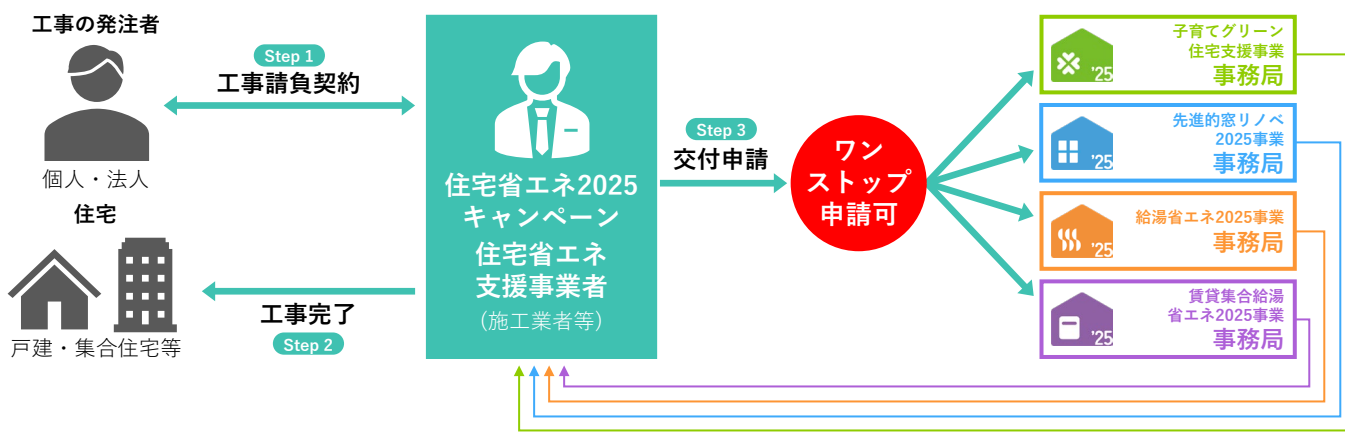
各構成事業への申請は基本的に、各構成事業の事務局に行いますが、「住宅省エネ2025キャンペーン」では、ワンストップでの交付申請手続きも可能です。

ワンストップ申請の手続きでは、実施した対象工事を一度の入力で、より高い補助を受けられる構成事業へ振り分け、交付申請を行うことができます。

各々の設備がどちらの事業で補助を受けられるかがわからない場合、ワンストップ申請を利用すると便利です。

ワンストップ申請の対象は「1つの工事請負契約に基づくリフォーム工事」に限ります。

《ワンストップ申請のイメージ》



不備等の連絡は構成事業ごとに行います。

※ワンストップ申請の注意と制限

- ◆事業者登録時に参加を申告した構成事業のみ利用可能です。
- ◆提出書類は、各構成事業ごとに定められた書類の添付が必要です。
- ◆ワンストップ申請の提出以降の手続き(審査・不備等の連絡・交付決定・振込)は、構成事業ごとに行います。(交付申請の予約をワンストップ申請で提出した場合、予約後の交付申請は、構成事業ごとに行う必要があります)
- ◆分離発注や複数受注による工事について、原則、ワンストップ申請を利用することはできません。(給湯省エネ2025事業における加算対象となる撤去工事を除く)
- ◆交付申請の提出後、不備等の訂正過程で申請内容が変わった場合、「最も補助額が高い組み合わせ」ではない場合があります。
- ◆子育てグリーン住宅支援事業と併せて必須工事の1つとして他の構成事業を併用する場合、必須工事としての取り扱いを確認するため、子育てグリーン住宅支援事業の交付決定は、併せて申請される他の構成事業の交付決定となります。
- ◆先進的窓リノベ2025事業の一括申請における「仮予約」を行う場合は、ワンストップ申請を利用することはできません。
- ◆賃貸集合給湯省エネ2025事業を含んだワンストップ申請はリフォーム(一括)のみ可能です。

第1章 | 事業の概要

6

1-1	目的・趣旨	7
1-2	事業名称	7
1-3	事業予算	7
1-4	補助対象事業と補助対象者	7
1-5	グリーン住宅支援事業者の登録	8
1-6	住宅省エネ支援事業者および グリーン住宅支援事業者の要件	9
1-7	GXへの協力表明(GX建築事業者の登録)	9
1-8	GX建築事業者の要件	10
1-9	住宅省エネ支援事業者および グリーン住宅支援事業者の登録制限	10
1-10	グリーン住宅支援事業者の登録停止等	11
1-11	補助対象となる 新築住宅およびリフォーム	12
1-12	補助額と補助額上限	14
1-13	補助金の交付と還元	15
1-14	事業スケジュール	16
1-15	補助の対象外	17
1-16	補助金の返還	17
1-17	補助金の併用	18
1-18	リフォーム工事における 3省連携について	20

注) 第1章は各補助対象事業で共通の内容となっています。

第2章 | 補助対象の詳細

21

2-1	事業イメージ	22
2-2	補助対象となる方	22
2-3	補助対象となるリフォーム工事	24
2-4	補助額・補助上限	25
2-5	補助対象期間	26

第3章 | リフォーム工事の詳細

27

3-1	開口部の改修	28
3-2	躯体の断熱改修	34
3-3	エコ住宅設備の設置	37
3-4	子育て対応改修	39
3-5	バリアフリー改修	42
3-6	空気清浄機能・換気機能付き エアコンの設置	43
3-7	リフォーム瑕疵保険等への加入	43

第4章 | 申請手続きの詳細

44

4-1	申請手続きの流れ	45
4-2	住宅省エネポータルについて	46
4-3	アカウントについて	46
4-4	事業者登録の手順	48
4-5	工事請負契約の締結	48
4-6	共同事業実施規約の締結	49
4-7	工事着手	49
4-8	交付申請の予約 任意	50
4-9	工事の完了・引渡し	52
4-10	交付申請	53
4-11	交付決定	55
4-12	実績報告(兼、請求) /補助金額の確定・交付(振込)	56
4-13	書類の保管	57

第5章 | 提出書類の詳細

58

第6章 | その他

85

6-1	キッチンセットの交換を 伴う対面化改修について	86
6-2	分離発注によるリフォーム工事の 取り扱いについて	90
6-3	工事前写真の提出免除について	94
6-4	契約書(注文書・注文請書を含む) の電子契約について	95
6-5	交付決定時の郵送物	97
6-6	補助金の確定・交付時の郵送物	97

第7章 | 参考資料

98

7-1	大部分がガラスで構成されている 窓等の開口部の性能区分ごとの熱貫流率	99
7-2	大部分がガラスで構成されていない ドア等の開口部(2ロック、掘込み錠) 性能区分ごとの熱貫流率	100
7-3	住宅省エネ2025キャンペーンの他の 構成事業併用における本事業の申請	102

第8章 | 更新履歴

104



リフォーム(戸別)

D

交付
申請

全補助対象事業
共通

第1章 事業の概要

(注) 第1章は各補助対象事業で共通の内容となっています。

【本手引きの注釈記号の扱い】 ※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

1-1 目的・趣旨

子育てグリーン住宅支援事業(以下、「本事業」という)は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、「ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ住宅(GX*¹志向型住宅)」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向け、エネルギー価格等の物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯等に対して裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅*²について、省エネ改修等への支援を行う事業です。

- *1 GX(グリーントランスフォーメーション)とは、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し協働する取り組みをいいます。
- *2 リフォーム工事の工事請負契約時点において、建築から1年(検査済証の発出日から1年)が経過した住宅または過去に人が居住した住宅(現に人が居住している住宅を含む)をいいます。既存住宅であることを確認する追加書類を求める場合があります。

1-2 事業名称

子育てグリーン住宅支援事業

※新築に対する補助は、国土交通省と環境省の合同事業です。

1-3 事業予算

【新築】

<長期優良住宅・ZEH水準住宅分>

1,350億円(国土交通省・令和6年度補正予算)

250億円(国土交通省・令和7年度当初予算)

<GX志向型住宅分>

500億円(環境省・令和6年度補正予算)

【リフォーム】

400億円(国土交通省・令和6年度補正予算)

1-4 補助対象事業と補助対象者

本事業の補助対象となる事業(以下、「補助対象事業」という)は下表のAからEです。

それぞれの補助対象事業における補助金の交付申請は、補助対象者(以下、「共同事業者」という)と新築注文住宅・新築賃貸住宅の建築事業者、新築分譲住宅の販売事業者、またはリフォームの施工業者(以下、「補助事業者」という)が共同で行い、補助事業者が代表して交付申請の手続きを行います。

補助対象事業	締結する契約	補助対象者(共同事業者)	補助事業者	【参考】 その他関係者
A 注文住宅の新築	工事請負契約	建築主 (個人)	建築事業者	—
B 新築分譲住宅の購入	不動産売買契約	購入者 (個人)	販売事業者* ³	建築事業者
C 賃貸住宅の新築	工事請負契約	建築主かつ賃貸オーナー (個人または法人)	建築事業者	賃貸住宅管理者
D リフォーム(戸別)	工事請負契約	工事発注者 (個人または法人)	施工業者	—
E リフォーム(一括)* ⁴				

*³ 住宅の販売業者に代わり購入者と不動産売買契約を締結し、購入代金の支払先である販売代理事業者を含みます。ただし、いずれの場合も宅地建物取引業者であることが必要です。

*⁴ リフォーム(一括)とは、補助事業者(施工業者)がマンション等の管理組合や全戸の所有者の委託を受けて、同一建物内で複数の住戸にリフォーム工事を行い、その交付申請にかかる手続きを一括して行うことをいいます。

A 注文住宅の新築、B 新築分譲住宅の購入、C 賃貸住宅の新築については、新築する補助対象住宅の省エネ性能により、入居者の世帯要件が変わります。

補助対象住宅		入居者の世帯要件
GX志向型住宅	ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する脱炭素志向の住宅	世帯要件なし
長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けたもの	子育て世帯 または 若者夫婦世帯
ZEH水準住宅	一定の省エネ性能を満たす住宅	

なお、D、E リフォームの入居者には世帯の制限はありません。

《子育て世帯・若者夫婦世帯とは》

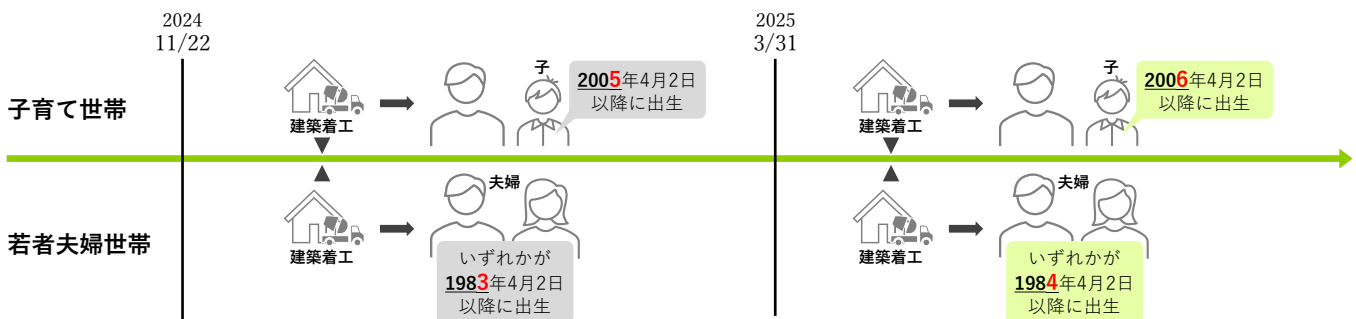
◆**子育て世帯***1 : 交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において、平成18(2006)年4月2日以降に出生した子(2024年4月1日時点で18歳未満)を有する世帯

※令和7(2025)年3月31日までに建築着工するものについては、平成17(2005)年4月2日以降に出生した子を有する世帯

◆**若者夫婦世帯***1 : 交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において夫婦であり、いずれかが昭和59(1984)年4月2日以降の出生である世帯(2024年4月1日時点でいずれかが39歳以下)

※令和7(2025)年3月31日までに建築着工するものについては、昭和58(1983)年4月2日以降の出生である世帯

*1 本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。同居については、原則として住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。



1-5 グリーン住宅支援事業者の登録

「グリーン住宅支援事業者」とは、共同事業者に代わり交付申請の手続きを代行し、交付を受けた本補助金を共同事業者に還元する者として、予め本事業に登録した事業者をいいます。

子育てグリーン住宅支援事業への参加にあたっては、住宅省エネ2025キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)のホームページ(以下、「本キャンペーンのホームページ」という)より、「事業者登録規約(住宅省エネ2025キャンペーン)」および「事業者登録規約(子育てグリーン住宅支援事業)」に同意を行い、「住宅省エネ支援事業者」および「グリーン住宅支援事業者」として登録を行う必要があります。

なお、補助事業者の登録が、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

1-6 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の要件

住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

凡例：●=必須

要件		住宅省エネ支援事業者	グリーン住宅支援事業者
法人 個人事業主	法人の場合は、日本国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録された個人であること(国籍は不問)	●	●
環境	インターネット環境を有し、事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること	●	●
規約類の遵守	参加する事業の交付規程、登録規約、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと	●	●
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること	●	●
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること ※新築分譲住宅の販売は宅地建物取引業者に限る	—	●
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること		●
事業者の登録	「住宅省エネ支援事業者」として登録されている事業者であること		●

補 足

□ 住宅省エネ支援事業者とグリーン住宅支援事業者について

本事業に参加を希望する事業者は、まず本キャンペーンにおいて「住宅省エネ支援事業者」として登録を行います。住宅省エネ支援事業者は、任意の時期に本事業に参加を希望し、「グリーン住宅支援事業者」としても登録を受けることができます。ただし、事務局が定める除外要件(1-9、1-10参照)に該当しない場合に限りです。

□ 住宅省エネポータルとは

事務局が提供するWEBシステムです。本キャンペーンの事業者登録手続き、各構成事業の交付申請等の手続きは、すべて住宅省エネポータル(以下、「本ポータル」という)上で行うため、**登録にあたっては、本ポータルを活用できるWEB環境が必要であり、WEB操作が可能であることが求められます。**

1-7 GXへの協力表明(GX建築事業者の登録)

本事業のうち、GX志向型住宅に関しては、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し、協働する取り組み(グリーントランスフォーメーション。以下「GX」という)の一環として位置づけられています。

本事業の補助金において、GX志向型住宅に交付申請するためには、

- ①グリーン住宅支援事業者が当該住宅の建築事業者である場合は当該グリーン住宅支援事業者自身が、
- ②グリーン住宅支援事業者が当該住宅の建築事業者でない場合は当該グリーン住宅支援事業者と協力する当該住宅の建築事業者が、

GXに対する協力表明を行う必要があります。

なお、当該表明を行った事業者は「GX建築事業者」として本キャンペーンのホームページ上で公表されます。表明方法は以下のとおりです。

◆グリーン住宅支援事業者がGXに対する協力表明を行う場合

事業者登録と共に、共通ポータル(統括アカウント)上で当該表明を行うことができます。

◆グリーン住宅支援事業者以外の住宅建築事業者が、GXに対する協力表明を行う場合

GX志向型住宅を建築するゼネコンや下請業者は、自ら交付申請等の手続きを行わないことから、「統括アカウント」を取得しません。

専用の「GXアカウント」を取得し、当該アカウントからGXへの協力表明を申請する必要があります。

1-8 GX建築事業者の要件

GX建築事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人の場合は、日本国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録された個人であること(国籍は不問)
環境	インターネット環境を有し、 事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
GXへの協力表明	GX志向型住宅を建築する事業者でGXへの取り組みへの協力表明を行うこと

1-9 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録制限

以下に該当する法人および個人は、「住宅省エネ支援事業者」として登録を受けることはできません。

- ◆法人においては、暴力団*1または役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員である
- ◆個人においては、暴力団員*1である法人、個人によらず、暴力団および暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

*1 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する組織をいいます。
また、「暴力団員」とは同法第2条第6号の規定するものをいいます。

以下のいずれかに該当する法人および個人は、「グリーン住宅支援事業者」として登録を受けることはできません。

- ◆住宅省エネ支援事業者としての登録要件を満たしていない者
- ◆過去3ヶ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金(以下、「住宅局補助金」という)または環境省地球環境局所管事業補助金(以下、「地球環境局補助金」という)において、以下 a) または b) に該当する者
ただし、本事業への参加について制限しない旨の通知を受けた者を除く
 - a) 交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
 - b) 不適切な行為*2を行った者

*2 本事業における不適切な行為とは、住宅局補助金または地球環境局補助金の規約その他これに類するものに反して、または怠慢、虚偽の申告もしくはその他の不正な手段により、住宅局補助金または地球環境局補助金の交付を受け、または受けようとする等の行為をいいます。

なお、以下に該当する法人および個人は、「グリーン住宅支援事業者」としての登録を制限されることがあります。

- ◆住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業、または以下 a)～g)のいずれかの事業において、不適切な行為を行った、または行おうとした者
 - a) こどもエコすまい支援事業(令和4年度補正予算等)
 - b) 先進的窓リノベ事業(令和4年度補正予算)
 - c) 給湯省エネ事業(令和4年度補正予算)
 - d) 子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)
 - e) 先進的窓リノベ2024事業(令和5年度補正予算)
 - f) 給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)
 - g) 賃貸集合給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)

1-10 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録停止等

本事務局または国は、住宅省エネ支援事業者またはその従業員等が事業者登録規約(住宅省エネ2025キャンペーン)に反する行為を行い、または行おうとしたと本事務局が判断した場合、住宅省エネ支援事業者に対して処分(登録の抹消を含む)を行います。

本事務局または国は、不適切な行為を行うまたは行おうとしたグリーン住宅支援事業者に対して、グリーン住宅支援事業者としての登録の停止(一時停止を含む。以下同じ)を行うことがあります*1。また、登録の停止に伴い、以下の全部または一部の処分を行います。

- a)不適切な行為を伴う補助事業の交付申請(予約を含む)の却下、また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)
- b)不適切な行為があった補助事業以外の補助事業に係る交付申請(分離発注により補助事業の一部の工事をを行った交付申請および交付申請の予約を含む)の全部または一部の却下また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)
- c)住宅局補助金または地球環境局補助金について、処分の通知から3ヶ年間の交付申請の制限
- d)住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業に対する処分の通達
- e)不適切な行為が行われた事実、事業者名および処分内容の公表
- f)グリーン住宅支援事業者としての公表の停止

事業者登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は交付申請(予約を含む)を行うことができません。

*1 本事業期間中に登録停止が解除された場合であっても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム

本事業の補助対象は、下表のとおりです。

詳しい基準については、本事業のホームページ等で確認できます。

≪(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入 (C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫

補助対象要件	備考
以下の a)～j) を満たす住宅	
≪(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入の場合≫	
a) 所有者(建築主/購入者)自らが居住する	「居住」は、住民票で確認できる住所
≪(C)賃貸住宅の新築の場合≫	
賃貸の用に供する	賃貸の用に供することを目的に、建築される住宅 建築工事届の利用関係が貸家であるもの
b) 住戸の床面積が50㎡以上 240㎡以下である	「床面積」は、建築基準法の「床面積」で確認(壁芯算定)
c) 土砂災害防止法に基づく、 土砂災害特別警戒区域外に立地するもの	-
d) 建築基準法第39条に基づく、 災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域 または地滑り防止区域と重複する区域に 限る)外に立地するもの	-
e) 都市再生特別措置法第88条第5項の規定に より、当該住宅に係る届出をした者が 同条第3項の規定による勧告に 従わなかった旨の公表がされていないもの	「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、 地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域) 内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上または1戸もしくは2戸で規模が 1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正な ものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合であって、その旨が市町村長 により公表されていない住宅
f) 市街化調整区域外かつ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域 外もしくは水防法に基づく浸水想定区域外 に立地するもの	水防法に基づく浸水想定区域とは、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水 想定高さ3m以上の区域をいう
g) 未完成又は完成から1年以内であり、 人の居住の用に供したことがないもの*1	「完成の日付」は、検査済証の交付日で確認 (B)の場合、売買契約締結時点で1年以内であること
h) ≪GX志向型住宅の場合≫ ZEH水準を大きく上回る省エネ性能を 有することが確認できること	以下の①～③すべて適合するもの ①断熱等性能等級6以上 ②再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量の削減率35%以上 および再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量の削減率100%以上*2*3*4 ③高度エネルギーマネジメントの導入
≪長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合≫ 各性能を有することが確認できること	以下の①または②に該当するもの ①長期優良住宅 / 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている 住宅で所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けたもの ②ZEH水準住宅 / 外皮性能について、断熱等性能等級5以上である、 および一次エネルギー消費量の削減率が20%以上であること
i) 交付申請時、一定以上の出来高の 工事完了が確認できる	基礎工事より後の工程の工事出来高が補助額以上であること 共同住宅の場合は、最も高い補助額に総住戸数を乗じた金額以上であること 建築士による証明書が必要
≪(C)賃貸住宅の新築/長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合のみ≫	
j) 子育て世帯に配慮した措置を行った ものであること	子育て世帯の安全・安心で快適な暮らしを支える上で必要な配慮事項として、 以下①～④に掲げる観点に基づく措置を行ったものであること ①住居内での事故の防止 ②子どもの様子の見守り ③不審者の侵入防止 ④災害への備え

*1 品確法第2条2項で定める新築住宅。「品確法」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律。

*2 寒冷地等に限っては75%以上も可。

*3 都市部狭小地等に限っては再生可能エネルギー未導入も可。

*4 共同住宅の再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量削減率は、建物の住宅用途部分が過半を占める階の数ごとに設定。
3以下：75%以上、4・5：50%以上、6以上：要件なし。

《(D)リフォーム(戸別)(E)リフォーム(一括)の補助対象要件》

補助対象要件			
<p>以下のカテゴリ a)～h)に該当するリフォーム工事等を補助対象とします。 必須工事 a)～c)のうち、2つ以上のカテゴリを含むリフォーム工事(申請する補助額合計が5万円以上)を実施する場合のみ補助対象 ※登録された補助対象製品は本キャンペーンのホームページの【対象製品の検索】で確認できます。 ※他の構成事業にて交付決定を受けている場合は以下のように取り扱います。(リフォーム(一括)は除く)</p> <p>◆先進的窓リノベ2025事業 : a)の実施として取り扱う ◆給湯省エネ2025事業、賃貸集合給湯省エネ2025事業 : c)の実施として取り扱う</p> <p>ただしその場合、他の構成事業での交付決定額を、本事業における補助額に組み込むことはできません。</p>			
必須 工事	a) 開口部の断熱改修	ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事
	b) 躯体の断熱改修		部位ごとに、補助対象製品である断熱材を一定量以上使用する断熱改修工事
	c) エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム 高断熱浴槽 高効率給湯器 蓄電池 節水型トイレ 節湯水栓	1箇所/1住戸 補助対象製品を設置・交換する工事
任意 工事	家事負担の軽減に資する設備の設置	ビルトイン食器洗機 掃除しやすいレンジフード ビルトイン自動調理対応コンロ 浴室乾燥機 宅配ボックス	1箇所/1住戸*1 補助対象製品を設置・交換する工事
		防犯性の向上に資する開口部の改修	外窓交換 ドア交換
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修	ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事
	キッチンセットの交換を伴う対面化改修		1箇所/1住戸 基準を満たさないキッチンセットを、基準を満たすキッチンセットに交換する対面化改修工事 ※基準は本事業のホームページで確認できます。
e) 防災性向上改修	ガラス交換 外窓交換	開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事	
f) バリアフリー改修	手すりの設置		1箇所/1住戸 便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事
	段差解消		便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口および上がりかまちならびに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)
	廊下幅等の拡張		介助用の車いすで容易に移動するために通路または出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事
	衝撃緩和畳の設置		衝撃緩和畳を新設または入れ替えにより設置する工事(4.5畳以上設置する場合に限る)
g) 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		補助対象製品を設置・交換する工事	
h) リフォーム瑕疵保険等への加入		補助対象となるリフォーム工事と併せて加入する、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うもの	

*1 リフォーム(一括)で宅配ボックスを共用として設置する場合は、設置するボックス数(20を上限とする)になります。

1-12 補助額と補助額上限

本事業の補助対象事業(申請タイプ)ごとの補助額は下表のとおりとします。

詳細については、各申請タイプの「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」を参照してください。

補助対象事業	補助額および上限		古家の除却を伴う場合の補助額の加算額
A 注文住宅の新築 B 新築分譲住宅の購入	GX志向型住宅	160万円/戸	—
	長期優良住宅	80万円/戸	20万円/戸 ^{*1}
	ZEH水準住宅	40万円/戸	
C 賃貸住宅の新築	GX志向型住宅	160万円/戸	—
	長期優良住宅	80万円/戸 ^{*2}	20万円/戸 ^{*3}
	ZEH水準住宅	40万円/戸 ^{*2}	
D リフォーム(戸別) ^{*4}	Sタイプ 必須工事3カテゴリーすべてを実施	必須工事の カテゴリー数に 応じて定める 補助額の合計	—
	Aタイプ 必須工事2カテゴリーを実施		
E リフォーム(一括) ^{*4}	Sタイプ 必須工事3カテゴリーすべてを実施	必須工事の カテゴリー数に 応じて定める 補助額の合計	—
	Aタイプ 必須工事2カテゴリーを実施		

- *1 新築住宅の建築主・購入者(その親族含む)が、所有する住宅の解体工事を発注し、2024年11月22日から完了報告までに解体工事が完了するものに限り、古家の所在地は、必ずしも新築住宅の所在地と同じである必要はありません。(販売事業者が除却した古家は加算の対象にはなりません)複数の古家を除却した場合も、1戸を上限とします。
- *2 補助対象は、要件を満たす賃貸住戸の50%です。(事務の合理化のため、交付申請手続きにおいては、長期優良住宅の場合40万円/戸、ZEH水準住宅の場合20万円/戸として取り扱います)
- *3 賃貸住宅の建築主かつ賃貸オーナーまたはその親族(建築主が個人である場合に限り)が、所有する住宅の解体工事を発注し、2024年11月22日から完了報告までに解体工事が完了するものに限り、また、古家と新築する賃貸住宅の所在地が同じ場合に限り、建替前後が共同住宅である場合、「解体した共同住宅の住戸数」または「新築する賃貸共同住宅のうち補助対象要件を満たす住戸数」のいずれか小さい戸数について加算を受けることができます。
- *4 1つの交付申請で申請する補助額合計が5万円以上に限る。

1-13 補助金の交付と還元

本補助金は交付申請を行ったグリーン住宅支援事業者に交付され、グリーン住宅支援事業者から共同事業者に以下①②のいずれかの方法により還元します。

還元方法については、交付申請の前に作成する本事業の「共同事業実施規約」(様式3-1、3-2)により、予め両方で合意するものとします。

なお、還元方法は原則①とします。

- ①補助事業に係る契約代金に充当する方法
- ②現金で支払う方法

また、C 賃貸住宅の新築については、交付された補助金は入居者に還元される必要があります。共同事業者と賃貸住宅管理業者の間で、予め入居者に配慮した家賃を設定してください。

補 足

- 交付される補助金の会計処理について

本補助金の受益者は、あくまでも補助対象者である共同事業者(新築住宅の建築主、購入者、またはリフォーム工事の発注者)です。

グリーン住宅支援事業者にとって、交付される補助金は、

 - ①の場合、共同事業者が支払うべき住宅代金(「売上」)の一部であり「売掛」や「未収金」として扱われることが一般的です。詳しくは、税理士および最寄りの税務署にご確認ください。
- 還元方法②の選択について

以下のような事情がある場合、還元方法②を選択することができます。

《還元方法②が選択可能な事情例》

 - ◆補助金が交付された時点において契約に係る代金が精算済みであり、①の債務に充当できないことが見込まれる場合
 - ◆ローンの申込金額から補助金相当分を除外できない場合(金融機関が残金を一括決済する等)
 - ◆再開発組合が工事請負契約を締結する等、住宅取得者(共同事業者)と契約者が一致しない場合

ただし、補助対象事業が「A 注文住宅の新築」「B 新築分譲住宅の購入」「C 賃貸住宅の新築」については、**完了報告時に共同事業者が本事業の要件を満たせない場合、事務局は補助事業者に補助金の返還を求めるため、既に支払済の場合、補助事業者は共同事業者から回収することとなります。**
- 賃貸住宅の新築について

長期優良住宅またはZEH水準住宅として補助金の交付を受ける共同事業者は、還元された補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を子育て世帯等の入居者に設定することが必要です。
- グリーン住宅支援事業者が倒産(個人事業主の場合は死亡)した場合について

速やかに事務局へご相談ください。

1-14 事業スケジュール

契約日の期間	新築 / 工事請負契約 : 建築着工前に締結 / 不動産売買契約 : 原則、交付申請(予約を含む)前に締結*1 リフォーム / 工事請負契約 : 補助対象工事の着手前に締結
補助対象工事の着手日*2*3の期間	2024年11月22日以降
交付申請の予約受付期間	2025年3月31日*4*5 ~ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日)*6
交付申請受付期間	2025年3月31日*4*5 ~ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日)*6
A 注文住宅の新築 / B 新築分譲住宅の購入 / C 賃貸住宅の新築 の場合のみ	
完了報告期間	戸建住宅 / 交付決定～2026年7月31日 共同住宅等で階数*7が10以下 / 交付決定～2027年4月30日 共同住宅等で階数*7が11以上 / 交付決定～2028年2月29日

*1 新築分譲住宅の購入の場合は、住宅購入者が決定していない時点においても、交付申請を行うことが可能です。

(共同住宅の場合、予め補助要件に適合する住宅の戸数を登録する必要があります)

*2 新築は基礎工事より後の工程の工事の着手日、リフォームはリフォーム工事の着手日です。

*3 工事請負契約以前に工事着手した場合、補助対象になりません。

*4 リフォーム(戸別)の受付開始です。なお、添付書類の登録は2025年4月14日より開始します。

*5 新築の各申請タイプ・リフォーム(一括)は、2025年5月以降、段階的に受付を開始する予定です。

*6 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。

交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

*7 階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

補 足

□ 新築における補助対象工事の着手日について

本事業における新築の補助対象工事の着手日とは、補助対象住宅の建築において、**基礎工事より後の工程の工事に着手する日**をいいます。

具体例は下記を参照ください。

◆2024年11月21日以前に**着手可能**な工事 : 杭/基礎 / 地下室 / 基礎断熱 / 足場等の仮設 / 給排水 / 電気土台敷(一体的に実施される床工事含む) / 外構

◆2024年11月21日以前に**着手不可**の工事 : 地上階の柱 / 壁 / 梁 / 屋根

□ リフォームにおける補助対象工事の着手日について

本事業におけるリフォームの工事着手日とは、締結した工事請負契約に含まれる最初の工事に着手する日のことをいいます。なお、現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲い、現場事務所の建設は工事着手にあたりません。

1-15 補助の対象外

以下の①から③までのいずれかに該当する場合、本事業の補助対象になりません。

①本事業における重複申請

以下に該当する場合、本事業に重複して申請することはできません。

- 1つの住宅について、「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。(申請者の重複禁止)
- 「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」または「賃貸住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、再度本事業のいずれかの補助事業に係る補助金の交付を受けることはできません。(住宅の重複禁止)

②子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)との重複申請

子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)で補助金の交付を受けた補助対象製品は、本事業では補助対象として取り扱われません。これは当該交付を受けた補助金を返還した場合であっても、同様です。(交付決定後、補助金の振込前に、交付申請の取下げを行った場合を除きます)

③住宅省エネ2025キャンペーン各構成事業との重複申請

「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」または「賃貸住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、他の構成事業の補助金の交付を受けることはできません。

1-16 補助金の返還

本事務局は、交付決定を取り消された*1、または取得財産の処分に反した補助事業に対して、その補助金の全額もしくは一部金額を交付しません。また、既に交付した補助金について、全額もしくは一部金額の返還を命じることがあります。

*1 本事務局または国は、不適切な行為により補助金の交付を受けた、または受けようとした交付申請(予約を含む)について、交付申請の却下または既に交付決定を行った場合においては、その取り消しを行うことがあります。

1-17 補助金の併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。

なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。具体的には以下①②のとおりとします。

① 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、賃貸住宅の新築について

住宅の本体工事の全部または一部を補助対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

② リフォームについて

住宅(外構含む)のリフォーム工事を補助対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、本事業で補助対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で補助対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合については、併用することができます。

■住宅省エネ2025キャンペーンの各構成事業、および前年度事業(住宅省エネ2024キャンペーンの各構成事業)は、以下の場合、併用はできません。

●本事業と先進的窓リノベ2025(2024)事業

両事業の補助対象である窓(ガラス)・ドアであっても、一つの窓等が両事業でそれぞれ補助を受けることはできません。また、同一開口部に複数の補助対象製品である窓(ガラス)・ドアを設置した場合は両事業を通じていずれか一つの製品のみ申請できます。

●本事業と給湯省エネ2025(2024)事業 / 賃貸集合給湯省エネ2025(2024)事業

両事業の補助対象である機器であっても、一つの機器に対して両事業の補助を受けることはできません。

ただし、補助対象が重複しない限り、併用が可能です。

万一、住宅省エネ2025キャンペーンおよび住宅省エネ2024キャンペーンの各構成事業と重複申請を行っていた場合、理由の如何によらず、本事業の交付申請を無効とし、交付決定の取り消しおよび返還等の措置となりますので、十分ご注意ください。

《代表的な補助制度との併用の取り扱い》

区分	補助制度		併用可否 ^{*1}	
			新築	リフォーム
住宅省エネ2024 キャンペーン	子育てエコホーム支援事業	新築	×	△
		リフォーム	—	○
	先進的窓リノベ2024事業	リフォーム	—	○ ^{*2}
	給湯省エネ2024事業	新築	—	△
		リフォーム	—	○
賃貸集合給湯省エネ2024事業	リフォーム	—	○	
国の他の 補助制度	地域型住宅グリーン化事業	新築	×	△
	サステナブル建築物等先導事業	新築	×	△
		リフォーム	△	○
	市街地再開発事業への補助	新築	△	△
	LCCM 住宅整備推進事業	新築	×	△
	長期優良住宅化リフォーム推進事業	リフォーム	▲	▲
	住宅エコリフォーム推進事業(補助金)	リフォーム	×	△
	子育て支援型共同住宅推進事業	新築	×	△
		リフォーム	—	▲
	CEV補助金(V2H充放電設備)	V2H 充放電設備	○	○
	超高層ZEH-M実証事業	新築	×	▲
	DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業	新築	○	△
		リフォーム	—	▲
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 (既存戸建住宅の断熱リフォーム支援事業含む)	新築	×	▲
		リフォーム	—	▲
	集合住宅の省CO2化促進事業 (既存集合住宅の断熱リフォーム支援事業含む)	新築	×	▲
		リフォーム	—	▲
	外構部の木質化対策支援事業	新築	○	▲
		リフォーム	—	▲
	JAS 構造材実証支援事業	新築	×	▲
リフォーム		—	▲	
住宅ローン減税等の税制優遇	新築	○	○	
	リフォーム	○	○	
住まいの復興給付金	新築	○	○	
	リフォーム	○	○	
被災者生活再建支援制度	新築	○	○	
	リフォーム	○	○	

*1 ○ : 併用可能(同じ契約)
 ▲ : 併用可能(事業ごとに別契約)
 △ : 併用可能(事業ごとに別契約・別工期)

*2 同じ開口部への補助は想定していません

自治体等が申請窓口となる補助事業との併用可否については、本キャンペーンでは回答しかねます。窓口となる自治体等にご確認ください。補助金の交付を受けた財産(設備等)を処分した場合の取り扱いは含まれません。各補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。

1-18 リフォーム工事における3省連携について

リフォーム工事については、国土交通省、経済産業省および環境省が連携することで、以下の4事業をワンストップで利用可能とします。

- ① 先進的窓リノベ2025事業
(住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業等) <環境省>
- ② 給湯省エネ2025事業
(高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金) <経済産業省>
- ③ 賃貸集合給湯省エネ2025事業
(既存賃貸集合住宅用小型省エネルギー型給湯器導入促進事業費補助金) <経済産業省>
- ④ 子育てグリーン住宅支援事業 **本事業** <国土交通省>

工事内容		(対象事業)	補助対象	補助額	
1) 省エネ改修	① 高断熱窓の設置	①先進的窓リノベ 2025事業 <環境省>	高性能の断熱窓 熱貫流率(Uw値)1.9以下等、 建材トップランナー制度 2030年目標水準値を超える もの等、一定の基準を満たす もの	リフォーム工事内容に 応じて定める額 上限200万円/戸	
	② 給湯器の設置	高効率給湯器 の設置	②給湯省エネ 2025事業 <経済産業省>	高効率給湯器 a)ヒートポンプ給湯機 b)ハイブリッド給湯機 c)家庭用燃料電池	定額(下記は主な補助額) a) 6万円/台 b) 8万円/台 c) 16万円/台 ※戸建住宅は2台まで、 共同住宅は1台までが上限 ※補助対象製品の性能や設置に 伴う従前設備の撤去により 追加で補助
	③ 開口部・躯体等の 省エネ改修工事 エコ住宅設備の設置			<必須工事カテゴリー> ◆開口部の断熱改修 ◆躯体の断熱改修 ◆エコ住宅設備の設置	Sタイプ 必須工事3つすべての カテゴリーを実施 上限60万円/戸
2) その他のリフォーム工事 ※必須工事のうちいずれか2つ以上のカテゴリーを 実施した場合に交付申請が可能		④子育てグリーン 住宅支援事業 <国土交通省>	<任意工事カテゴリー> ◆子育て対応改修 ◆防災性向上改修 ◆バリアフリー改修 ◆空気清浄機能・換気 機能付きエアコン の設置 ◆リフォーム瑕疵保険等 への加入	Aタイプ 必須工事のうちいずれか2つの カテゴリーを実施 上限40万円/戸	



リフォーム(戸別)

D

交付
申請

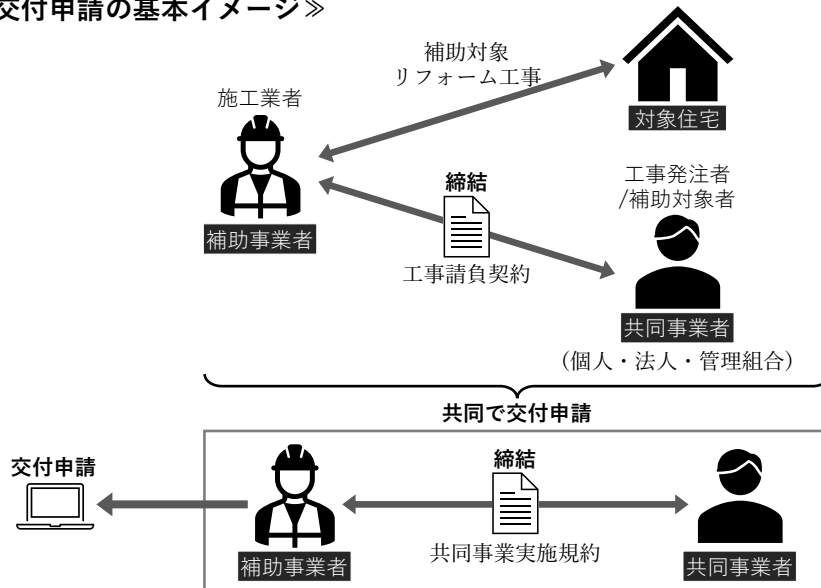
第2章 補助対象の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】 ※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

2-1 事業イメージ

本事業は、リフォーム工事の施工業者である補助事業者がリフォーム工事を発注する所有者等(共同事業者)からの委託を受けて補助金の申請を行い交付を受けるものです。
リフォームにおける事業のイメージは以下のとおりです。

《リフォーム交付申請の基本イメージ》



2-2 補助対象となる方

以下の①②を満たす方が補助対象者になります。

① リフォーム工事する住宅の所有者等である方

「住宅の所有者等」とは、以下のとおりです。

- ◆住宅を所有し、居住する個人またはその家族
- ◆住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ◆賃借人
- ◆共同住宅等の管理組合・管理組合法人
- ◆住宅の買取再販事業者(別の施工業者にリフォーム工事を発注する(工事請負契約がある)場合に限る)

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
《工事発注者が個人》 工事発注者の本人確認書類	(予約時) 交付申請時	工事請負契約書の工事発注者と同一であること	P82～83
《工事発注者が法人》 法人の实在確認ができる書類 (商業法人登記の写し等) および法人担当者の本人確認書類			P82～84

※次ページへ続く

② グリーン住宅支援事業者と工事請負契約等を締結し、リフォーム工事をする(発注する)方以下の書類にて確認します。

※工事請負契約等が結ばれていない工事は補助対象になりません。

添付書類	提出	確認方法	参照
工事請負契約書	(予約時) 交付申請時	工事発注者が所有者等、 請負者がグリーン住宅支援事業者であること	P60~61

補 足

分離発注によるリフォーム工事について

複数の施工業者に工事を分割して発注し、リフォーム工事をを行う(いわゆる分離発注)場合、工事の発注を受けた施工業者のうちの一社(代表事業者)が、他の施工業者を代表して「グリーン住宅支援事業者」に登録し、交付申請等の手続き、補助金の還元を行う場合に限り、補助対象になります。
なお、分離発注の場合、ワンストップ申請は利用できません。
分離発注の取り扱いの詳細については、P90~93を参照ください。

複数受注について

複数受注とは、同じ工事発注者と複数の工事請負契約を締結し、リフォーム工事の発注を受けることをいいます。本事業では、複数受注によって要件*1を満たす場合、交付申請を行うことができます。
ただし、すべての工事請負契約およびその工事着手が補助対象期間内である場合に限りです。
なお、複数契約をまとめて申請する場合、ワンストップ申請は利用できません。

*1 必須工事2つ以上のカテゴリーを実施、および申請する補助額合計が5万円以上

リフォーム工事の共同発注について

リフォーム工事の発注を複数の者が連名で行う場合、任意の契約者が共同事業者として交付申請を行うことができます。
なお、先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業または賃貸集合給湯省エネ2025事業と併用する場合、原則同じ方が両事業の共同事業者(補助対象者)として交付申請を行ってください。

工事請負契約の電子契約について

本事業において、提出される工事請負契約は電子契約を用いて締結されたものも対象となります。
提出する契約書の紙面上において、本事業の要件を満たすことが確認できる必要があります。
詳しくはP95~96をご確認ください。

いわゆるDIYについて

住宅の所有者やその家族等が自身で行う工事請負契約を伴わない工事は、本事業の補助対象になりません。

リースによる契約について

リースによる契約の場合、工事発注者は住宅の所有者等ではなく、リース事業者となるため、本事業の補助対象になりません。

2-3 補助対象となるリフォーム工事

以下の①②に該当するリフォーム工事を補助対象とします。

ただし、②については①の a)～c)のうち**2つ以上**のカテゴリーを含む工事を実施した場合のみ補助対象になります。

①必須工事

a) 開口部の断熱改修	ガラス交換 / 内窓設置 / 外窓交換 / ドア交換
b) 躯体の断熱改修	外壁の断熱改修 / 屋根・天井の断熱改修 / 床の断熱改修
c) エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム / 節水型トイレ / 高断熱浴槽 / 高効率給湯器 節湯水栓 / 蓄電池

②任意工事


d) 子育て対応改修	家事負担の軽減に資する設備の設置	ビルトイン食器洗機 掃除しやすいレンジフード ビルトイン自動調理対応コンロ 浴室乾燥機 宅配ボックス
	防犯性の向上に資する開口部の改修	外窓交換 / ドア交換
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修	ガラス交換 / 内窓設置 / 外窓交換 / ドア交換
	キッチンセット*1の交換を伴う対面化改修	
e) 防災性向上改修	ガラス交換 / 外窓交換	
f) バリアフリー改修	手すりの設置 / 段差解消 / 廊下幅等の拡張 / 衝撃緩和畳の設置	
g) 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		
h) リフォーム瑕疵保険等への加入		

*1 キッチンセットとは、キッチン用シンク(給排水設備と接続されていること)、調理台、コンロ(IHクッキングヒーター含む)、調理室用の換気設備のすべてが一体的に設置されているものをいいます。
キッチンセットの交換を伴う対面化改修で補助金が交付される場合、掃除しやすいレンジフードおよびビルトイン自動調理対応コンロについて補助を受けることはできません。

※対象製品のメーカーが施工業者として、工事発注者と工事請負契約を締結し、自社で施工する場合も補助対象になります。

③補助対象にならない工事

以下に該当する工事は補助対象になりません。

 補助対象にならない工事	<ul style="list-style-type: none"> ◆ドアの一部およびドアに付随する欄間に取り付けられたガラスを交換する工事 ◆店舗併用住宅等の住宅以外の部分の工事 (例：店舗部分に設置するトイレ、事務所に設置するエアコン等) ◆外皮以外の部分(外気に面しない間仕切壁)の窓やガラス、ドアの工事 ◆太陽光発電設備の設置工事 ◆家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)の設置工事 ◆リース設備の設置工事 ◆中古品を用いた工事 ◆住宅の所有者等が住宅設備を購入し、その取付を補助事業者に依頼する工事 (いわゆる施主支給や材工分離工事)
---	---

※次ページへ続く

補 足

- **必須工事の取り扱いについて**
下記の工事実施例は、**必須工事1カテゴリーの実施**として取り扱います。
 - ◆開口部の断熱改修における内窓交換とドア交換の2工事を実施
 - ◆躯体の断熱改修における外壁の断熱改修と床の断熱改修の2工事を実施
 - ◆エコ住宅設備の設置における節水型トイレと節湯水栓の2設備を設置
- **開口部の改修について**
d)子育て対応改修「防犯性の向上に資する開口部の改修」「生活騒音への配慮に資する開口部の改修」、
e)防災性向上改修のうち、a)開口部の断熱改修の基準を満たすものは①の必須工事を含んでいるものとして取り扱います。
- **リフォーム工事3省連携における本事業の取り扱いについて**
住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業で補助を受けている場合、本事業では下記のように取扱います。
ただし、リフォーム(一括)の場合は除きます。
 - ◆先進的窓リノベ2025事業
本事業の必須工事「開口部の断熱改修」を実施したものととして取扱います。
 - ◆給湯省エネ2025事業 / 賃貸集合給湯省エネ2025事業
本事業の必須工事「エコ住宅設備の設置」を実施したものととして取扱います。
 ただしその場合、他の構成事業での交付決定額を、本事業における補助額に組み込むことはできません。
- **増築部分におけるリフォーム工事について**
増築自体は対象工事ではありませんが、増築部分が住宅であり、性能や要件に該当する工事を行う場合は補助対象となります。
ただし、離れや別棟の建築等、建築確認上、「増築」と取り扱われる場合でも、住宅瑕疵担保履行法上の資力確保措置の義務(保険や供託)の対象となる住宅は、リフォーム工事の補助対象として想定しておりません。

2-4 補助額・補助上限

補助額・補助上限については、以下①～③のとおりです。

① 補助額

補助額は、実施する**リフォーム対象工事に応じて定める補助額の合計**とします。

同一のリフォーム工事が複数の補助対象工事に該当する場合、いずれか高い補助額で合計することができます。

対象となる各リフォーム対象工事に応じた補助額はP28～43を参照ください。

交付申請する補助額の合計が5万円以上の場合に補助の対象になります。

② 補助上限

実施した必須工事に応じて、補助上限は変わります。

補助メニュー	補助要件	補助上限額
Sタイプ	必須工事 3つのすべて のカテゴリーを実施	60万円/戸
Aタイプ	必須工事のうち、 いずれか2つ のカテゴリーを実施	40万円/戸

③ 複数回行うリフォーム工事

同一住戸に複数回に分けてリフォーム工事を行う場合、補助上限額の範囲内で複数回交付申請をすることができます。

ただし、交付申請ごとにすべての補助要件を満たす必要があります。

2-5 補助対象期間

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

工事請負契約日	補助対象工事の着手前
補助対象工事の着手期間	2024年11月22日～交付申請(交付申請の予約の場合は予約の提出)まで
工事完了日	遅くとも2025年12月31日まで

※交付申請の締切は予算の執行状況に応じて公表します。交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

補 足

□ 補助対象工事の着手日の定義

本事業における補助対象工事の着手日は、契約に含まれるすべての工事のうち、最初の工事に着手した日です。
(補助対象とならない工事を含む)

なお、現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲、現場事務所の建設は工事にあたりません。



リフォーム(戸別)

D

交付
申請

第3章 リフォーム工事の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】 ※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

3-1 開口部の改修

以下の1)～4)の改修方法により行う、㊦～㊥の機能に該当する改修工事を補助対象とします。

【改修方法】

1) ガラス交換*1	既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう*2。
2) 内窓設置	既存窓の内側に、新たに窓を設置するもの、および既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。 ただし、 外皮部分に位置する既存外窓(ドア)の開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限る。
3) 外窓交換	既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの、および新たに窓を設置するものをいう。
4) ドア交換	既存のドアを取り除き新たなドアに交換するもの、および新たにドアを設置するものをいう。

*1 障子枠(ガラス+フレーム)のみを交換し、枠を交換しない、または新たに設置しない場合には、ガラス交換として取り扱います。

*2 ドアに付いているガラスのみ交換の改修は補助対象外となります。

【機能】

㊦ 断熱改修(以下、「断熱等」という) 建築物省エネ法に基づく地域区分や製品の断熱性能によって補助対象となる製品が異なります。 断熱性能によっては、「先進的窓リノベ2025事業」において、より高い補助を受けることができる場合があります。 また、「先進的窓リノベ2025事業」にて交付決定を受けている場合は、 本事業における必須工事「開口部の断熱改修」を実施しているもの として扱います。	P30～31 参照
㊩ 防犯性の向上に資する開口部の改修(以下、「防犯」という)	P32参照
㊵ 生活騒音への配慮に資する開口部の改修(以下、「防音」という)	P32～33 参照
㊥ 防災性の向上に資する開口部の改修(以下、「防災」という)	P33参照

なお、本事業に**予め「対象製品」*3**として登録された製品を使用した工事が補助対象になります。
対象製品の登録の有無は以下のとおりです。

機能	1) ガラス交換	2) 内窓設置	3) 外窓交換	4) ドア交換
㊦ 断熱等*4	○	○	○	○
㊩ 防犯	—	—	○	○
㊵ 防音	○	○	○	○
㊥ 防災	○	—	○	—

*3 本事業のホームページで確認できます。

*4 住宅が属する地域区分により、対象製品とならないことがあります。ご注意ください。

以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。改修を行った開口部ごとに提出が必要です。

添付書類	提出	確認方法	参照
＜開口部の改修＞			
性能証明書	交付申請時	メーカー名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること。	P63
工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	開口部の改修が実際に行われていること。 ※予約時は工事前写真の提出が必要	P76～80

補 足

□ ドアについて

原則、住宅の外皮部分にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具を「ドア」といいます。
(屋外から施錠できない建具は原則、「外窓」といいます)

ただし、屋外から施錠できない建具であっても、大半を不透明材料が占める製品はドアと取り扱うことがあります。
(製品の登録過程で「ドア」として登録されます)

※次ページへ続く

補足 ※続き

□ 複数の機能を有する対象製品を使用した工事について

対象製品には「断熱等」と他の機能を同時に有する(例:「断熱等」と「防犯」の機能を有する製品)ものがあります。これらの製品を使用した場合でも重複して補助を受けることはできません。有する機能のうち、補助額が一番高いものの補助額を計上してください。その際、当該製品がリフォーム工事を行った住宅において「断熱等」に該当する(地域区分が対象である)場合、本事業の必須工事「開口部の断熱改修」を実施したものと取り扱います。

□ 同一開口部に対する複数製品の重複設置について

例えば、対象製品である内窓と外窓(ガラス交換も同様)を重複して、重なるように設置した場合、いずれかの製品のみ補助対象として本事業の交付申請を行うことができます。(右図:例①参照)
(他方の製品を先進的窓リノベ2025事業の補助対象とすることはできません)

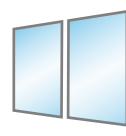
他方、対象製品である複数の外窓(内窓、ガラス交換も同様)を並べて、重ならないように設置した場合、すべての製品を補助対象として本補助金の交付申請を行うことができます。(右図:例②参照)

例①
窓(ガラス)・ドアを
2枚重複して重なる
ように設置



片方の
製品のみ
補助対象

例②
窓(ガラス)を
2枚並べて重ならない
ように設置


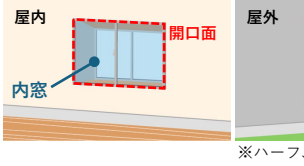

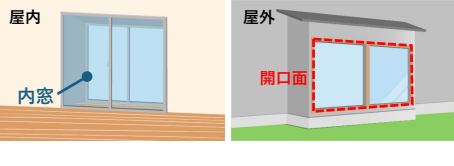

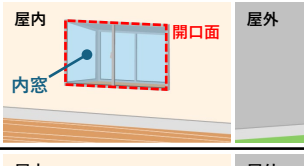

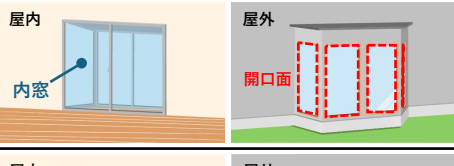

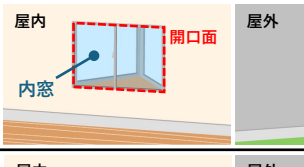

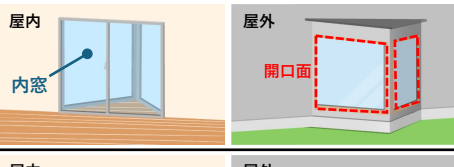

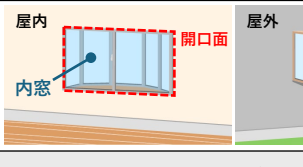

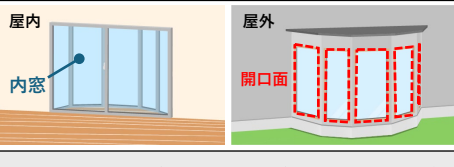


両方の
製品が
補助対象

□ 出窓の取り付け部に設置する内窓の取り扱いについて

出窓に内窓を設置する場合、**出窓の形状や躯体の状況**により、補助対象にならない場合があります。代表的な事例と補助対象となるかどうかについて、以下に示しますので、参考にしてください。

※開口面(屋内側の面)から50cm以内に設置しない場合、開口面と平行に設置しない場合は、形状にかかわらず補助対象となりませんので、ご注意ください。

出窓の形状	出窓部分がサッシのみで構成された出窓の例 (腰高窓に多い)		躯体が張り出した出窓の例 (掃出し窓に多い)	
	補助対象	イメージ ※開口面は出窓の取り付け部分	補助対象	イメージ ※開口面は既存の外窓部分
角型	 *1	 屋内 開口面 内窓 屋外 ※ハーフ、トップライト型含む	 *2	 屋内 開口面 内窓 屋外
角型 ※側面に窓がある	 *1	 屋内 開口面 内窓 屋外	 *3	 屋内 開口面 内窓 屋外
三角	 *1	 屋内 開口面 内窓 屋外	 *3	 屋内 開口面 内窓 屋外
弓型	 *1	 屋内 開口面 内窓 屋外	 *3	 屋内 開口面 内窓 屋外

*1 出窓部分がサッシであり、開口面は屋内の壁と平行となります。このため、図のように屋内の壁と平行に内窓を設置する場合、開口面とも平行になり補助対象となります。

*2 出窓部分が躯体であり、開口面は外壁と平行(≒外窓のガラス面)となります。この場合、外窓と屋内の壁は平行であるため、図のように屋内の壁と平行に設置する内窓は、開口面(≒外窓)とも平行になり補助対象となります。

*3 出窓部分が躯体であり、開口面は外壁と平行(≒外窓のガラス面)となります。いずれの場合も、外窓は屋内の壁と平行とならないため、図のように屋内の壁と平行に設置する内窓は、開口面(≒外窓)とも(一部を除き)平行とならないことから、補助対象となりません。

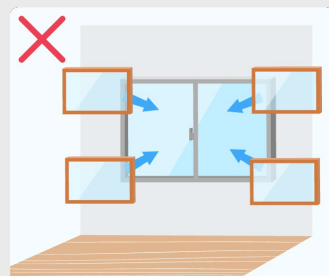
□ 既存の外窓1つに対して新たに3つ以上設置する内窓について

原則、補助対象にはなりません。

ただし、以下に該当する場合、3つ以上の内窓設置を可とします。

◆既存の外窓のガラス面と同数の内窓を設置する場合
(ルーバー窓は連動するガラス全体を1面とする)

◆内窓の強度の制約から既存の外窓と同じ大きさの内窓設置ができず、やむを得ず最低限の分割する場合
(必要に応じて、製品メーカーのカタログ等の提出を求め、確認を行います)



ア 断熱改修(断熱等)

改修後の開口部の熱貫流率^{*1}および日射熱取得率が、下表に示す一定の**基準値以下**となるよう行う断熱改修を補助対象とします。

(補助対象となる開口部の窓・ドア等の仕様例については、P99～101参照)

*1 令和4年9月に更新された国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第三節 熱貫流率及び線熱貫流率 5.部位の熱貫流率 5.2 開口部 5.2.4 大部分が透明材料で構成される開口部(窓等)又は大部分が不透明材料で構成されている開口部(ドア等)の熱貫流率」に基づき、開口部の熱貫流率は、JIS A 2102-1 などによる方法の他、当該窓およびドアの仕様に応じて付録Bで定める熱貫流率の値によることもできます。

<熱貫流率 / 日射熱取得率と性能区分コード>

熱貫流率 (W/(m ² ・K))	1.1以下	1.1超 1.5以下	1.5超 1.9以下	1.9超 2.3以下	2.3超 2.9以下	—	—
日射熱取得率 (W/(m ² ・K))	—	—	—	—	—	0.52以下	0.65以下
性能区分コード	P	S	A	B	C	Y	Z

<熱貫流率の基準値>

※単位：基準値(性能区分コード)

住宅の建て方	地域区分ごとの熱貫流率の基準値 ^{*2} (W/(m ² ・K))				
	1～2 地域	3 地域	4 地域	5～7 地域	8 地域
戸建	1.9 (A)	1.9 (A)	2.3 (B)	2.3 (B)	—
共同	1.9 (A)	2.3 (B)	2.9 (C)	2.9 (C)	—

*2 基準値以下の熱貫流率の製品が補助対象になります。

<日射熱取得率の基準値>

対象	住宅の建て方	地域区分ごとの日射熱取得率の基準値 ^{*3} (W/(m ² ・K))				
		1～2 地域	3 地域	4 地域	5～7 地域	8 地域
窓およびドア	戸建	—	—	—	—	0.52 (Y)
	共同	—	—	—	—	
ガラス	戸建	—	—	—	—	0.65 (Z)
	共同	—	—	—	—	

*3 基準値以下の日射熱取得率の製品が補助対象になります。

本事業のガラス交換においては、下表に示す建具の仕様に応じたガラス中央部の熱貫流率の**基準値以下**の製品も補助対象とします。

住宅の建て方	サッシ仕様	地域区分ごとのガラス中央部の熱貫流率の基準値 (W/(m ² ・K))			
		1～2 地域	3 地域	4 地域	5～7 地域
戸建	木製・樹脂製	1.3	1.3	1.9	1.9
	金属とその他材料の複合	0.99	0.99	1.4	1.4
	金属製	0.54	0.54	1.0	1.0
共同	木製・樹脂製	1.3	1.9	2.8	2.8
	金属とその他材料の複合	0.99	1.4	2.2	2.2
	金属製	0.54	1.0	1.7	1.7

補助額は、改修方法および開口部の大きさに応じて定める補助額に、施工箇所(枚)数を乗じた額とします。

改修方法	面積	補助額	備考
ガラス交換	大 1.4㎡以上	14,000円 /枚	<ul style="list-style-type: none"> ・面積はガラスの寸法を測定 ・箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出 ・ドアに付くガラスのみ交換の改修は補助対象外
	中 0.8㎡以上 1.4㎡未満	10,000円 /枚	
	小 0.1㎡以上 0.8㎡未満	4,000円 /枚	
内窓設置	大 2.8㎡以上	17,000円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・面積はサッシの枠外寸法を測定 ・内窓交換を含む
	中 1.6㎡以上 2.8㎡未満	13,500円 /箇所	
	小 0.2㎡以上 1.6㎡未満	11,000円 /箇所	
外窓交換	大 2.8㎡以上	34,000円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・面積はサッシの枠外寸法を測定
	中 1.6㎡以上 2.8㎡未満	27,000円 /箇所	
	小 0.2㎡以上 1.6㎡未満	22,000円 /箇所	
ドア交換	大 開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	49,000円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・面積は戸枠の枠外寸法を測定
	小 開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	43,000円 /箇所	

補 足

□ ガラス交換用製品の種類について

ガラス製品は、交換方法により以下の3つに分けられます。
それぞれ「グレードコード」により性能が表示されており、既存サッシとの組み合わせにより、窓の性能区分が決まります。
サッシの性能は「木製・樹脂製」>「金属とその他素材との複合」>「金属製」です。

汎用ガラス	<p>一般的なガラス交換用の製品で、お使いのサッシのサイズに合わせて加工され、取付されます。いずれの既存サッシとも組み合わせることができます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="13">グレードコード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高</td> <td colspan="11"></td> <td style="text-align: center;">低</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">GA</td> <td style="text-align: center;">GA2</td> <td style="text-align: center;">GB</td> <td style="text-align: center;">GC</td> <td style="text-align: center;">GD</td> <td style="text-align: center;">GE</td> <td style="text-align: center;">GF</td> <td style="text-align: center;">GG</td> <td style="text-align: center;">GH</td> <td style="text-align: center;">GI</td> <td style="text-align: center;">GJ</td> <td style="text-align: center;">R6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	グレードコード													高												低	GA	GA2	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	R6	
グレードコード																																								
高												低																												
GA	GA2	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	R6																													
リフォーム専用ガラス	<p>「金属製」サッシに付属する単層(1枚)ガラスを、複層ガラスに交換する製品です。アタッチメントが付いた製品や薄型の複層ガラス製品があり、交換が容易です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">グレードコード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">低</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">R1</td> <td style="text-align: center;">R2</td> <td style="text-align: center;">R3</td> <td style="text-align: center;">R6</td> </tr> </tbody> </table>	グレードコード				高			低	R1	R2	R3	R6																											
グレードコード																																								
高			低																																					
R1	R2	R3	R6																																					
二重窓 リフォーム品	<p>既存の二重窓(内窓と外窓がある状態)のどちらかのガラスを交換する製品で、いずれの既存サッシとも組み合わせることができます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="10">グレードコード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高</td> <td colspan="8"></td> <td style="text-align: center;">低</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">WA</td> <td style="text-align: center;">WB</td> <td style="text-align: center;">W1</td> <td style="text-align: center;">W2</td> <td style="text-align: center;">W3</td> <td style="text-align: center;">W4</td> <td style="text-align: center;">W5</td> <td style="text-align: center;">W6</td> <td style="text-align: center;">R6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	グレードコード										高									低	WA	WB	W1	W2	W3	W4	W5	W6	R6										
グレードコード																																								
高									低																															
WA	WB	W1	W2	W3	W4	W5	W6	R6																																

□ 『我が家の断熱窓検索』について

本キャンペーンのホームページ【我が家の断熱窓検索】では、既存サッシや住宅の建て方を入力することで性能区分に応じたガラス交換用の対象製品を確認することができます。

<https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/my-window-search/>

① 防犯性の向上に資する開口部の改修(防犯)

以下の基準に該当する改修を補助対象とします。

対象設備	基準
窓・ドア	「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載・公表された防犯建物部品(CPマークを取得したものであること。

補助額は、改修方法および開口部の大きさに応じて定める補助額に、施工箇所数を乗じた額とします。

改修方法	面積	補助額	備考
外窓交換	大 2.8㎡以上	37,000円 /箇所	・面積はサッシの枠外寸法を測定
	中 1.6㎡以上 2.8㎡未満	26,000円 /箇所	
	小 0.2㎡以上 1.6㎡未満	22,000円 /箇所	
ドア交換	大 開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	53,000円 /箇所	・面積は戸枠の枠外寸法を測定
	小 開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	38,000円 /箇所	

② 生活騒音への配慮に資する開口部の改修(防音)

以下の基準に該当する改修を補助対象とします。

《生活騒音への配慮に資する窓・ドア等の基準》

対象設備	基準
窓・ドア	既存のサッシに内窓を設置して二重窓とすること、JIS A 4706:2015(サッシ)に規定する遮音性能がT1以上であるものに交換することまたは品確法に基づく日本住宅性能表示基準で定める透過損失等級(外壁開口部)の等級2以上であるものに交換すること。

《生活騒音への配慮に資するガラスの基準》

対象設備	複層ガラスの厚み	断熱構造サッシ (開閉形式問わず)	アルミ製サッシ		
			開き系	引き系/上げ下げ オーニング	出窓
複層 ガラス	一方が公称3mm以上、他方が公称3mm以上	○	○	—	—
	一方が公称3mm以上、他方が公称4mm以上	○	○	○	—
	一方が公称3mm以上、他方が公称5mm以上	○	○	○	○

※複層ガラスの中空層は、6mm以上、16mm以下が補助対象になります。

※三層複層ガラス、真空複層ガラス、リフォーム専用ガラス(アタッチメント付きガラス、真空ガラス)は、補助対象になりません。

※次ページへ続く

補助額は、改修方法および開口部の大きさに応じて定める補助額に、施工箇所(枚)数を乗じた額とします。

改修方法	面積	補助額	備考
ガラス交換	大 1.4㎡以上	11,000円 /枚	<ul style="list-style-type: none"> ・面積はガラスの寸法を測定 ・箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出 ・ドアに付くガラスのみ交換の改修は補助対象外
	中 0.8㎡以上 1.4㎡未満	8,000円 /枚	
	小 0.1㎡以上 0.8㎡未満	3,000円 /枚	
内窓設置	大 2.8㎡以上	12,500円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・面積はサッシの枠外寸法を測定 ・内窓交換を含む
	中 1.6㎡以上 2.8㎡未満	10,000円 /箇所	
	小 0.2㎡以上 1.6㎡未満	8,500円 /箇所	
外窓交換	大 2.8㎡以上	25,000円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・面積はサッシの枠外寸法を測定
	中 1.6㎡以上 2.8㎡未満	20,000円 /箇所	
	小 0.2㎡以上 1.6㎡未満	17,000円 /箇所	
ドア交換	大 開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	36,000円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・面積は戸枠の枠外寸法を測定
	小 開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	32,000円 /箇所	

Ⅰ 防災性の向上に資する開口部の改修(防災)

以下の基準に該当する改修を補助対象とします。

対象設備	基準
窓	「JIS R 3109:2018 建築用ガラスの暴風時における飛来物衝突試験方法」に基づき実施する試験により、屋根瓦の破片相当以上の飛来物の衝突に対して安全性を有することが確認された合わせガラスまたは合わせ複層ガラスであること。

補助額は、改修方法および開口部の大きさに応じて定める補助額に、施工箇所(枚)数を乗じた額とします。

改修方法	面積	補助額	備考
ガラス交換	大 1.4㎡以上	18,000円 /枚	<ul style="list-style-type: none"> ・面積はガラスの寸法を測定 ・箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出 ・ドアに付くガラスのみの交換の改修は補助対象外
	中 0.8㎡以上 1.4㎡未満	12,000円 /枚	
	小 0.1㎡以上 0.8㎡未満	7,000円 /枚	
外窓交換	大 2.8㎡以上	41,000円 /箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・面積はサッシの枠外寸法を測定
	中 1.6㎡以上 2.8㎡未満	27,000円 /箇所	
	小 0.2㎡以上 1.6㎡未満	16,000円 /箇所	

3-2 躯体の断熱改修

原則として次のJISに該当し、熱伝導率[W/(m・K)]が0.052以下のノンフロン製品で、性能担保および品質管理体制について以下の3種類の種類のいずれかを満たすものが補助対象です。

該当するJIS	JIS A9504、JIS A9511、JIS A9521、JIS A9523、JIS A9526、JIS A5905、JIS A5901、JIS A5914
性能担保および品質管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ① JIS認証を取得しJISマークが表示されている製品 ② JIS認証を取得していないが、第三者により、JISと同等の性能および品質管理体制が確認されているもの ③ JISに対し、適切な試験方法と予備試験体数に基づき、JIS Q1000またはJIS Q17050-1による自己適合宣言が行われ、JISと同等以上の性能および品質管理体制を有していることを証する資料等(②の第三者による確認と同程度のものに限る)の提供を行うことができるもの

なお、本事業に**予め「対象製品^{*1}」**として登録された製品を使用した工事が補助対象になります。以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。改修を行った部位ごとに提出が必要です。

添付書類	提出	確認方法	参照
<<躯体の断熱改修>>			
納品証明書*2(本事業指定様式) または施工証明書*2(本事業指定様式)	交付申請時	<<納品証明書>> 納入者*3名の記載があること、納入先がリフォームした住宅の所在地と一致すること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること、断熱材区分と使用量が要件を満たしていること。 <<施工証明書>> 施工業者名の記載があること、納入先がリフォームした住宅の所在地と一致すること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること、断熱材区分と使用量が要件を満たしていること。	P66~67
工事中の写真	交付申請時	躯体の断熱改修が実際に行われていること。	P76

*1 本事業のホームページで確認できます。

*2 ボード系、マット系断熱材は「納品証明書(ボード系、マット系)」、畳床用断熱材は「納品証明書(畳床用)」、吹込み・吹付け系断熱材は「施工証明書(吹込み・吹付け)」の書類であることが必要です。指定様式は、本事業のホームページよりダウンロードできます。

*3 メーカーや卸売業者も含む。

補助額は、改修後の外壁・間仕切壁、屋根・天井または床の部位ごとに、最低使用量以上の断熱材を使用する改修に応じて、下表に定める補助額とします^{*1}。

*1 実施された工事内容を基に補助事業者が「全体断熱」か「部分断熱」を選択、その内容により補助額が決定される。

施工部分	断熱材の区分 ^{*2} 熱伝導率(単位: W/m・K)	最低使用量(単位: m ³ (立米))				1戸あたりの補助額
		A-1/A-2/B/C		D/E/F		
		0.052~0.035		0.034以下		
	住宅種別	戸建住宅	共同住宅	戸建住宅	共同住宅	
外壁 ^{*3} ・間仕切壁 ^{*4}	全体断熱の場合	11.0	3.1	7.0	1.9	169,000円 /戸
	部分断熱の場合 ^{*5}	5.5	1.6	3.5	1.0	84,000円 /戸
屋根・天井	全体断熱の場合	12.0	8.0	8.0	5.7	60,000円 /戸
	部分断熱の場合 ^{*5}	6.0	4.0	4.0	2.9	30,000円 /戸
床	全体断熱の場合	6.0	5.0	3.0	2.3	105,000円 /戸
	(基礎断熱の場合)	1.8	0.75	0.9	0.345	
	部分断熱の場合 ^{*5}	3.0 ^{*6}	2.5	1.5 ^{*6}	1.2	52,000円 /戸
	(基礎断熱の場合)	0.9	0.375	0.45	0.18	

*2 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができる。

*3 共同住宅においては、界壁を含む。

*4 間仕切壁は部分断熱に限る。

*5 「部分断熱」とは、上表に示す部分断熱の場合の使用量以上の断熱材を使用する場合をいう。

*6 最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の最低使用量を適用する。

《断熱材の区分》

断熱材の区分	熱伝導率 [W/m・K]	断熱材の種類例
A-1	0.052~0.051	<ul style="list-style-type: none"> 吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852 吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2552, LFRW2551, LFRW3051 インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーボード) DIB, DIBP
A-2	0.050~0.046	<ul style="list-style-type: none"> グラスウール断熱材(通常品) GW10-48, GW10-49, GW10-50 グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-46, GWHG10-47 吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW2050 吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2547
B	0.045~0.041	<ul style="list-style-type: none"> グラスウール断熱材(通常品) GW12-45, GW16-45, GW20-42 グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-43, GWHG10-45, GWHG12-43 ロックウール断熱材(LA, LB, LC) RWLA, RWLB, RWLC 吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045 ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(4号) EPS4 ポリエチレンフォーム断熱材(1種1号、2号) PE1.1, PE1.2
C	0.040~0.035	<ul style="list-style-type: none"> グラスウール断熱材(通常品) GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36 グラスウール断熱材(高性能品) GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG16-38, GWHG20-35, GWHG24-35, GWHG24-36, GWHG32-35, GWHG20-36 ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット) IM 吹込み用グラスウール断熱材(屋根・床・壁用) LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036, LFGW3238 吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039 吹込み用ロックウール断熱材(屋根・床・壁用) LFRW6038 ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(2号、3号) EPS2, EPS3 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種) XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC ポリエチレンフォーム断熱材(2種) PE2 吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040 フェノールフォーム断熱材(2種1号、3種1号) PF2.1A, PF3.1A フェノールフォーム保温板(3種1号) PF-B-3.1 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種3) NF3
D	0.034~0.029	<ul style="list-style-type: none"> グラスウール断熱材(通常品) GW80-33, GW96-33 グラスウール断熱材(高性能品) GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-33, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33 ロックウール断熱材 RWHC ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(1号) EPS1 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(2種) XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC ポリエチレンフォーム断熱材(3種) PE3 フェノールフォーム断熱材(2種2号) PF2.2A I, PF2.2A II 硬質ウレタンフォーム断熱材(1種) PUF1.1 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1、2) NF1, NF2
E	0.028~0.023	<ul style="list-style-type: none"> 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC フェノールフォーム断熱材(2種3号) PF2.3A 硬質ウレタンフォーム断熱材(1種、2種、3種) PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1H、2H) NF1H, NF2H
F	0.022 以下	<ul style="list-style-type: none"> 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aD, XPS3bD フェノールフォーム断熱材(1種1号、2号、3号) PF1.1A, PF1.2C, PF1.2D, PF1.2E, PF1.3B フェノールフォーム保温板1種2号 PF-B-1.2 硬質ウレタンフォーム断熱材(2種) PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F

*1 JIS A 5901:2018で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、および、JIS A 5914で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種b*2)、KT-N(1種b*2)については、断熱材区分A-1~Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。またKT-K(3種b*2)、KT-N(3種b*2)については、断熱材区分Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分A-1~Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

*2 JIS A 9521:2022で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

3-3 エコ住宅設備の設置

本事業に**「対象製品^{*1}」**として登録された製品を使用した工事のみ補助対象とします。

^{*1} 本事業のホームページで確認できます。

以下の設備の補助額は、設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じた補助額とします。

対象設備		基準	補助額
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 (蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること)	30,000円 /戸
高断熱浴槽		JIS A5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。	32,000円 /戸
高効率給湯器	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	JIS C9220:2018に基づく年間給湯保温効率、または年間給湯効率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。	30,000円 /戸
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。	
	潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあって、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。	
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯機)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること。	
蓄電池		定置用リチウム蓄電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。	64,000円 /戸

高効率給湯器については、性能および設置(取替)する住宅・用途の種別により「給湯省エネ2025事業」「賃貸集合給湯省エネ2025事業」にて、より高い補助を受けられる場合があります。

「給湯省エネ2025事業」「賃貸集合給湯省エネ2025事業」において交付決定を受けている場合は、**本事業の必須工事「エコ住宅設備の設置」**を実施しているものとして扱います。

以下の設備の補助額は、設備の種類に応じた補助額に設置台数を乗じた額とします。

対象設備		基準	補助額
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの	上記の節水に関する基準に加え、(1)~(3)のいずれかを満たすトイレであること。 (1) 総高さ700mm以下に低く抑えていること。 (2) 背面にキャビネット(造作されたものを除く)を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3) 便器ボウル内を除菌 ^{*2} する機能を備えていること。	23,000円 /台
	掃除しやすい機能を有するもの以外	JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」またはJIS A5207:2019 またはJISA5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。	21,000円 /台
節湯水栓		JIS B2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。	6,000円 /台

^{*2} 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。設置した住宅設備ごとに提出が必要です。

添付書類	提出	確認方法	参照
《エコ住宅設備の設置》			
《太陽熱利用システム / 高断熱浴槽》 性能証明書	交付申請時	メーカー名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*1であること。	P64
《節水型トイレ / 節湯水栓》 納品書の写し	交付申請時	納品元(販売店、流通事業者等)*2の記載があること、納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先に事業者名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*1であること。	P68
《高効率給湯器》 納品書の写しまたは保証書の写し または 銘板ラベル写真	交付申請時	《納品書の写し》(エコジョーズ・エコフィールの場合) 納品元(販売店、流通事業者等)*2の記載があること、納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先に事業者名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*1であること。 《保証書の写し》(エコキュートの場合) メーカーが発行した保証書であること、設置場所がリフォームした住宅であること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*1であること。 《銘板ラベル写真》(ハイブリット給湯機の場合) ヒートポンプの銘板ラベルの写真であること、メーカー名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*1であること。	P70~72
《蓄電池》 出荷証明書または保証書の写し	交付申請時	《出荷証明書》 出荷元(メーカーや販売店等)の記載があること、納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先の事業者名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*1であること。 《保証書の写し》 メーカーが発行した保証書であること、設置場所がリフォームした住宅であること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品*1であること。	P73
《すべての設備》 工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	該当する設備が実際に設置されていること。 ※予約提出時は工事前写真の提出が必要	P76~80

*1 本事業のホームページで確認できます。

*2 メーカーや販売会社も含む。

3-4 子育て対応改修

以下1)の工事において、本事業に**予め「対象製品^{*1}」**として登録された製品を使用した工事のみを補助対象とします。

(「防犯性の向上に資する開口部の改修」「生活騒音への配慮に資する開口部の改修」については、『3-1 開口部の改修』に記載しています)

*1 本事業のホームページで確認できます。

1) 家事負担の軽減に資する住宅設備

補助額は設置台数によらず、設置を行った設備の種類に応じた補助額とします。

対象設備	基準	補助額
ビルトイン 食器洗機	電気用品安全法に規定する「電気食器洗機」で、組込型であること。	25,000円/戸
掃除しやすい レンジフード	次の㉗～㉙のすべてを満たすものであること。 ㉗電気用品安全法に規定する「換気扇」であること。 ㉘レンジフードのファンの形態が「遠心送風機型」であること。 ㉙次のi)～iv)のいずれかの部品を備えている場合にそのすべて ^{*2} がa)またはb)の仕様構造になっていること。 i)整流板 ii)グリスフィルター iii)ファン iv)油受け皿 a) 工具を使用することなく、使用者が着脱可能であることで、洗い掃除を可能としているもの。 b) レンジフードの清掃の際、水(ぬるま湯)や台所用洗剤によって、油煙汚れを除去し易くする目的で、「はつ油(性)処理」 ^{*3} 、「親水(性)処理」 ^{*4} または「ホーロー(珪瑯)処理」 ^{*5} のいずれかの表面処理を施したものの。	13,000円/戸 ^{*6}
ビルトイン 自動調理対応 コンロ	JIS S2103:2019 に規定する「ガスコンロ」または、電気用品安全法に規定する「電磁誘導加熱式調理器」のうち、組込型で㉗および㉘の機能を有すること。 ㉗コンロ部に、設定した温度に自動で調節する自動温度調節機能があること。 ㉘コンロ部またはグリル部に、調理開始から調理終了まで手動で操作を行わずに調理する自動調理機能があること。なお、炊飯機能を必須とする。	15,000円/戸 ^{*6}
浴室乾燥機	電気用品安全法に規定する「電気乾燥機」、「電気温風機」、「換気扇」または「ファンコイルユニットおよびファン付コンベクター」で、乾燥運転時に、換気運転(換気扇との連動も可)と連動し、温風で浴室内や浴室内に干された衣類の乾燥を行うもの(浴室内の天井または壁に設置されたものに限る)であること。	23,000円/戸
宅配ボックス	次の㉗～㉙のすべてを満たすものであること。 ㉗保安性、保管箱の防水性等の機能が確保されていること。 ㉘保管箱の剛性、錠の施錠強さ等の機械的な抵抗力および安定性が確保されていること。 ㉙使用時の安全性および保安性が確保されていること。 ㉚表面の抵抗性、部材の耐久性が確保されていること。	11,000円/戸 ^{*7*8}

*2 機械的構造により、油煙汚れが付着しにくい部品を除きます。

*3 はつ油(性)処理とは、油分をはじくことで、表面に付着しにくい特徴を有した表面処理をいいます。

*4 親水(性)処理とは、水となじむ(親和する)ことで、付着した油分を浮かび上がらせて、汚れを落とし易くする特徴を有した表面処理をいいます。

*5 ホーロー(珪瑯)処理とは、表面のガラス質により、表面の平滑性、稠密性が向上することで、油分が染み込まず、落とし易くなる特徴を有した表面処理をいいます。

*6 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助対象となりません。

*7 共同住宅においては、単数のボックス等、当該住戸用に独立して設置された宅配ボックスに限ります。

*8 詳細はP40補足参照

以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。設置した住宅設備ごとに提出が必要です。

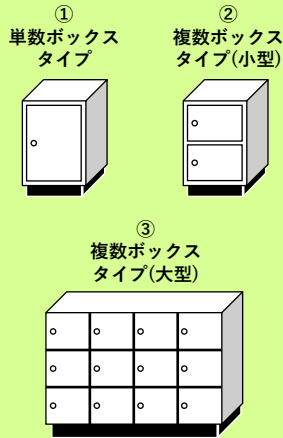
添付書類	提出	確認方法	参照
＜子育て対応改修＞			
＜宅配ボックス＞ 性能証明書	交付申請時	メーカー名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること。	P64
＜ビルトイン食器洗機 / 掃除しやすいレンジフード / ビルトイン自動調理対応コンロ / 浴室乾燥機＞ 納品書の写し	交付申請時	納品元(販売店、流通事業者等)の記載があること、納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先の事業者名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること。	P68
＜すべての設備＞ 工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	該当する設備が実際に設置されていること。 ※予約提出時は工事前写真の提出が必要	P76～80

補 足

□ 宅配ボックスの設置と補助額について

宅配ボックスには、さまざまなタイプがあります。
それぞれのタイプと設置状況における交付申請方法は、以下のとおりとします。

＜宅配ボックスのタイプ＞



＜自身の住戸について交付申請する場合(戸別申請)＞

- A 戸建住宅に①を設置した場合**
 ・複数の宅配ボックスを設置しても同様。
 ・②または③を設置しても同様。
11,000 円
-
- B 共同住宅に①を自宅専用として設置した場合**
 ・複数の宅配ボックスを設置しても同様。
 ・②または③を設置しても同様。
11,000 円
-
- C 共同住宅に住む個人(101号室)が、隣人(102号室)と共同で②を設置し、それぞれ利用する場合**
 ・101号室または102号室のいずれかが申請できます。
 (性能証明書の発行は1台に1枚発行されるため)
 ・いわゆる二世帯住宅の場合も同様。
 ・③を設置しても同様。
11,000 円

2) キッチンセットの交換を伴う対面化改修

本事業におけるキッチンセットの交換^{*1}を伴う対面化改修(以下、「対面化改修」という)は、改修前と改修後にそれぞれ要件があり、前後の要件を満たす対面化改修に限り、補助対象になります。

※改修前に既に対面キッチンであった場合やキッチンセットの移設による対面化改修は補助対象になりません。

内容	要件		補助額
	改修前	改修後	
必須設備	<ul style="list-style-type: none"> ■給排水に接続したシンクを有する ■シンクまたはコンロと一体的に隣接する調理台を有する ■コンロ(埋め込み式に限らない/IHクッキングヒーター含む)を有する ■コンロの上部に調理専用の換気設備を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ■給排水に接続した新しいシンク*2を設置する ■シンクまたはコンロと一体的に隣接する新しい調理台*2を設置する ■新しいコンロ*3(埋め込み式に限る/IHクッキングヒーター含む)を設置する ■コンロの上部に調理専用の新しい換気設備を設置する 	91,000円 /戸
レイアウト	配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができない。または視認することができる位置が1箇所である	配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができる位置が2箇所以上ある	
提出書類	<p style="background-color: red; color: white; padding: 5px;">以下、すべての写真の提出が必須 (写真はそれぞれ1枚以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■写真①：各設備ごとの接写 ■写真②：必須設備全景(全設備の位置関係が確認できるもの) ■写真③：過半を視認できないことが確認できる写真 	<p style="background-color: red; color: white; padding: 5px;">以下、すべての写真/ 図面の提出が必須(写真はそれぞれ1枚以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■写真④：各設備ごとの接写 ■写真⑤：必須設備全景(全設備の位置関係が確認できるもの) ■写真⑥：過半を視認できることが確認できる写真 ■平面図*4：キッチンとリビングとダイニングの位置関係が確認できること(寸法と縮尺の記載があるもの) ■立面図*4：必須設備と吊り戸棚等、その配置が確認できること 	

*1 既存住宅の二世帯住宅への改築等で、既存キッチンとは別に新たに新たに対面キッチンを設置する工事も補助対象となります。申請にあたって、既存のキッチンと新たに設置した対面キッチンが確認できる平面図の提出が必要です。(なお、改修前の要件について申告は不要)

*2 W300mm×D300mm以上のものに限りです。

*3 キッチンセットの中で、コンロ(IHクッキングヒーター含む)については、当該の対面化改修に係る工事請負契約日から、4年以内に新品に交換したものを移設する場合も補助対象とします。

*4 提出する図面は、PDFファイル形式で保存したものを提出してください。縦横比がずれていたり、歪んでいる図面等は、縮尺が正しく表現されないため受付できません。

補 足

「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」として補助を受ける場合

「掃除しやすいレンジフード」「ビルトイン自動調理対応コンロ」の補助を受けることはできません。ただし、「節湯水栓」「ビルトイン食器洗機」の補助を受けることは可能です。

3-5 バリアフリー改修

下表を満たす工事を補助対象とし、補助額については箇所数によらず改修を行った補助対象工事の種類に応じた額とします。

なお、「衝撃緩和畳の設置」については本事業に**予め「対象製品^{*1}」**として登録された製品を使用した工事のみが対象です。

*1 本事業のホームページで確認できます。

対象工事	工事の基準		製品の基準	補助額
	概要	詳細 ^{*2}		
手すりの設置 ^{*3}	便所、浴室、脱衣室その他の居室および玄関ならびにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 ^{*4}	転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として手すりを取り付けるものをいい、手すりの取付けに当たって工事(ネジ等で取り付ける簡易なものを含む)を伴わない手すりの取付けは含まれない。	-	6,000円 /戸
段差解消 ^{*3}	便所、浴室、脱衣室その他の居室および玄関ならびにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外面する開口の出入口および上がりかまちならびに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む) ^{*4}	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない踏み台、段差解消板、スロープ等の据え置き等は含まれない。		7,000円 /戸
廊下幅等の拡張 ^{*3}	介助用の車いすで容易に移動するために通路または出入口の幅を拡張する工事 ^{*4}	通路または出入口(以下「通路等」という)の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等(当該工事が行われたものに限る)の幅が、おおむね750mm以上(浴室の出入口にあってはおおむね600mm以上)であるものをいい、通路等の幅の拡張を伴わない単なるドアの取り替えは含まない。		28,000円 /戸
衝撃緩和畳の設置	事務局に登録された製品を利用し、衝撃緩和畳を新設または入れ替えにより設置する工事(4.5畳以上設置する場合に限る)			畳床がJIS A5917:2018に規定する「衝撃緩和型畳床」と同等以上の性能を有すること。

*2 平成25年10月1日 国住政第83号、国住生402号、国住指第2293号より抜粋

*3 原則バリアフリー改修促進税制の取り扱いに準じます。

*4 平成19年 国土交通省告示第407号より抜粋

以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。改修を行った工事ごとに提出が必要です。

添付書類	提出	確認方法	参照
《バリアフリー改修》			
《衝撃緩和畳の設置》 性能証明書	交付申請時	メーカー名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること。	P65
《補助対象工事のすべて》 工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	バリアフリー改修が実際に行われていること。 ※予約提出時は工事前写真の提出が必要	P76~80

3-6 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

本事業に**「対象製品^{*1}」**として登録された製品を使用した工事のみを補助対象とします。補助額は冷房能力に応じた補助額に設置台数を乗じた額とします。

*1 本事業のホームページで確認できます。

対象設備	基準	エアコンの冷房能力	補助額
空気清浄機能・換気機能付きエアコン	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン	3.6kW以上	27,000円 /台
	一 国、地方公共団体または独立行政法人(以下「国等」という)が運営する試験機関等	2.2kW超～3.6kW未満	24,000円 /台
	二 国等の認可等を受けた試験機関等 三 法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等	2.2kW 以下	20,000円 /台

以下の書類にて補助対象工事の実施を確認します。設置したエアコン1台ごとに提出が必要です。

添付書類	提出	確認方法	参照
＜空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置＞			
納品書の写し	交付申請時	納品元(販売店、流通事業者等)の記載があること、納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先の事業者名の記載があること、製品型番が事務局に予め登録された対象製品であること。	P68
工事前後の写真	(予約時) 交付申請時	該当する設備が実際に設置されていること。 ※予約提出時は工事前写真の提出が必要	P76～80

3-7 リフォーム瑕疵保険等への加入

補助対象となる期間内に契約した、実施する工事について、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険等^{*2}への加入を補助対象とします。

保険の加入については住宅瑕疵担保責任保険法人へお問い合わせください。

*2「既存住宅売買瑕疵保険」のうち、引渡し後リフォーム型の瑕疵保険についても、「リフォーム瑕疵保険」の対象となる商品があります。詳しくは各保険法人にお問い合わせください。

住宅瑕疵担保責任保険法人	補助額
株式会社住宅あんしん保証 / ハウスプラス住宅保証株式会社 株式会社日本住宅保証検査機構 / 株式会社ハウスジーマン / 住宅保証機構株式会社	7,000円 /契約

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
＜リフォーム瑕疵保険等への加入＞			
リフォーム瑕疵保険の保険証券または保険付保証書	交付申請時	所在地がリフォームした住宅の住所と一致すること、保険の開始日が補助対象工事の引渡日以降であること。	P75



リフォーム(戸別)

D

交付
申請

第4章 申請手続きの詳細

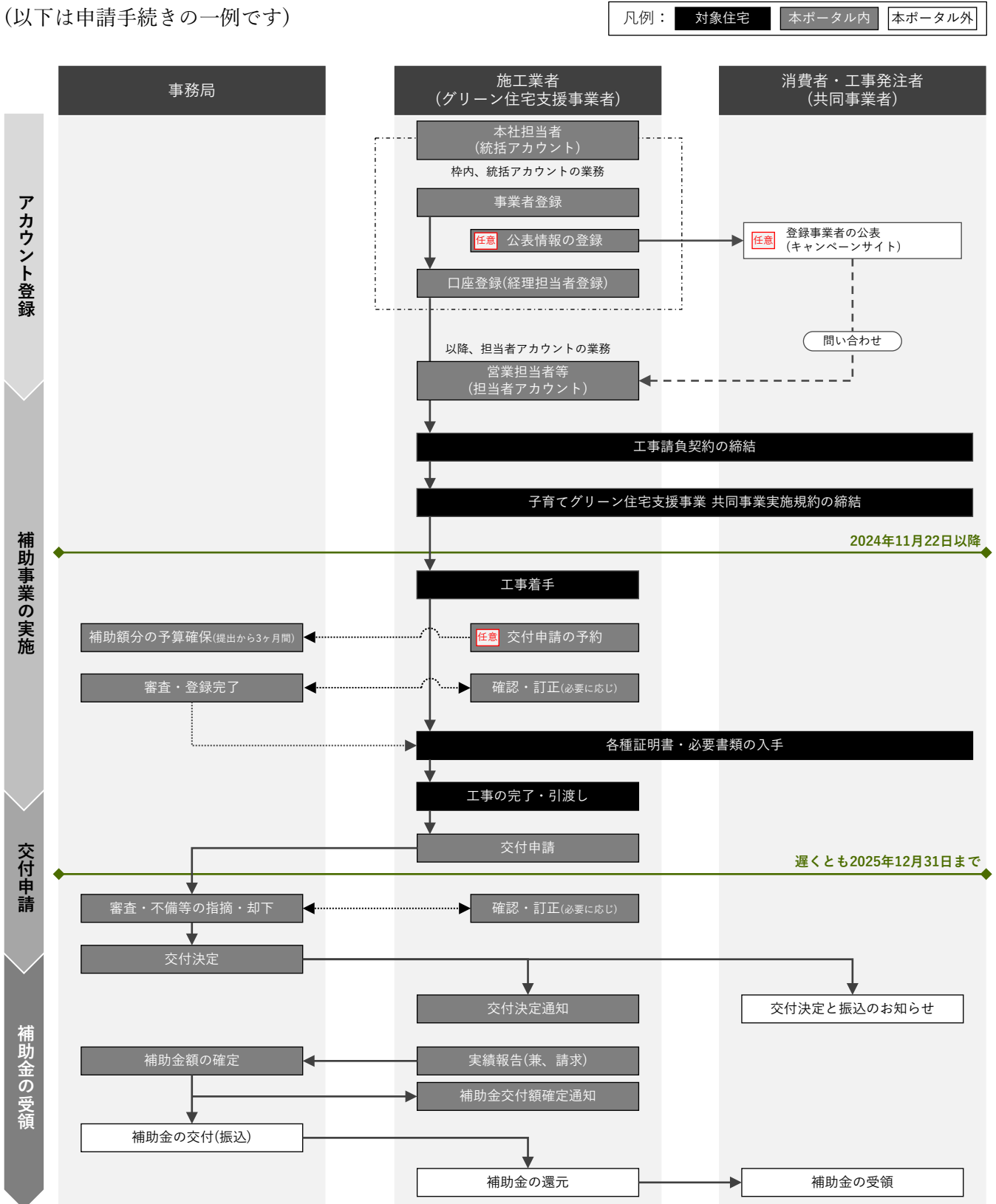
【本手引きの注釈記号の扱い】 ※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

4-1 申請手続きの流れ

本補助金の交付申請にあたり、住宅省エネポータル(P46 4-2参照)のアカウント発行から補助金の交付までの手続きは、以下のとおりです。

本手引きでは、交付申請の予約および交付申請に係る手続きを中心に解説を行います。

(以下は申請手続きの一例です)



4-2 住宅省エネポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、リフォーム工事の施工業者が、本キャンペーンが提供するWEBシステム『住宅省エネポータル』上で行います。
リフォームの工事発注者の方が、自身で手続きを行うことはできません。

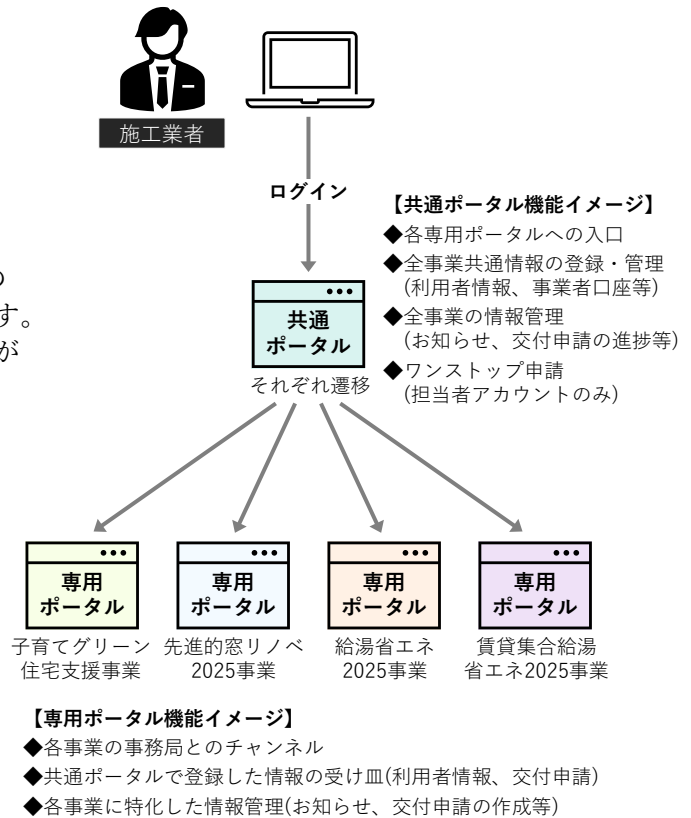
住宅省エネポータルは1つの「共通ポータル」と4つの「専用ポータル」計5つのポータルで構成されています。すべてのポータルは1つのアカウントで利用することができます。

◆共通ポータル

キャンペーン全体、4つの補助事業を一括管理するためのポータルです。
(専用ポータルの入口となります)

◆専用ポータル

各補助事業の交付申請を作成する等、それぞれを管理するためのポータルです。
なお、参加申告を行った補助事業のみ利用できます。



4-3 アカウントについて

本ポータルの利用にあたっては、本キャンペーンのホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。
以下 a)～c)の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

a) アカウントの種類

本ポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。
なお、統括アカウントは、事業者ごとに1アカウントのみ取得し、利用してください。
(事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	住宅省エネ2024 キャンペーンから継続して 参加する事業者	新規事業者
統括 アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得し、利用してください。(1事業者1アカウントのみ)	アカウント自動発行*1 (新規発行は不要)	2025年3月10日 登録開始
担当者 アカウント	交付申請の登録を行うためのアカウント。 消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用してください。(アカウント数に制限はありません)	新規でアカウント発行依頼 を行ってください (自動発行はされません)	2025年3月24日 登録開始

*1 「住宅省エネ2024キャンペーン」から継続参加している事業者の統括アカウントは、2025年3月10日より順次登録メールアドレスに対して自動発行されています。(新規にアカウント発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりませんので、ご注意ください)

b) 各アカウントの機能

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。

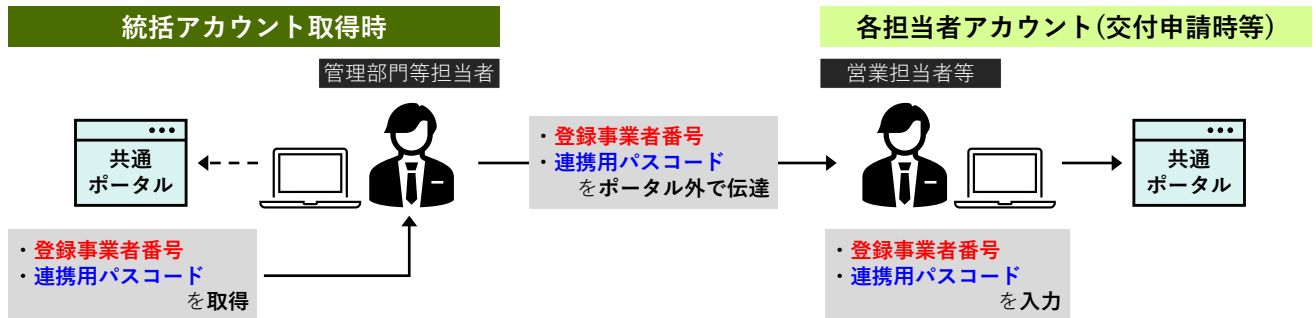
機能	統括アカウント		担当者アカウント	
事業者登録	登録可	登録申請書(要押印)、印鑑証明書等を提出	×	—
各事業への参加申告	登録可	書類等は不要	×	統括アカウントの参加事業を利用
公表情報	登録可	公表を希望する場合	×	—
交付申請 (予約を含む)	アカウントの連携が必要			
	×	各担当者アカウントの進捗は管理可	登録可	複数登録可
補助金振込口座	登録可	支店単位等、複数登録可	×	統括アカウントが登録した口座を選択
入金管理	すべての 交付申請	口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	自身が 担当している 交付申請のみ	—

c) アカウントの連携

担当者アカウントが交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「アカウント連携」が必要になります。

アカウント連携は、統括アカウントの共通ポータル上に発行される「**登録事業者番号**」と「**連携用パスコード**」を担当者アカウントの共通ポータル上で入力することで完了します。

パスコードは外部に漏れないよう、管理を行ってください。



4-4 事業者登録の手順

以下 a) b) の手続きを順に行うことで、事業者登録を行うことができます。
いずれも本ポータル上で行います。

交付申請(予約を含む)は、事業者登録が完了し、担当者アカウントとの連携後に行うことができます。

a) 住宅省エネ支援事業者の登録申請

本キャンペーンの登録事業者である「住宅省エネ支援事業者」への登録を申請します。
手続きは、統括アカウントの利用者が、本ポータル上で行い、以下の書類の提出が必要です。

書類名称	スキャン	備考
住宅省エネ支援事業者登録申請書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆本ポータルに必要情報を登録後、出力できます。 ◆代表者による押印が必要です。 ◆すべての事業者が提出します。
印鑑証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆管轄の法務局で入手します。 ◆登録申請書と印影を照合します。 ◆住宅省エネ2024キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。
(法人の場合のみ) 法人の登記事項証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆現在事項が確認できる必要があります*1。 ◆住宅省エネ2024キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。

*1 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

b) 子育てグリーン住宅支援事業に対する参加申告

担当者アカウントの利用者が本事業の交付申請を行うためには、
統括アカウントの利用者が本ポータルから本事業への参加申告を行う必要があります。
原則、参加申告により、グリーン住宅支援事業者としての登録は完了します。(書類提出は不要です)

補 足

□ 本事業への事業者登録の停止

グリーン住宅支援事業者として登録された後であっても、除外要件(P10~11 1-9、1-10参照)に該当する場合や、本事業の事業者登録規約に反した場合、事務局は事業者登録の停止を行うことができます。
事業者登録の停止を受けた場合、本事業の交付申請を行うことはできません。
なお、事業途中で登録停止が解除された場合においても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

4-5 工事請負契約の締結

施工業者(グリーン住宅支援事業者)と工事発注者(共同事業者)は、本事業の対象製品を利用したリフォーム工事について、工事請負契約を締結します。

※ **工事金額の多寡によらず工事請負契約の締結は、施工業者の義務です。(建設業法 第19条1項)**
工事前後のトラブルを避けるためにも、必ず契約を締結してください。

4-6 共同事業実施規約の締結

本事業はリフォームの工事発注者(共同事業者)への補助金の還元を前提として、施工業者(グリーン住宅支援事業者)が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行います。事務局指定の「子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】」(様式3-2)は、本事業の利用にあたり両者間で予め合意すべきことを規定しています。

交付申請(予約を含む)にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要になります。

締結の際は、特に以下の点に留意してください。

- ◆ 交付規程等に記載されている要件等の確認
- ◆ 補助金の還元方法
- ◆ 申請ができない場合等の取り決め
- ◆ 各費用および想定される補助金の額についての確認
- ◆ 建築物省エネ法に基づく省エネ部位ラベルについての説明実施

共同事業実施規約のイメージ

(1枚目)

(2枚目)

子育てグリーン住宅支援事業
(様式3-2) リフォーム用

子育てグリーン住宅支援事務局 殿

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】

子育てグリーン住宅支援事業者(以下、「本事業」という。)に係る補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲(グリーン住宅支援事業者)として登録を受けた工事業者並びに乙(本補助金に係るリフォーム工事の工事請負契約(以下、「本件契約」という。))を甲と締結する者)は、互いに以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第1条(要件等の確認)

甲及び乙は、本補助金の交付規程及び交付申請書(以下、「交付規程等」という。)をよく参照し、交付対象の要件に合致することを認める。甲及び乙は、要件に合致しない事項があることを知りながら、誤りなく提出する義務を負う。

2 甲及び乙は、以下の①から④までの事項について、了解する。

① 本補助金の交付申請が受理された後、甲が本補助金の申請が終了した後も、本補助金の交付を受けられないこと。

② 本補助金の申請が完了した後も、甲が「リフォーム」という名称で、補助金の交付を受ける権利を放棄し、本補助金の交付を受ける権利を放棄しない場合を除き、本補助金の交付を受ける権利を放棄しないこと。また、「リフォーム」の名称を、補助金の交付を受ける権利を放棄しない場合を除き、本補助金の交付を受ける権利を放棄しないこと。また、「リフォーム」の名称を、補助金の交付を受ける権利を放棄しない場合を除き、本補助金の交付を受ける権利を放棄しないこと。

③ 甲及び乙は、子育てグリーン住宅支援事業者(以下、「本事業」という。)に係る補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲(グリーン住宅支援事業者)として登録を受けた工事業者並びに乙(本補助金に係るリフォーム工事の工事請負契約(以下、「本件契約」という。))を甲と締結する者)は、互いに以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第3条(交付後補償)

本補助金の交付を受けた甲が、本規約の定めるところにより、乙が甲に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

2 甲は、前条の委任を受けた甲が、交付申請に提出した事項の記載事項を履行しない場合、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

3 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了した後も、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

第4条(本補助金の支払)

1 甲は、本補助金の交付を受けた後、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

2 甲は、前条の委任を受けた甲が、交付申請に提出した事項の記載事項を履行しない場合、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

3 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了した後も、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

第5条(本規約の解除)

1 甲は、本規約の定めるところにより、乙が甲に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

2 甲は、前条の委任を受けた甲が、交付申請に提出した事項の記載事項を履行しない場合、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

3 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了した後も、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

第6条(本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

甲及び乙は、以下の①から④までの事項について、了解する。

① 本補助金の交付申請が受理された後、甲が本補助金の申請が終了した後も、本補助金の交付を受けられないこと。

② 本補助金の申請が完了した後も、甲が「リフォーム」という名称で、補助金の交付を受ける権利を放棄し、本補助金の交付を受ける権利を放棄しない場合を除き、本補助金の交付を受ける権利を放棄しないこと。また、「リフォーム」の名称を、補助金の交付を受ける権利を放棄しない場合を除き、本補助金の交付を受ける権利を放棄しないこと。また、「リフォーム」の名称を、補助金の交付を受ける権利を放棄しない場合を除き、本補助金の交付を受ける権利を放棄しないこと。

③ 甲及び乙は、子育てグリーン住宅支援事業者(以下、「本事業」という。)に係る補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲(グリーン住宅支援事業者)として登録を受けた工事業者並びに乙(本補助金に係るリフォーム工事の工事請負契約(以下、「本件契約」という。))を甲と締結する者)は、互いに以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取り決めを確認します。

第7条(補助金の返還等)

1 甲は、本補助金の交付を受けた後、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

2 甲は、前条の委任を受けた甲が、交付申請に提出した事項の記載事項を履行しない場合、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

3 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了した後も、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

4 甲及び乙は、本補助金の交付申請が完了した後も、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

子育てグリーン住宅支援事務局 殿

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】

甲及び乙は、本書を2通作成し、署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

交付申請にあたり両者間で協議を行った後、甲が乙に委任し、甲これを受託する。委任を受けた甲は、本補助金の交付を受けた後、本補助金の交付申請書の記載事項を履行し、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。

1 補助金の還元方法

本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債権(支払)に充当する方法

【甲】が【乙】に現金で支払う方法

2 各費用及び想定される補助金の額

a) 補助金還元前の工事費用(契約金額(変更契約を含む))	1,200,000	円
b) 想定される補助金の額	250,000	円

3 申請手続きに伴い

手数料・その他諸費用の請求なし

手数料の請求あり(補助金が【甲】に【乙】に支払う方法)

手数料の請求あり(補助金が【甲】に【乙】に支払う方法)の場合、手数料の請求額(【甲】が【乙】に支払う方法)は、【甲】が【乙】に支払う方法(【甲】が【乙】に支払う方法)に相当する。

4 建築物省エネ法に基づく省エネ部位ラベルについて

【甲】から、省エネ部位ラベルの概要の説明を受け、工事後当該ラベルの配布について取り決められた事項(建築物省エネ法に基づく省エネ部位ラベルの概要)についてはこちら

※記名の取り決めが不十分で、説明のみ受けたい場合は必ずチェック

締結日 令和 7 年 〇 月 〇 日

【甲】共同事業者(工事発注者)† 氏名 株式会社子育てグリーン住宅

代表者 子育てグリーン 注文 太郎

住所 〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目25番1号

住所 〒100-xxxx 東京都港区△△町1-1-1

※訂約の締結にあたり署名及び押印(法人は印)は必須。個人事業主は実印していただく。

※1: 本規約に署名する甲の代表者は、必ず甲の代表者であること。また、甲の代表者は、必ず甲の代表者であること。

※2: 本規約に署名する乙の代表者は、必ず乙の代表者であること。また、乙の代表者は、必ず乙の代表者であること。

※本事業のホームページよりダウンロードできます。新築用とは様式が異なりますので、ご注意ください。

※書類の作成方法については、P59参照

4-7 工事着手

工事着手とは、締結した工事請負契約に含まれる最初の工事に着手することをいいます。

2024年11月22日以降に着手した場合に補助対象となります。

補足

- 工事着手にあたらぬもの
現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲い、現場事務所の建設は工事着手にあたりません。

4-8 交付申請の予約 任意

補助金の交付が見込まれるリフォーム工事を含む工事に着手した場合、交付申請の予約を行うことができます。

交付申請の予約を行った場合、予約の有効期間内については、予算*1が確保されます。

担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。(ワンストップ申請も利用可能)

交付申請の予約は任意であり、申請期間内に交付申請する場合、必ずしも予約を行う必要はありません。

予算の執行状況を踏まえて、グリーン住宅支援事業者の責任において判断してください。

*1 事務局が審査し、承認した補助金額が確保されます。(審査の結果、予約時に申告した補助金額を下回ることがあります)
交付申請の予約の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

① 予約の有効期間

交付申請の予約における有効期間は、以下 a) b) のうち、いずれか早い日付までです。

有効期間を超過した予約は失効します。(事前の通知は行いません)

a) 交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後

(例：予約を5月1日に提出した場合、8月2日0時に失効します)

b) 2025年12月31日

なお、事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した場合、当該予約は失効となります。

また、予約承認後に交付申請を提出した場合、交付申請により継続して予算は確保されるため、予約は失効となります。

当該交付申請が却下または取下げされた場合、予算は確保されなくなります。

※ 有効期間を超過した予約であっても、予約の受付期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。
また、交付申請の受付期間内であれば、交付申請を行うことができます。
ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

② 交付申請の予約受付期間：2025年3月31日*2 ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日)*3

*2 添付書類の登録は2025年4月14日より開始します。

*3 締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、その終了日と同日となります。

③ 手続きの時期：リフォームに用いる対象製品(製品型番)が決定し、 契約工事全体のうち最初の工事に着手した以降

※ 交付申請の予約は、担当者アカウントから本ポータル上で行います。
登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

※ 予約の完了はあくまでも工事着手から交付申請までの期間に予算の確保をするだけのものであり、
交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金は交付されません。

補 足

□ 予約後の交付申請

交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。
事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。

□ 予約後の申請内容の変更について

予約後は工事内容を追加して交付申請を行うことはできませんが、一部工事の取りやめ、設置する製品(型番)の変更は可能です。

ただし、変更後の申請内容が本事業の要件を満たしている必要があります。また、予約時の補助金額を超える交付申請額を申告することはできません。

④交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。

書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

凡例：●=必須 ○=該当する場合に提出

書類名称	必須	スキャン	参照ページ
子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】	●	白黒可	P59
工事請負契約書	●	白黒可	P60～61
工事前写真(工事前写真が必要となる補助対象の箇所すべて)	●	カラー	P76～80
工事着手写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)	●	カラー	P81
工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	●	白黒可	P82～83
<工事発注者が法人の場合> 法人の実在確認ができる書類	○	白黒可	P84

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求められることがあります。

※ **提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

補 足

□ 工事着手と着手写真について

工事請負契約に含まれる工事で、最も早い工事に着手した以降、交付申請の予約を行うことができます。
また工事着手写真は、契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるものをご提出ください。
(補助対象工事の着手写真である必要はありません)

□ 工事着手に含まれない例

工事箇所に不可逆的な変化が確認できない場合は、着手写真と取り扱わず、予約が受理されないことがあります。
以下に代表例を示します。

- (例)
- ◆ クレセント等の部品の調整または一時的に取り外した写真(契約書に記載がある場合を含む)
 - ◆ 工事前写真として提出する写真と同じ状態の写真(同画角、画角違いを問わず)
 - ◆ 容易に移動できる物品(工具・脚立や障子・カーテン等)を設置、移動した写真
 - ◆ 工事の準備にあたる資材搬入、足場の設置、現場の下見調査等の写真 等

⑤注意事項

- 同じ工事請負契約に基づく同一の工事内容について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 同一住戸に複数回のリフォーム工事を行った場合、補助上限の範囲内で複数回の交付申請(予約を含む)を行うことができます。
ただし、それぞれの交付申請(予約を含む)が本事業の要件を満たす必要があります。
- 既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。
- 事務局は、補助対象が重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 交付申請の予約から交付申請までに補助対象の住宅、共同事業者等が変更になる場合、当該予約は無効となります。
(要件を満たす場合、交付申請の予約受付期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます)

4-9 工事の完了・引渡し

原則、締結した工事請負契約に含まれるすべての工事を完了し、引渡しを行います。

補 足

□ 工事完了について

本事業において、工事完了とは、補助事業の対象工事が完了することをいいます。
工事完了に加え、工事発注者への引渡しの完了後にはじめて交付申請が可能となります。
なお、契約工事全体の工事が完了前であっても、住宅・居室ごとに補助事業の対象工事が完了し、工事発注者への引渡しが完了した場合は、当該住宅・居室ごとに交付申請を行うことが可能です。
ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の精算を行ってください。
(必要に応じて、引渡証の提出を求めることがあります)

4-10 交付申請

リフォーム工事が完了した補助事業は、交付申請を行うことができます。
 担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。(ワンストップ申請も利用可能)
 交付申請の作成にあたっては、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

①交付申請の受付期間：2025年3月31日*¹ ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日)*²

*1 添付書類の登録は2025年4月14日より開始します。

*2 交付申請の締切は、予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。

※ 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、補助額から減じて補助金を支払う場合があります。

②手続きの時期：リフォーム工事の完了・引渡し後

※ 本事業の工事完了・引渡しは、原則として契約工事全体の工事が完了し、工事発注者への引渡しが完了していることをいいます。工事完了に加え、発注者への引渡し後、はじめて交付申請が可能となります。

※ 契約工事全体の工事完了前であっても、住居・居室ごとに補助事業の対象工事が完了し、発注者への引渡しが完了した場合は、当該住宅・居室ごとに交付申請を行うことが可能です。

ただし、補助金交付後のトラブルを避けるため、部分的な引渡証の作成や工事代金の精算を行ってください。
 (必要に応じて、引渡証の提出を求めることがあります)

③交付申請(戸別申請)に必要な書類

交付申請には、以下のすべての書類を提出します。

書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に提出済みの書類の再提出は不要です。

凡例：●=必須 ○=該当する場合に提出

書類名称	必須	スキャン	参照ページ
子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】	●	白黒可	P59
工事請負契約書	●	白黒可	P60～61
補助対象工事内容に応じた性能を証明する書類等	●	白黒可	P62～75
補助対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)	●	カラー	P76～80
工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	●	白黒可	P82～83
<工事発注者が法人の場合> 法人の实在確認ができる書類	○	白黒可	P84

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。

※ **提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

④注意事項

- 同じ工事請負契約に基づく同一の工事内容について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)
事務局は、重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 同一住戸に複数回のリフォーム工事を行った場合、補助上限の範囲内で複数回の交付申請(予約を含む)を行うことができます。
ただし、それぞれの交付申請(予約を含む)が本事業の要件を満たす必要があります。
- 既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。
- 事務局は、補助対象が重複する交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 本事業の補助金の交付を受けた、または受けようとした場合、事務局が本事業の適正な実施のために行う調査(住宅や事務所への立ち入りを含む)に協力する義務があります。
協力を拒否した場合、補助金の交付申請の却下、交付決定の取り消し、支払済の補助金の返還請求、他の補助制度への交付申請の制限等の措置を受ける場合があります。
本調査等は、事務局が本事業の交付規程および事業者登録規約(子育てグリーン住宅支援事業)等に基づいて行うものです。各規定において、本事業の交付を受けようとする、または受けたグリーン住宅支援事業者は、本調査等に協力することが定められています。
日程調整等の共同事業者とのやり取りは補助事業者が行ってください。

4-11 交付決定

事務局は、交付要件を満たす補助事業に対し、交付申請後、申請内容に不備等がなければ1.5~2ヶ月程度で補助金の交付を決定し、

『交付決定通知書(様式4)』を本ポータルにて発行し、担当者アカウントの利用者にメールで通知します。
(工事発注者に対しても交付決定を通知する『交付決定と振込のお知らせ』を郵送します)

同時に保管用の『交付申請書(様式2)』が作成され、これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

《交付決定通知書のイメージ》



補 足

□ 住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業を併用する場合の注意事項

子育てグリーン住宅支援事業と併せて必須工事のカテゴリーの1つとして、他の構成事業を併用する場合、必須工事としての取り扱いを確認するため、子育てグリーン住宅支援事業の交付決定は併せて申請される他の構成事業の交付決定後となります。

※他の構成事業で不備等が発生した場合、他の構成事業での不備訂正および交付決定されるまで本事業は交付決定されません。

※同一の住宅について、複数の補助事業者と契約し、実施した工事をそれぞれの補助事業者から各構成事業へ交付申請した場合も同様です。

※併用する場合は、追加書類を求められる場合があります。(詳細はP101~103参照)

□ 交付申請の取下げ

交付決定後、何らかの事情により必要になる場合には交付申請の取下げを申告できます。

取下げを希望する場合は事務局の指示に従い、『取下げ申請書(様式8)』を提出してください。

(交付決定前の取下げについては、当該書類の提出は不要です。本ポータルから却下依頼を行うことができます)

ただし、本事業の交付決定を受けた交付申請を取り下げた場合、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。

補助対象製品の申告漏れや、一部工事の申告漏れ等の場合も同様です。

4-12 実績報告(兼、請求)/ 補助金額の確定・交付(振込)

事務局は、交付決定を行った補助事業について、グリーン住宅支援事業者の指定口座に振込を行います。(当月20日頃までに交付決定を行った交付申請は、翌月末日振込予定)

補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合、交付決定通知書に記載された「取下げ期日」までに、交付決定の取下げを行う必要があります。交付決定の取下げが行われない場合は、補助事業の実績報告(兼、補助金の請求)がなされたものとして取り扱います。当該実績報告に基づき補助金を確定し、振込を行います。

グリーン住宅支援事業者は、予め「共同事業実施規約」において両者で同意した方法により、共同事業者に還元します。

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。(統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細*1を郵送します)

*1 各郵送物のイメージはP97をご参照ください。

同時に保管用の『実績報告書(兼、請求書)』(様式5)および『交付額確定通知書』(様式6)が作成され、これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

《実績報告書(兼、請求書)のイメージ》

《交付額確定通知書のイメージ》

交付決定後であっても、申請内容に確認事項や疑義等(調査含む)が発生した場合、交付額確定および補助金の交付(振込)を保留することがあります

4-13 書類の保管

グリーン住宅支援事業者である施工業者は、本事業の関連書類について、本事業の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類について保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります)

なお、補助事業に要した費用について、他の経理と明確に区分し、その収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入および支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿および書類も本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存が必要です。

No.	書類名称	
1	様式 2	交付申請書
2	様式 4	交付決定通知書* ¹
3	様式 5	実績報告書(兼、請求書)
4	様式 6	交付額確定通知書* ¹
5	交付申請の 提出書類	子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】
6		工事請負契約書
7		補助対象工事内容に応じた性能を証明する書類 等
8		補助対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)
9		工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)
10		《工事発注者が法人の場合》 法人の实在確認ができる書類
11		その他、交付申請時に提出を求められた書類

手続きの進捗に応じて
住宅省エネポータルから
ダウンロードできます。

*1 本事業の交付を受けた工事発注者(共同事業者)が確定申告の際に、提出を求められることがあります。
必要に応じて工事発注者(共同事業者)に配付してください。
(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません)

補 足

□ 財産処分の制限

本事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助事業完了後から補助金の交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、本事務局が別に定める期間、本事務局の承認なく、本事業の交付を受けた補助対象製品を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

ただし、本事業の交付を受けた補助対象製品を設置する住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合、または災害や火災により使用できなくなった場合や、立地上または構造上危険な状態にある場合の取り壊しまたは廃棄に該当する場合を除きます。上記に該当する可能性がある場合、事前に事務局にご相談ください。



子育てグリーン住宅
支援事業

リフォーム(戸別)

D

交付
申請

第5章 提出書類の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。


◀ 提出書類一覧 ▶

	提出			書類名称	スキャン	参照 ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ			
Ⓐ	●	—	●	子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】	白黒可	P59
Ⓑ	●	—	●	工事請負契約書	白黒可	P60～61
Ⓒ	—	●	●	補助対象工事内容に応じた性能を証明する書類等	白黒可	P62～75
Ⓓ	●	—	●	工事前写真(工事前写真が必要となる補助対象の箇所すべて)	カラー	P76～80
Ⓔ	—	●	●	補助対象工事内容に応じた工事写真(工事中/工事後)	カラー	P76～80
Ⓕ	●	—	—	工事着手写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)	カラー	P81
Ⓖ	●	—	●	工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	白黒可	P82～83
◀ 工事発注者が法人の場合 ▶						
Ⓕ	○	—	○	法人の实在確認ができる書類	白黒可	P84

※ ●は必須提出書類

※ ○は該当する場合に提出する書類

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

※ 次ページ以降に記載の  は本事業指定様式の書類です。様式は本事業ホームページよりダウンロードできます。

補 足

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆ 1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
- ◆ ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆ 天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
- ◆ **文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。**(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
- ◆ 添付タイプごとにまとめてください。
(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのファイルにまとめることは不可)

□ 分離発注の場合の提出書類について

複数の事業者にて工事を分割して発注し、リフォーム工事を行う(いわゆる分離発注)場合に提出する書類についてはP90～93を参照ください。

指定様式 入手 施工業者(補助事業者) (1枚目)

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】

子育てグリーン住宅支援事業(以下、「本事業」という。)に係る補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、甲(子育てグリーン住宅支援事業者)として登録を受けた工事施工業者並びに乙(本補助金に係るリフォーム工事の工事請負契約(以下、「本件契約」という。))を甲と締結する者は、互いに以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に本補助金の交付を受けるため、以下の取扱いを確認します。

第1条(業務上の連絡)

甲及び乙は、本補助金の交付履歴及び発生状況(以下、「交付履歴」といふ)を、本規約の定めるところに従って、毎月1回、本規約の定めるところに従って、甲及び乙の間に通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。

第2条(費用の負担)

甲及び乙は、以下の事項の取扱いについて了解する。

① 本補助金の交付履歴及び発生状況(以下、「交付履歴」といふ)を、本規約の定めるところに従って、毎月1回、本規約の定めるところに従って、甲及び乙の間に通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。

第3条(本補助金の交付)

甲及び乙は、本補助金の交付履歴及び発生状況(以下、「交付履歴」といふ)を、本規約の定めるところに従って、毎月1回、本規約の定めるところに従って、甲及び乙の間に通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。

第4条(本補助金の返還)

甲及び乙は、本補助金の交付履歴及び発生状況(以下、「交付履歴」といふ)を、本規約の定めるところに従って、毎月1回、本規約の定めるところに従って、甲及び乙の間に通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。

第5条(本補助金の返還)

甲及び乙は、本補助金の交付履歴及び発生状況(以下、「交付履歴」といふ)を、本規約の定めるところに従って、毎月1回、本規約の定めるところに従って、甲及び乙の間に通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。

(2枚目)

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】

甲及び乙は、本書を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

交付申請(交付履歴)の届出を行うことにより、本補助金の交付履歴及び発生状況(以下、「交付履歴」といふ)を、本規約の定めるところに従って、毎月1回、本規約の定めるところに従って、甲及び乙の間に通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。

第7条(補助金の返還)

甲及び乙は、本補助金の交付履歴及び発生状況(以下、「交付履歴」といふ)を、本規約の定めるところに従って、毎月1回、本規約の定めるところに従って、甲及び乙の間に通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。甲及び乙は、交付履歴に誤りがないことを確認し、通知するものとする。

① 補助金の還元方法
 本件契約に係る【甲】【甲】に相当する額(支払)に充当する方法
 【甲】が【乙】に現金で支払方法

② 各費用及び想定される補助金の額

a) 補助金還元前の工事費用(契約金額(変更契約を含む))	1,200,000	円
b) 想定される補助金の額	250,000	円

③ 補助事業に掛かる費用
 手数料の請求あり(補助金が交付された場合を含む) 金額()円
 手数料の請求あり(補助金が交付されない場合を含む) 金額()円

④ 締結日
 令和 7 年 〇 月 〇 日

⑤ 署名欄
 【甲】補助事業者(工事施工業者) 氏名 株式会社子育てグリーン住宅 代表者 注文 太郎
 【乙】共同事業者(工事発注者) 氏名 注文 太郎

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 以下項目についてチェックが入っていること、必要事項が記入されていること
 - 補助金の還元方法について
 - 各費用および想定される補助金の額について
 - 建築物省エネ法に基づく省エネ部位ラベルについて
- 規約の締結日が記入されていること
- 施工業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、押印(法人印)されていること(個人事業主は実印)
 - 補助事業者【甲】と一致すること
- 工事発注者の氏名、住所が記入され、押印(または自署による署名)されていること
 - 共同事業者【乙】と一致すること

補足

- 共同事業実施規約の記入時における注意点
 - 共同事業実施規約における【甲】の注意点
 - 工事請負契約を締結した役職の方が記名・押印してください。(必ずしも法人の代表者である必要はありません)
 - 分離発注でリフォーム工事を行う場合、交付申請等の手続きを代表して行うことに協力をする任意の事業者が【甲】となり締結を行ってください。(P90~91参照)
 - 共同事業実施規約における【乙】の注意点
 - 連名で発注し、契約を締結している場合、代表者が記名・押印してください。(自署による署名の場合、押印は不要です)
- 共同事業実施規約の締結日について
 共同事業実施規約は、リフォームの工事請負契約と同時に締結されることが望ましいですが、やむを得ない場合、工事請負契約と締結日が一致しなくても構いません。
- 【甲】【乙】間での条項の追加について
 共同事業実施規約に定めのない事項について両方で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。(共同事業実施規約は指定の様式であり、補助事業者や共同事業者が変更することはできません)

B

予約時 予約後交付申請 交付申請のみ

工事請負契約書

白黒可

入手 施工業者(補助事業者)

住宅リフォーム
工事請負契約書

この契約書に従い従前の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

注文者(甲) 住居 太郎 様
住 所 ○○県○○市○○0-0-0
TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

工事名称 住居棟部 断熱改修工事
工事場所 ○○県○○市○○0-0-0
工 期 令和○年○月○日より 令和○年○月○日まで

1. 請負金額 金 0,000,000 円(税込)

2. 工事内訳

工事項目	積算(估価)	小計
1. 内断熱	0,000,000	0,000,000
2. 外断熱	0,000,000	0,000,000
3. その他	0,000,000	0,000,000
4. 解体・廃棄(仮設費)	0,000,000	0,000,000
備考欄	工事納付(税込) 0,000,000 消費税 0,000,000 合 計(税込) 0,000,000	

3. 支払方法 前払金() 金 円(税込)
部分払() 金 円(税込)
竣工払(工事完了確認後 30 日以内) 金 0,000,000 円(税込)
金 円(税込)

請負者(乙) 株式会社○○工務店
代表者名 ○○ 建夫
住 所 ○○県○○市○○0-0-0 TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 工事請負契約の原契約であること
(変更契約により要件を満たすことが確認できる場合は、原契約書と併せて変更契約書を提出)
- 2 工事請負契約の締結日の記載があり、工事着手日前であること
- 3 工事場所の記載があり、リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること
- 4 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、共同事業者であること
(記名が自署の場合は押印なしでも可)
- 5 工事請負者(受注者)の記名・押印があり、補助事業者であること
- 6 以下の項目が確認できること
 - ◆リフォーム工事であり、新築工事ではないこと
 - ◆工事代金の記載があること

※上記②～⑥の内容が確認できる場合、売買契約書等でも可。

補 足

□ 注文書・注文請書による契約の締結について

工事請負契約を、注文書および注文請書を取り交わすことで締結したリフォーム工事についても補助対象になります。ただし、それぞれの書類について、以下の確認項目が確認できるものに限り、なお、契約締結日は注文請書の日付(請負日)とします。

《注文書》

入手 施工業者(補助事業者)

注文書

株式会社○○工務店 印
〒○○○-○○○-○○○

以下の通り、注文します。
請負者(甲)の住所が対象住宅の所在地であり、契約が締結されます。

注文者(乙) ○○県○○市○○0-0-0
(会社名) 株式会社○○

工事名 ○○○改修工事 工 期 令和○年○月○日～令和○年○月○日
工事場所 ○○県○○市○○0-0-0 引 渡 令和○年○月○日

金 額 ¥0,000,000.00 支払条件 ○○○○

工事内訳

No	名称	単位	数量	単価	金額	備考
1	断熱改修	式	1	0,000,000	3,000,000	
2	設備工事	式	1	0,000,000	3,000,000	

《注文請書(請書)》

入手 工事発注者(共同事業者)

請書

株式会社○○工務店 印
〒○○○-○○○-○○○

以下の通り、ご注文を依頼いたします。
お申し込み、契約が締結されます。

注文者(甲) ○○県○○市○○0-0-0
(氏名) 株式会社○○工務店

工事名 ○○○改修工事 工 期 令和○年○月○日～令和○年○月○日
工事場所 ○○県○○市○○0-0-0 引 渡 令和○年○月○日

金 額 ¥0,000,000.00 支払条件 ○○○○

工事内訳

No	名称	単位	数量	単価	金額	備考
1	断熱改修	式	1	0,000,000	3,000,000	
2	設備工事	式	1	0,000,000	3,000,000	



必ずセットで提出

注文者(工事発注者)が補助事業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り、

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 注文日
- 2 工事場所(=リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致)
※ 注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、省略可能
- 3 工事発注者(共同事業者)の署名または記名・押印
- 4 施工業者(補助事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)
- 5 リフォーム工事を含んだ契約であることがわかる記述
- 6 注文した工事の金額

補助事業者が注文者(工事発注者)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り、

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 請負日(=契約締結日)
- 2 工事場所(=リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致)
- 3 工事発注者(共同事業者)の氏名
- 4 施工業者(補助事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
- 5 注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述
(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- 6 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

※次ページへ続く

補足 ※続き

□ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象になるリフォーム工事について、提出される工事請負契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。

ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できることを前提とします。特に以下の事項にご注意ください。

◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。

(電子契約システム上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないため不可)

◆契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等を求めます。

※契約日の記載されない電子契約については、P95～96を参照ください。

□ リフォーム工事の共同発注について

リフォーム工事の発注を複数の者が連名で行う場合、任意の契約者が共同事業者として交付申請を行うことができます。

なお、住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業と併用する場合、原則同じ方がそれぞれの事業の共同事業者として交付申請を行ってください。

□ 複数受注について

複数受注とは、同一の工事発注者と同じ住宅に対する複数のリフォーム工事の工事請負契約を締結することをいいます。複数の工事請負契約により要件を満たす場合等、まとめて交付申請を行うことができます。

(本ポータル上の手続きは、契約が一つである場合と大きな違いはありません)

なお、複数契約をまとめて申請する場合、ワンストップ申請は利用できません。

□ 分離発注によるリフォーム工事について

分離発注とは、同じ工事発注者が、複数の施工業者に工事を分割して発注し、リフォーム工事を行うことをいいます。分離発注の場合における取り扱いは、P90～93を参照ください。

□ 他の補助金との併用について

住宅(外構含む)のリフォーム工事を補助対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

ただし、本事業で補助対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で補助対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合については、併用することができます。

また、本事業とワンストップ対応を行う以下の事業については、補助対象が重複しなければ併用が可能です。

◆先進的窓リノベ2025事業(環境省)

◆給湯省エネ2025事業(経済産業省)

◆賃貸集合給湯省エネ2025事業(経済産業省)

(代表的な補助制度との併用の取り扱いについては、P19参照)

C

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

補助対象工事内容に応じた性能を証明する書類等

白黒可

補助対象工事を証明する書類は、工事の内容により提出書類や発行元が異なります。
下表を参照し、正しい書類を準備してください。
各書類の詳しい内容は次ページ以降を参照してください。

《補助対象工事を証明する書類一覧》

工事内容		書類名	発行元	詳細
開口部の改修	開口部の断熱改修(断熱等)	㉞ 性能証明書①	建材メーカー	P63
	防犯性の向上に資する開口部の改修(防犯)			
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修(防音)			
	防災性の向上に資する開口部の改修(防災)			
躯体の断熱改修	ボード系・マット系 / 畳床用	㉟ 納品証明書	施工業者に納品した販売店等*1	P66
	吹込み・吹付け	㊱ 施工証明書	工事を実施する吹込み、吹付けの施工業者	P67
エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	㊲ 性能証明書②	建材メーカー等	P64
	高断熱浴槽	㊴ 納品書の写し	施工業者に納品した販売店等*1	P68
	節水型トイレ			
	節湯水栓			
	高効率給湯器	㊵ 納品書の写し または保証書の写し または銘板ラベル写真	施工業者に納品した販売店等*1 または施工業者	P70 ~72
蓄電池	㊶ 出荷証明書または保証書の写し	建材メーカー	P73	
子育て対応改修	家事負担の軽減に資する住宅設備	ビルトイン食器洗機	施工業者に納品した販売店等*1	P68
		掃除しやすいレンジフード		
		ビルトイン自動調理対応コンロ		
		浴室乾燥機		
	宅配ボックス	㊲ 性能証明書②	建材メーカー	P64
キッチンセットの交換を伴う対面化改修	㊷ 平面図・立面図(工事後)	施工業者	P74	
バリアフリー改修	手すりの設置	※証明書類の提出は不要 (工事前後の写真が必要)	-	P76 ~80
	段差解消			
	廊下幅等の拡張			
	衝撃緩和畳の設置	㊸ 性能証明書③	建材メーカー	P65
空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置		㊴ 納品書の写し	施工業者に納品した販売店等*1	P68
リフォーム瑕疵保険等への加入		㊹ リフォーム瑕疵保険の保険証券または保険付保証書	住宅瑕疵担保責任保険法人(加入者である施工業者宛に発行)	P75

*1 メーカーや卸売業者も含む。

ア 性能証明書①

開口部の断熱改修 / 防犯性の向上に資する開口部の改修 / 生活騒音への配慮に資する開口部の改修 / 防災性の向上に資する開口部の改修

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。
入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

※内窓(断熱等・防音)の性能証明書のサンプルを掲載します。
(デザインや記載項目は製品やメーカーにより異なりますが、確認事項は同じです)

《内窓》

入手 建材メーカー

子育てグリーン住宅支援事業
先進的窓リノベ2025事業

住宅省エネ2025キャンペーン 性能証明書	内窓 断熱等 + 防音
---------------------------------	----------------

一 注意事項

■「住宅省エネ2025キャンペーン」は、国土交通省の「子育てグリーン住宅支援事業」と、環境省の「先進的窓リノベ2025事業」が実施する住宅の省エネ化への支援策の総称であり、本証明書は、両事業共通の性能証明書です。(※)

※製品型番によって申請できる事業が限られる場合があります。
※設置する住宅の種別や地域によって「断熱改修基準」を満たさない場合、必須工事を一緒に行う場合は「生活騒音への配慮に資する開口部の改修」として対象になります。
※設置する住宅の種別や地域によって補助額が異なります。

3 製品型番: ABC123123AM

※事務時登録型番を正確に記載してください。

■製品詳細

1 製品名 : ABCサッシ	2 器具 材質 : 樹脂
3 開閉方式 : 引違い	4 窓サイズ : W1600mm×H1000mm
5 面積 : 1.6㎡ (中)	6 性能区分コード : A
7 ガラスの仕様 : Low-E複層 (A10)	8 ガラス中央部の熱貫流率 : -
9 開口部の熱貫流率 : -	10 窓の日射熱取得率 : -
11 ガラス日射熱取得率 : -	

■発行日 : 2025/**/**

4 ■事業者名(メーカー名) : ABC工業株式会社

5 ■書類番号(通し番号) : 000123

■組立事業者名 : XYZ株式会社

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 本事業名の記載があること
(「住宅省エネ2024キャンペーン」と記載された性能区分コード「A」～「C」の性能証明書も本事業の要件を満たす場合は利用可能)
- 2 製品区分と補助対象となる機能の記載があること

製品と機能	ガラス	内窓	外窓	ドア
断熱等	○	—	○	○
防犯	—	—	○	○
防音	○	—	○	○
防災	○	—	○	—
断熱等&防犯	—	—	△*1	△*1
断熱等&防音	—	△*1	—	—
断熱等&防災	△*1	—	△*1	—

*1「省エネ基準による地域区分」に該当する地域に立地しない住宅は省エネ性能を満たしません。
(他に必須工事を行っていない場合、補助対象になりません)

- 3 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- 4 事業者名(メーカー名)の記載があること
- 5 書類番号(通し番号)の記載があること

※他の住宅の性能証明書を誤って提出しないよう
ご注意ください。

補 足

- リフォーム専用ガラスの性能証明書について
リフォーム専用ガラスは、ガラスに同梱されている「ラベル」をメーカー指定の専用台紙に貼付したものを性能証明書として取り扱います。
確認事項は原則、上記の①～⑤と同じです。

《例：ガラスラベルを専用台紙に貼付》

子育てグリーン住宅支援事業
先進的窓リノベ2025事業

住宅省エネ2025キャンペーン 性能証明 シール台紙	ガラス リフォーム専用
--------------------------------------	----------------

■事業者名(メーカー名) : ABC工業株式会社

1 製品型番 : ABC123R1L	2 製品名 : ABCガラス
3 サイズ : W850mm×H1780mm (大)	4 面積 : 1.5㎡
5 ガラスの仕様 : Low-E複層	6 ガラス中央部の熱貫流率 : 0.4 W/m ² ・K
7 グレードコード : R1	

■発行日 : 2025/**/**

① 性能証明書②

太陽熱利用システム / 高断熱浴槽 / 宅配ボックス

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。
入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

※太陽熱利用システムの性能証明書のサンプルを掲載します。
(デザインや記載項目は製品やメーカーにより異なりますが、確認事項は同じです)

《太陽熱利用システム》

入手 建材メーカー

子育てグリーン住宅支援事業
住宅省エネ2025キャンペーン
性能証明書
太陽熱利用システム

④ 製品型番: ABC123456789
※事例掲載画像を正確に転記してください

■製品詳細	
1 製品名	: ソーラーZZシステム
2 製品タイプ	: 液体集熱式
3 集熱面積	: 4.04
4 タンク容量	: 200リットル
5 補助熱源	: あり

■発行日 : 2024/**/**

③ ■事業者名(メーカー名) : ABC工業株式会社

■買付番号(進し番号) : 000123

■組立事業者名 : XYZ株式会社

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 本事業名の記載があること*1
- ② 製品区分の記載があること
- ③ 事業者名(メーカー名)の記載があること
- ④ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること

*1 要件を満たす場合、類似事業である過去事業(子育てエコホーム支援事業等)の事業者名で提出された場合でも可

ウ 性能証明書③

衝撃緩和畳の設置

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。なお、衝撃緩和畳は、畳に同梱されている「シール」を専用台紙*1に貼付したものを性能証明書として扱います。

シールの入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

*1 性能証明書シール台紙は本事業のホームページよりダウンロードできます。

※シールのデザインや記載項目は製品や建材メーカーにより異なりますが、確認事項は同じです。

《衝撃緩和畳》

入手 建材メーカー

1 子育てグリーン住宅 支援事業

性能証明書シール台紙

2 衝撃緩和畳

邸名 住宅 一二三 様邸

製品型番	〇〇畳 AAABC123/1畳	〇〇畳 AAABC123/1畳
製品名	AAABC123/1畳	AAABC123/1畳
半畳/1畳	NO.0000004	NO.0000001
事業者名	2025/**/**	2025/**/**
シリアルNo. (通し番号)	YYZ産業株式会社	YYZ産業株式会社
発行日		

※シールは点線の枠内に1枚ずつ貼付してください。シールには下記内容が記載されている必要があります。
※申請に必要なシールの枚数は4.5畳分です。必要枚数分のみ下記の枠内に貼付してください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

《シール台紙》

- ① 本事業名の記載があること*2
- ② 製品区分の記載があること

*2 要件を満たす場合、類似事業である過去事業(子育てエコホーム支援事業等)の事業名で提出された場合でも可

《シール》

- ③ 畳数(合計が4.5畳以上である場合に限り補助対象)の記載があること
- ④ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ⑤ シリアル番号(通し番号)の記載があること
- ⑥ 事業者名(メーカー名)の記載があること

工 納品証明書

躯体の断熱改修(ボード系・マット系 / 畳床用)

リフォーム工事を行った住宅に納品された断熱材の納品量について、必ず**施工業者に納品した販売店等*1が発行する納品証明書*2**を提出してください。

*1 メーカーや卸売業者も含む。

*2 納品証明書は本事業用の指定様式です。(本事業のホームページよりダウンロードできます)

《ボード系・マット系》

指定様式

入手 施工業者に納品した販売店等

1 子育てグリーン住宅支援事業 **2** 躯体の断熱改修

納品証明書 **ボード系・マット系**

断熱工業株式会社 御中 2025年●月●日

※宛先は工事施工者

●納入事業者情報
※工事施工者(元請け)に納品する事業者情報を記入

事業者名: 断熱工業株式会社 **3**
担当名: 住宅 一二三
住所: ○○県△△市□□4-5-6
電話番号: 00-1234-5678

●施工店名: 屋根 修 **4** 様邸

●納期: 2025年●月●日

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ^{※1}	断熱材区分 ^{※2} (A-1~F)	厚さ (mm)	熱抵抗値 (m ² ·K/W)	出荷量 (m ³ /立米)
ABC工業 5	XYZ123	1ABC0123 6	E	100	2.5	8.2 7

※1 製品型番の欄には、各製造事業者が子育てグリーン住宅支援事業に登録している製品型番を記入してください。
※2 断熱材区分のA-1~Fに係る熱伝導率 (W/m·K) は次のとおりです。
A-1, A-2, B, C: 0.052~0.035 D, E, F: 0.034以下

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 本事業名の記載があること
- 2 製品区分の記載があること
- 3 断熱材の納品事業者名の記載があること
(納品事業者が作成してください)
- 4 施工邸名(断熱材の納品先)の記載があること
- 5 事業者名(メーカー名)の記載があること
- 6 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- 7 出荷量の記載があること
(必ず立米(m³)で記入 / 平米(m²)は不備になります)

補足

- 畳床用の納品証明書について
畳床用の場合、ボード・マット系と様式が異なります。
作成者や確認事項は上記《ボード系・マット系》と同じです。
(使用量は、納品量の1.1倍を記載してください)
指定様式は本事業のホームページよりダウンロードできます。

《畳床用》

子育てグリーン住宅支援事業 **躯体の断熱改修**

納品証明書 **畳床用**

断熱工業株式会社 御中 2025年●月●日

※宛先は工事施工者

●納入事業者情報
※工事施工者(元請け)に納品する事業者情報を記入

事業者名: 断熱工業株式会社
担当名: 住宅 一二三
住所: ○○県△△市□□4-5-6
電話番号: 00-1234-5678

●施工店名: 屋根 修 様邸

●納期: 2025年●月●日

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ^{※1}	断熱材区分 ^{※2} (A-1~F)	厚さ (mm)	熱抵抗値 (m ² ·K/W)	出荷量 (m ³ /立米) ^{※3}	使用量 (m ³ /立米) ^{※4}
ABC工業	XYZ123	1ABC0123	E	100	2.5	1.5	1.65

※1 製品型番の欄には、各製造事業者が子育てグリーン住宅支援事業に登録している製品型番を記入してください。
※2 断熱材区分のA-1~Fに係る熱伝導率 (W/m·K) は次のとおりです。
A-1, A-2, B, C: 0.052~0.035 D, E, F: 0.034以下
※3 出荷量は、納品量に1.1倍を乗じて算出してください。
※4 使用量は、納品量に1.1倍を乗じて算出してください。

オ 施工証明書

躯体の断熱改修(吹込み・吹付け)

リフォーム工事を行った住宅の部位ごとに施工(吹込み・吹付け)した断熱材の使用量について、必ず**実際に施工した専門業者等が発行する施工証明書***1を提出してください。

*1 施工証明書は本事業用の指定様式です。(本事業のホームページよりダウンロードできます)

《吹込み・吹付け》

指定
様式

入手 実際に施工した専門業者等

子育てグリーン住宅支援事業

施工証明書

躯体の断熱改修

吹込み・吹付け

断熱工業株式会社 御中

2025年●月●日

※断熱材区分または吹込み・吹付けの事項

納入事項情報

※実際に吹込み・吹付けを行った事業者情報を記入

事業者名	断熱工業株式会社
担当名	住宅 一二三
住所	〇〇県〇〇市〇〇4-5-6
電話番号	00-1234-5678

● 施工邸名: 屋根 修 様邸

● 施工完了日: 2025年●月●日

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ^{※1}	断熱材区分 ^{※2} (A-1~F)	施工厚さ (mm)	熱抵抗値 (m ² ·K/W)	施工使用量 (m ³ /立米)
● 外壁						
ABC工業	XYZ123	1ABC0123	E	100	2.5	6.5
● 屋根・天井						
● 床または基礎						

※1. 製品型番の欄には、各製造事業者が子育てグリーン住宅支援事業に登録している製品型番を記入してください。
 ※2. 断熱材区分欄のA-1~Fに係る熱伝導率 (W/m·K) は次のとおりです。
 A-1: 0.052~0.075 D,E,F: 0.034以下

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 本事業名の記載があること
- ② 製品区分の記載があること
- ③ 断熱工事の施工業者の記載があること
(下請業者等、実際に施工した専門業者等が作成してください)
- ④ 施工邸名の記載があること
- ⑤ 事業者名(メーカー名)の記載があること
- ⑥ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ⑦ 施工使用量の記載があること
(必ず立米(m³)で記入 / 平米(m²)は不備になります)

カ 納品書の写し

節水型トイレ / 節湯水栓 / ビルトイン食器洗機 / 掃除しやすいレンジフード / ビルトイン自動調理対応コンロ / 浴室乾燥機 / 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

施工業者が、補助対象となる設備等の仕入れを行ったことを確認します。

原則、リフォーム工事に使用した設備を、**施工業者に納品した販売店等***1(以下、「納品元」という)が発行した施工業者宛の納品書を提出してください。

*1 メーカーや卸売業者も含む。

《納品書のイメージ》

入手 施工業者に納品した販売店等

納品書 ①

No. 00000055555

② ○×工務店 様 発行日: 20XX年○月○日

下記の通り、納品申し上げます。 ③ ○×建材設備株式会社

④ 納品日: 20XX年○月○日
納品場所: 住宅部(東京都千代田区○×1-1-1)

メーカー	品名	型番	数量	備考
○×設備	トイレ本体	A A A A Z Z Z Z Z 2 0 0	1式	
	便座	A A A A Z Z Z Z Z 2 0 0 1	1式	
○×ガス	品物甲給湯機	B B B B Y Y Y Y Y 2 0 2 0	1式	
⑤	⑥	⑦	⑧	

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の内容すべてを納品書で確認できない場合は不備となる可能性がありますので、ご注意ください。

- ①書類が納品書であること
- ②施工業者名の記載があること
- ③納品事業者名の記載があること
- ④納品日の記載があること
- ⑤メーカー名の記載があること
- ⑥製品名の記載があること
- ⑦製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること

※交付申請する該当の型番を○で囲んでください。

- ⑧台数の記載があること

※書類名が「納品書」ではない書類(「納品書(控)」 「送り状」 「出荷証明書」 「物品受領書」等)でも、上記確認事項をすべて満たす場合、納品書として提出することができます。

※「仕入伝票」は施工業者が発行する書類のため、納品書として受付できません。チェーンストア伝票をご利用の場合は注意してください。

補 足

□ 納品書の代替書類について

◆メーカーが発行する納品書について

製品型番が、本事業専用の型番で通常の商習慣における納品書に記載されない場合、納品元等の依頼により、メーカーが本事業用の納品書を発行することがあります。

当該書類については、上に例示した納品書の代替書類として扱います。

なお、「納品書」の確認事項の④「納品日」の記載がない場合でも、そのまま提出することができます。

≪メーカー納品書のイメージ≫

子育てグリーン住宅支援事業用
リフォーム用【エコ住宅設備】

納品書(メーカー納品確認書)

施工邸名 : **注文 太郎** 様邸

納入製品 : **浴室乾燥機**

子育てグリーン住宅支援事業用型番 : **ABCD(1234)-R**

メーカー名(発行者) : **株式会社XYZ**
製造事業者または販売元:

・この納品書(メーカー納品確認書)は、子育てグリーン住宅支援事業の申請にのみ必要となる書類であり、子育てグリーン住宅支援事業申請期間内のみ有効です。

・施工邸名に空欄がある場合は、記入の上提出してください。

※この書類は子育てグリーン住宅支援事業申請に必要な書類ですので大切に保管してください。

[NO. 123456]

◆メーカーが発行する保証書について

以下のすべての項目が記載されたメーカー発行の「保証書」を本事業用の専用台紙*2に貼付することで、上に例示した納品書の代替書類として扱います。

*2 子育てグリーン住宅支援事業用「保証書台紙」。本事業のホームページよりダウンロードできます。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 製品区分(エアコン等)の記載があること
- ② 製品型番の記載があること
- ③ メーカー名の記載があること
- ④ 販売店名の記載があること
- ⑤ お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑥ お客様住所の記載があること
- ⑦ お客様電話番号の記載があること

※販売店等が発行する保証書は対象になりません。

※④～⑦の記載のない保証書は対象になりません。(販売店のレシート等では代替できません)

※メーカー発行であっても、補助対象となる製品型番が記載されない、または複数の型番が併記されており、納品された設備が特定できない場合は、受付できません。

≪メーカー保証書のイメージ≫

リフォーム
子育てグリーン住宅支援事業用

保証書台紙

該当する項目にチェックしてください。

製品区分	<input type="checkbox"/> エアコン	<input type="checkbox"/> エコファン	<input checked="" type="checkbox"/> 浴室乾燥機	<input type="checkbox"/> 脱臭機	<input type="checkbox"/> 除湿機
	<input type="checkbox"/> エコファン	<input type="checkbox"/> エコファン	<input type="checkbox"/> エコファン	<input type="checkbox"/> エコファン	<input type="checkbox"/> エコファン

保証書

お客様名: 注文 太郎 様
住所: 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
電話番号: 03-1234-5678

製品名: 浴室乾燥機
型番: ABCD1234-R

販売店名: 株式会社XYZ
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

キ

納品書の写しまたは保証書の写しまたは銘板ラベル写真

高効率給湯器

施工業者が、補助対象となる設備等の仕入れを行ったことを確認します。

原則、高効率給湯器の製品区分ごとに、それぞれ以下の書類を提出してください。

潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ) / 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)

リフォーム工事に使用した設備を、**施工業者に納品した販売店等***1が発行した施工業者宛の納品書を提出してください。

*1 メーカーや卸売業者も含む。

《納品書のイメージ》

入手 施工業者に納品した販売店等

納品書 ① No. 00000055555

② ○×エ務店 様 発行日: 20XX年○月○日

下記の通り、納品申し上げます。 ③ ○×建材設備株式会社

④ 納品日: 20XX年○月○日

納品場所: 住宅部(東京都千代田区○×1-1-1)

メーカー	品名	型番	数量	備考
○×設備	トイレ本体	AAAAZZZZZZ200	1式	
	便座	AAAAZZZZZZ2001	1式	
○×ガス	高効率給湯機	BBBBBYYY2020	1式	
⑤	⑥	⑦	⑧	

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の内容すべてを納品書で確認できない場合は不備となる可能性がありますので、ご注意ください。

- ①書類が納品書であること
- ②施工業者名の記載があること
- ③納品事業者名の記載があること
- ④納品日の記載があること
- ⑤メーカー名の記載があること
- ⑥製品名の記載があること
- ⑦製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
※交付申請する該当の型番を○で囲んでください。
- ⑧台数の記載があること

または

《メーカー納品書のイメージ》

入手 施工業者に納品したメーカー

子育てグリーン住宅支援事業用 リフォーム用(エコ住宅設備)

① 納品書(メーカー納品確認書)

② 施工邸名: 子育て グリーン 様邸

③ 納入製品: 高効率給湯器

④ 子育てグリーン住宅支援事業型番: ABCD(1234)-R

⑤ メーカー名(発行者)
製造事業者または販売元: 株式会社XYZ

※この書類は子育てグリーン住宅支援事業申請に必要な書類ですので大切に保管してください。

[NO. 123456]

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の内容すべてを納品書(メーカー納品確認書)で確認できない場合は不備となる可能性がありますので、ご注意ください。

- ①書類が納品書(メーカー納品確認書)であること
- ②施工邸名の記載があること
- ③納入製品が高効率給湯器(エコジョーズ・エコフィール)であること
- ④製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ⑤メーカー名の記載があること

※次ページへ続く

ヒートポンプ給湯機(エコキュート)

以下の確認事項がすべて記載された**メーカー**発行の保証書を本事業用の専用台紙*1に貼付したものを提出してください。

(本事業においては**施工業者に納品した販売店等***2が発行した施工業者宛の納品書でも可)

*1 子育てグリーン住宅支援事業用「保証書台紙」。本事業のホームページよりダウンロードできます。

*2 メーカーや卸売業者も含む。

《メーカー保証書のイメージ》

入手 施工業者に納品したメーカー

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の**内容すべて**を保証書(台紙含む)で**確認できない場合は不備**となる可能性がありますので、ご注意ください。

- ① 製品区分の記載があること
- ② 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ③ メーカー名の記載があること
- ④ 販売店の記載があること
- ⑤ お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑥ お客様住所の記載があること(対象住宅の住所と一致すること)
- ⑦ お客様電話番号の記載があること
- ⑧ 購入日の記載があること

※販売店が発行する保証書は対象となりません。

※販売店のレシート等では代替できません。

※メーカー発行であっても、補助対象となる製品型番が記載されない、または複数の型番が併記されており納品された設備が特定できない場合は、対象になりません。

電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯機)

以下の確認事項がすべて記載された**ヒートポンプユニットの銘板ラベル写真**を本事業用の専用台紙*1に貼付したものを提出してください。

(本事業においては**施工業者に納品した販売店等***2が発行した施工業者宛の納品書でも可)

*1 子育てグリーン住宅支援事業用「ハイブリッド給湯機用 銘板ラベル写真台紙」。本事業のホームページよりダウンロードできます。

*2 メーカーや卸売業者も含む。

《ヒートポンプユニットの銘板ラベル写真のイメージ》

入手 実際に施工した施工業者等

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の**内容すべて**を銘板ラベル(写真台紙を含む)で**確認**できない場合は**不備**となる可能性がありますので、**ご注意ください**。

- ① 施工邸名の記載があること
- ② メーカー名の記載があること
- ③ 品名の記載があること
- ④ 名称の記載があること
- ⑤ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること

ク 出荷証明書または保証書の写し

蓄電池

施工業者が、補助対象となる設備等の仕入れを行ったことを確認します。
原則、リフォーム工事に使用した設備を、**施工業者に納品した建材メーカー等**が発行した施工業者宛の出荷証明書または**建材メーカー**が発行した保証書*1を提出してください。

*1 台紙が必要な場合は、本事業のホームページより子育てグリーン住宅支援事業用「保証書台紙」をダウンロードできます。

《出荷証明書のイメージ》

入手 施工業者に納品した建材メーカー等

発行No.0000000000000000
20XX年01月01日

蓄電池システム
1 出荷証明書

毎々、格別なるお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の製品を出荷いたしましたことを証明いたします。

パッケージ型番	製造番号
XX-XXXXX0000	00000000

品名	型番	製造番号	数量
蓄電池本体	XX-XX0000	00000000	1
太陽電池モジュール	XX0000XX	-	18
ケーブル	XXXX0000	-	1
パワーコンディショナー	XX0000XX	00000000	1
素台	0XX0XX	-	1
PVステッカー	XXXX000	-	1

工事名	工事番号
〇〇様邸 リフォーム工事	X-00000000

取扱い店
 店名 株式会社 蓄電池設置
 住所 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00
 電話番号 00-0000-0000

以上

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の内容すべてを出荷証明書で確認できない場合は不備となる可能性がありますので、ご注意ください。

- 書類が出荷証明書であること
- 施工業者名の記載があること
- メーカー名の記載があること
- 製品名、パッケージ型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- システム構成品名・型番の記載があること

または

《保証書のイメージ》

入手 施工業者に納品した建材メーカー

蓄電池システム **保証書** 1

商品名	パッケージ型番
〇〇〇蓄電池システム	XXX-X0X0

品名	型番	製造番号	保証期間
パワーコンディショナー	XX-XX0000	00000000	〇年間
蓄電池ユニット	XX-XX00	00000000	〇年間 蓄電池容量：〇年間
素内リモコン	XX0000XX	000000000000	〇年間

2 店名 株式会社 蓄電池設置
住所 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00
電話番号 00-0000-0000

3 電池システム株式会社
000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00

お引渡し年月日 20XX年〇月〇日

お客様氏名 〇〇〇〇
お客様住所 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00
お客様電話番号 00-0000-0000

本書は上記欄について、本記載内容に基づき無償修理もしくは交換をお約束するものです。
上記記載保証期間中に蓄電池システムが故障した際、お客様ご自身で修理を依頼し、修理費の支払いの取次会社に修理をご依頼ください。
本書は再発行致しませんので、大切に保管してください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

以下の内容すべてを保証書で確認できない場合は不備となる可能性がありますので、ご注意ください。

- 書類が保証書であること
- 施工業者名の記載があること
- メーカー名の記載があること
- パッケージ型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- システム構成品名、型番の記載があること
- お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- お客様住所の記載があること(対象住宅の住所と一致すること)
- お客様電話番号の記載があること

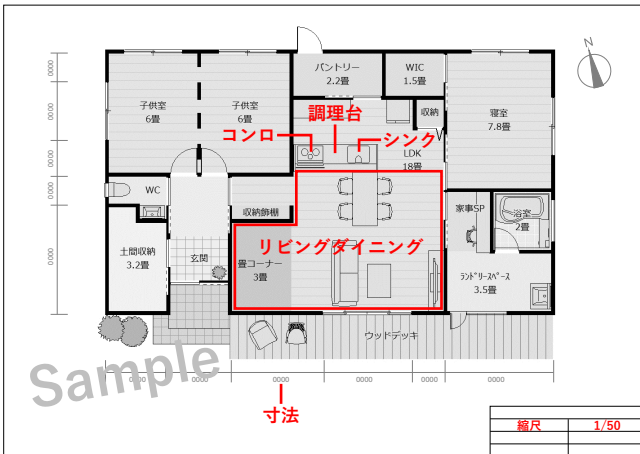
④ 平面図・立面図(工事後)

キッチンセットの交換を伴う対面化改修

キッチンセットの対面化改修後の要件を満たすことを確認できる平面図および立面図を提出してください。

《平面図のイメージ》

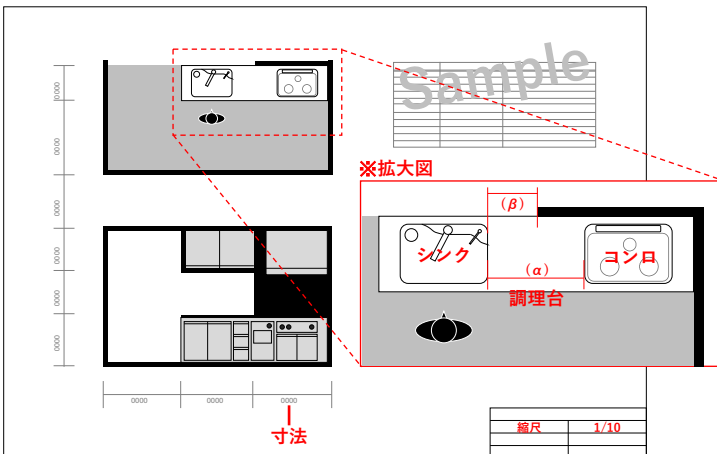
入手 施工業者



+

《立面図のイメージ》

入手 施工業者



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① キッチンセットが設置された階の図面であること
※キッチンおよびリビングダイニングが含まれる図面であれば可。
(同じ階のすべての居室が含まれる図面である必要はありません)
- ② コンロ、シンク、調理台が表現されていること
(分かりにくい場合、コメント等で補足してください)
- ③ キッチンに隣接するリビングまたはダイニング(リビングダイニング含む)が明示されていること
(分かりにくい場合、コメント等で補足してください)
- ④ 「縮尺」および「寸法」が表示されていること
- ⑤ 既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する場合は、既存のキッチンと新たに設置した対面キッチンが平面図で確認できること
(交付申請する新たな対面キッチンがどのキッチンであるかが分かるよう、平面図上で丸囲みし、コメント等で補足してください)
※複数の既存キッチンがある場合はすべてのキッチンが平面図で確認できること

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① コンロ、シンク、調理台の配置が確認できる図面であること
(分かりにくい場合、コメント等で補足してください)
- ② 「縮尺」および「寸法」が表示されていること
- ③ キッチンセットの前面に壁がある場合は、調理台幅(α)と前面の壁からシンクまでの距離(β)が確認できること

補 足

□ 提出する図面について

提出する図面は、PDFファイル形式で保存したものを提出してください。
縦横比がずれていたり、歪んでいる図面等は、縮尺が正しく表現されないため受付できません。



リフォーム瑕疵保険の保険証券または 保険付保証明書

リフォーム瑕疵保険等への加入

住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した保険証券等を提出してください。
なお、様式は発行保険法人により異なります。

入手 住宅瑕疵担保責任保険法人

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ①住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した証明書であること
- ②所在地がリフォーム工事を行った住宅と一致すること
- ③保険の開始日が補助対象工事の引渡日以降であること

D 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ **工事前写真(工事前写真が必要となる補助対象の箇所すべて)** カラー

E 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ **補助対象工事内容に応じた工事写真(工事中/工事後)** カラー

リフォーム内容により、撮影方法が異なります。

工事前・工事中の写真が必要なリフォーム工事において、工事前・工事中の写真提出できない場合は、補助金の交付を受けることができませんので、十分ご注意ください。

工事前後を撮影する場合、工事前と工事後を「同様の画角」「同様の構図」で撮影してください。

入手 各工事を担当した施工業者

工事内容	撮影方法		撮影単位
開口部の改修	工事前	<input type="checkbox"/> 改修前の開口部全体が確認できること <input type="checkbox"/> 複数枚のガラスで構成される開口部で交換したガラスのすべてが確認できる場合は写真は1枚で可 ※増築等により開口部を増設した場合は、改修前の外観全景を撮影	開口部ごとに工事前で1枚以上工事後で1枚以上撮影
	工事後	<input type="checkbox"/> 開口部全体が確認できること <input type="checkbox"/> 複数枚のガラスで構成される開口部で交換したガラスのすべてが確認できる場合は写真は1枚で可	
躯体の断熱改修	工事中	<input type="checkbox"/> 断熱材を敷設する作業状況が確認できること (使用した断熱材が写るよう撮影) ※工事後に撮影されたものは不可	施工部位ごとに1枚以上撮影
エコ住宅設備の設置 子育て対応改修 ・家事負担の軽減に資する住宅設備 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	工事前	<input type="checkbox"/> 工事前の住宅設備全体が確認できること (太陽熱利用システムは集熱器も含む) (空気清浄機能・換気機能付きエアコンは室内機の写真を撮影) ※増築等により設備を増設した場合は、設置前の外観全景が確認できること	住宅設備ごとに工事前で1枚以上工事後で1枚以上撮影
	工事後	<input type="checkbox"/> 設置された住宅設備全体が確認できること	
子育て対応改修 ・キッチンセットの交換を伴う対面化改修 (P86～89参照)	工事前	下記すべての写真の提出が必須 ※既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する場合は不要 写真①： 必須設備近影(各設備ごと) 写真②： 必須設備全景(全設備の位置が確認できること) 写真③： 過半を見渡せない写真 (キッチンが独立した居室に設置、もしくはダイニング/リビングの一角にあり、ダイニング/リビングを背にして壁に面していることが確認できること)	写真①②③ それぞれ1枚以上撮影
	工事後	下記すべての写真の提出が必須 写真④： 必須設備近影(各設備ごと) 写真⑤： 必須設備全景(全設備の位置が確認できること) 写真⑥： 過半を見渡せる写真 (シンク・コンロ・調理台からダイニング/リビングのいずれか、もしくは両方の過半を見渡せる位置関係が確認できること)	
バリアフリー改修	工事前	<input type="checkbox"/> 改修前の工事部位全体が確認できること	工事箇所ごとに工事前で1枚以上工事後で1枚以上撮影
	工事後	<input type="checkbox"/> 改修箇所が確認できること <input type="checkbox"/> 補助対象工事が廊下幅等の拡張の場合は、改修前後で箇所が拡張されていることが写真から確認できること ※必要に応じてスケールをあてて撮影を行うこと	

※次ページへ続く

補 足

- **工事写真の撮影について**
「工事前」と「工事後」の工事写真は、設備等の全体が写る同じ角度、画角から撮影してください。
「工事中」の写真は、断熱材の使用部材が写るように撮影してください。
- **工事写真の提出について**
工事写真は、画像ファイルをそれぞれ、アップロードすることで提出します。アップロードの際に台紙等に貼って、まとめて提出しないでください。
※「工事箇所」と「工事前・工事中・工事後」を指定するため、1枚ずつ提出してください。

工事写真の撮影におけるポイント / 開口部の改修

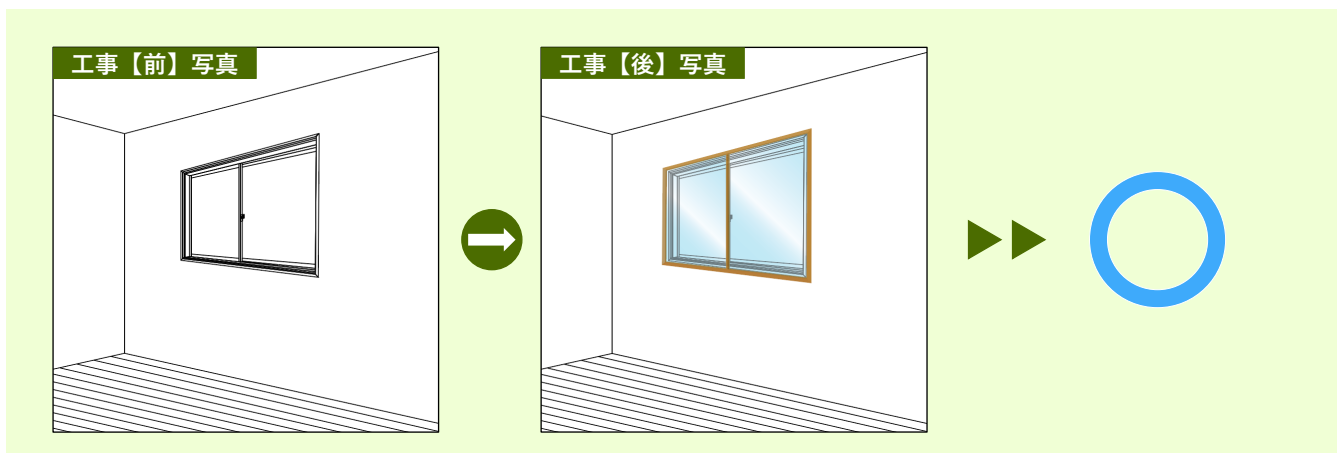
交付申請の手続きを円滑に進めるため、以下のポイントに十分留意の上、撮影してください。

Point 1 内窓は屋内から、外窓・ドアは屋外から撮影

内窓設置 (内窓のガラス交換含む)	屋内から撮影 (家具やカーテン等で開口部の大部分が隠れている場合、写真の追加提出を求められることがあります)
外窓交換(外窓のガラス交換含む) ・ドア交換	原則、屋外から撮影 (屋外からの撮影が難しい場合は、屋内から撮影しても構いません)

Point 2 工事前後は同じ画角で撮影

工事前後で写真の画角が異なる場合、同一箇所の工事であることが判断できないことがあります。必ず、申請する窓全体が写る、同じ画角で撮影を行ってください。
(同一箇所と判断できない場合、追加で写真の提出を求められることがあります)



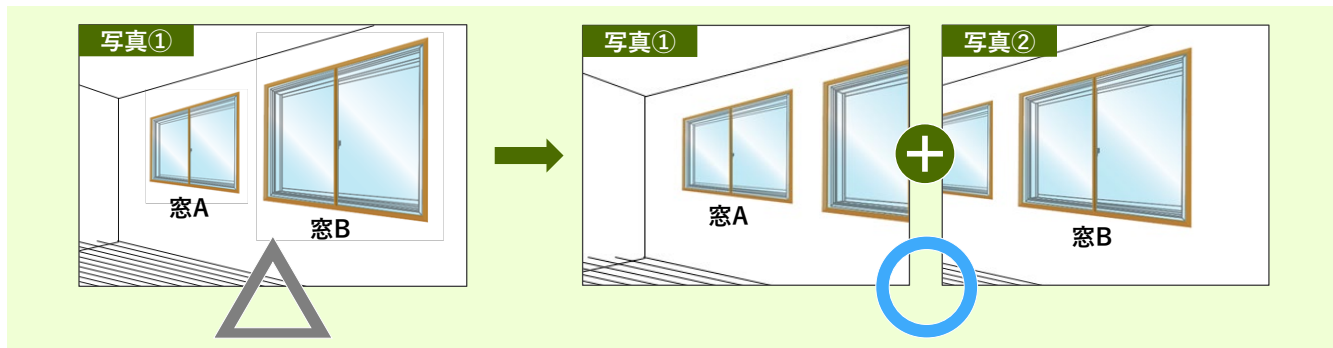
※次ページへ続く

Point 3 窓(ドア)1箇所につき、1枚の写真を撮影

1枚の写真に複数の窓やドアを収めて撮影した場合、どの窓(ドア)、何箇所の窓(ドア)が補助対象か、が判断できないことがありますので、以下に注意して撮影してください。

◆窓(ドア)1箇所につき、1枚の写真を撮影

◆1枚の写真に複数の窓(ドア)が写り込む場合、申請する補助対象である窓(ドア)を画角の中心に置いて、それぞれの窓を撮影

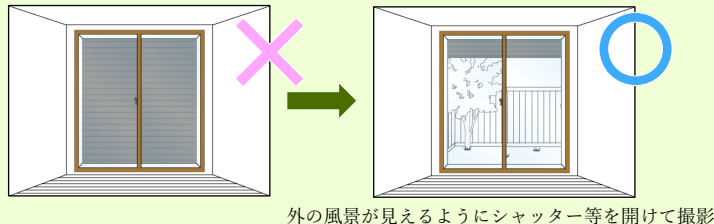


Point 4 外気に接することが確認できるよう撮影

本事業では、外気に接する開口部に設置した窓(ドア)が補助対象となります。
(対象製品であっても、居室の間仕切り等に使用した場合、補助対象になりません)
以下、①～④に例示するような場合、追加で写真を求めることがありますので、特に注意してください。

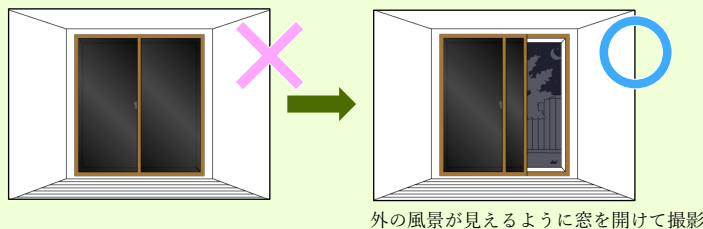
①

シャッター等が閉まっていて
外の風景が確認できない



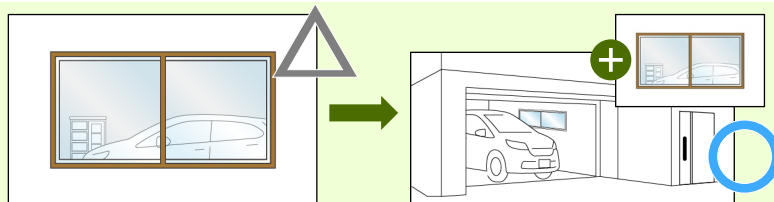
②

すりガラスや
夜間に撮影したことで
外の風景が確認できない



③

車庫や土間、サンルーム等
に面しており、外気に接する
こと(断熱ライン)が
確認できない



車庫や倉庫、土間(差し掛け等)に面している窓(ドア)は、窓の写真だけでは補助対象であるかの判断がつかないことがあります。必要に応じて、住宅の外観等の写真を追加で撮影してください。追加の写真により、断熱ラインが車庫や倉庫、土間等の外側の壁であると判断された場合、補助対象になりません。

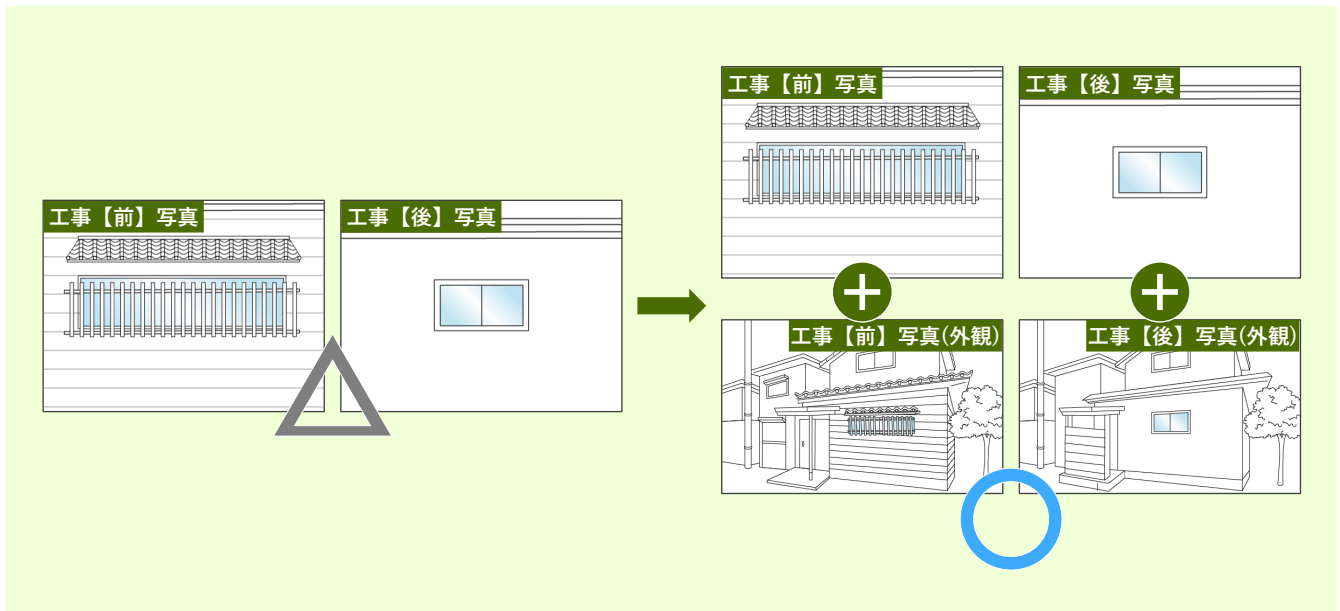
④

共同住宅のドア(窓)で、
外気に接することが確認できない

必要に応じて、廊下の風景写真(外廊下であることがわかる写真)等を追加で撮影してください。
※玄関が内廊下に面している共同住宅のドア交換は、補助対象になりません。

Point 5 大規模リフォーム等の場合は、建物の全体写真を撮影

大規模リフォーム等の場合、工事前後で同一住宅の工事であることが確認できない場合があります。必要に応じて、追加で建物の外観写真を撮影してください。



補 足

工事写真の提出について

工事写真を提出する際、ポータル上で「工事箇所」と「工事前・工事後」を指定するため、台紙等に貼らずに提出してください。

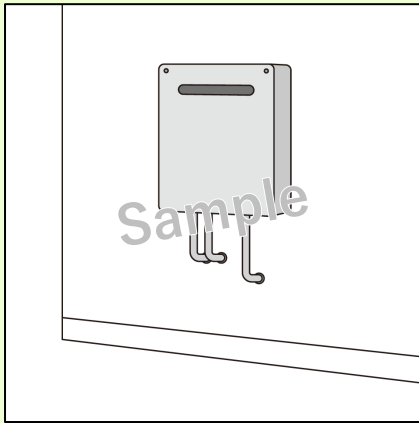
画像ファイルをそれぞれ、アップロードすることで提出できます。

工事写真の撮影におけるポイント / エコ住宅設備・衝撃緩和畳・エアコンの設置

従前の設備または新しく導入する補助対象製品の設置予定場所の写真を撮影する必要があります。以下の高効率給湯器の例を参考に撮影ポイントに十分留意の上、撮影してください。

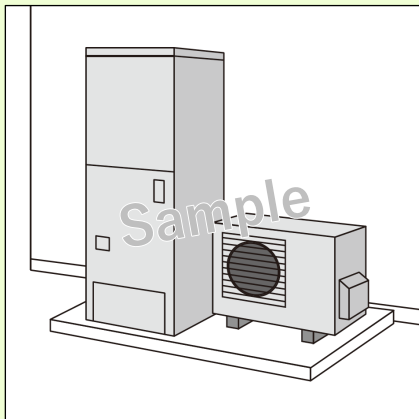
【例：高効率給湯器の工事写真】

工事前写真の Point



- ◆従前の住宅設備全体が確認できること
- ◆増築等により設備を増設した場合、設置前の外観全景が確認できること
- ◆従前の給湯器と異なる場所に新しく導入する補助対象製品を設置する場合、従前の給湯器と新しく導入する補助対象製品の設置予定場所の外観全景が確認できること
(複数枚に分けて撮影しても問題ありません)

工事後写真の Point



- ◆新しく設置した補助対象製品の全体が確認できること
- ◆従前の給湯器と同じ場所に設置する場合、画角や距離を工事前写真と合わせるように撮影

F

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

工事着手写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)

カラー

工事請負契約に含まれる工事で、最も早い工事に着手した以降、交付申請の予約が可能となります。原則、提出する補助対象工事の工事前写真から変化(完了でも可)が確認できる写真とします。ただし、「契約に含まれる他の工事」に着手する場合、当該着工が確認できる写真でも構いません。

入手 工事を担当した施工業者

撮影方法		撮影単位	撮影時の注意
着手	□着手にあたり、工事前から状況が変化していることが写真で確認できること	1工事につき 1枚以上	工事箇所には不可逆な変化(工事の完了でも可)が写真で確認できること

補 足

□ 工事着手に含まれない例

工事箇所には不可逆的な変化が確認できない場合は、着手写真と取り替わず、予約が受理されないことがあります。以下に代表例を示します。

(例) ◆クレセント等の部品の調整または一時的に取り外した写真(契約書に記載がある場合を含む)

◆工事前写真として提出する写真と同じ状態の写真(同画角、画角違いを問わず)

◆容易に移動できる物品(工具、脚立や障子、カーテン等)の設置、移動した写真

◆工事の準備にあたる資材搬入、足場の設置、現場の下見調査等の写真 等

■工事写真撮影アプリをご活用ください

本キャンペーンでは、各事業における交付申請(予約を含む)にて提出が必要となる工事写真を撮影するためのスマートフォン用アプリ「住宅省エネ2025専用・工事写真撮影アプリ」を導入します。

※2025年3月下旬リリース予定(リリース時に本キャンペーンのホームページでお知らせします)

本アプリの利用により、以下の《メリット》が期待できます。

また、**1つの担当者アカウントにつき、本アプリのアカウントを5つまで発行できる**ため、担当者アカウントの利用者が申請事務のみを担当する場合でも、**現場担当者が本アプリのアカウントを取得し、利用**することができます。

《アプリ利用によるメリット》

◆交付申請にかかる事務作業の効率化

◆不適切な交付申請の抑止

◆追加写真提出の依頼や不備訂正の減少

◆審査日数の短縮

なお、本アプリは無料で利用できます(利用は必須ではありません)。是非ご活用ください。

G

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)

白黒可

以下1)~5)のいずれかの書類を1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

本人確認書類に記載の表記どおりに入力・申請してください。(本人確認書類: 英字表記 → 英字表記で入力)

※外国人の方等、本人確認書類と入力値において異なる表記(英字/カナ等)である場合、不備となります。

入手 工事発注者(共同事業者)

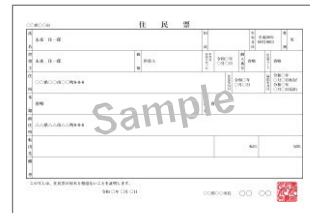
確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「氏名」が工事発注者(共同事業者【乙】)であること
 - ② 有効期限内のものであること
- ※1)住民票の発行時期は不問、現況が確認できるものであること

1) 住民票

補 足

- 個票、世帯票のいずれも可
- マイナンバーが記載されていないものを提出(記載がある場合、受付できません)



2) マイナンバーカード

補 足

- 必ず表面のみ提出
- ※ 裏面にはマイナンバー・QRが記載されているため、提出しないでください。



3) 運転免許証

補 足

- 運転経歴証明書でも可
- 国際免許証は除く



4) 在留カード または 特別永住者証明書

補 足

- 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの



有効期間内のもの

5) 健康保険被保険者証 または 後期高齢者医療被保険者証

補 足

- 「保険者番号および被保険者等記号・番号等」および「QR」は必ずマスキングして提出(記載がある場合、受付できません)

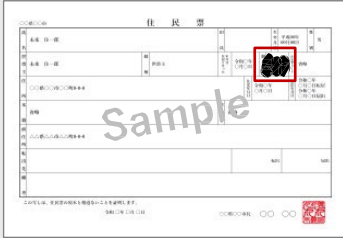


※次ページへ続く

補 足

- **マイナンバーが記載されている書類のマスクングについて**
提出する書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、必ず工事発注者(共同事業者)によるマスクングを行った上で提出してください。

《住民票》



《マイナンバーカード》

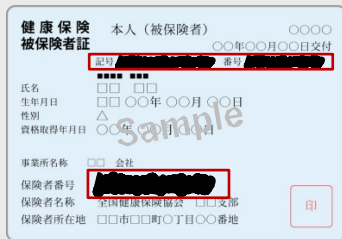


マイナンバーカードは必ず表面のみを提出してください。

※裏面にはマイナンバー・QRが記載されているため、提出しないでください。

- **健康保険証のマスクングについて**
本人確認書類として提出する健康保険証は、以下の項目が記載されている場合、必ず工事発注者(共同事業者)によるマスクングを行った上で提出してください。

《健康保険被保険者証》



健康保険被保険者証でマスクングが必要な情報

- ◆ 記号・番号・枝番(被保険者番号)
- ◆ 保険者番号
- ◆ QR

マスクングされていないこれらの書類は、提出されても受付できません

H

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

《工事発注者が法人の場合》
法人の实在確認ができる書類

白黒可

「商業登記の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」または「法人印の印鑑証明書」のいずれかを提出してください。

入手 工事発注者(共同事業者)

《商業登記の現在事項全部証明書*1
または履歴事項全部証明書*1》

現在事項全部証明書	
○●●●●●●●●●●●●●● 株式会社○●●●●● 会社法人番号 0000-00-000000	
備 号	株式会社○●●●●●
本 店	○●●●●●●●●●●●●●● 官報に掲載している
公告する方法	平成○年○月○日
会社設立の年月日	平成○年○月○日
目的	1. ○●●●●●●●●●●●●●● 2. ○●●●●●●●●●●●●●● 3. ○●●●●●●●●●●●●●● 4. 5. 6. 7.
発行可能株式数	000株
発行済み株式の総数	発行可能株式の総数
定款に定める株式数	000株
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成○年法律第○号第○条の規定により平成○年○月○日登記
資本金の額	0000万円
株式の譲渡制限に関する事項	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。
役員に関する事項	取締役 ○○○○ 平成○年○月○日兼任 取締役 □□□□ 平成○年○月○日兼任 取締役 △△△△ 平成○年○月○日兼任 ○●●●●●●●●●●●●●● 平成○年○月○日兼任 代表取締役 ○○○○ 平成○年○月○日兼任 監査役 ×××× 平成○年○月○日兼任

*1 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可

《法人印の印鑑証明書*2》

印鑑証明書	
00000000	
○●●●●●●●●●●●●●● 株式会社○●●●●●	
本 店	○●●●●●●●●●●●●●● 代表取締役 ○○○○ 平成○年○月○日生
これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。 (○)法務局管轄	
令和○年○月○日 ○●●●●●●●●●●●●●● 登記官	
整理番号 000000000	

*2 発行元の記載、押印があること

確認事項

- ① 「商号」が工事発注者の会社名と一致すること



子育てグリーン住宅
支援事業

リフォーム(戸別)

D

交付
申請

第6章 その他

【本手引きの注釈記号の扱い】

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

6-1 キッチンセットの交換を伴う対面化改修について

本事業におけるキッチンセットの交換^{*1}を伴う対面化改修(以下、「対面化改修」という)は、改修前と改修後にそれぞれ要件があり、前後の要件を満たす対面化改修に限り、補助対象になります。

※改修前に既に対面キッチンであった場合やキッチンセットの移設による対面改修は補助対象になりません。

a) 対面化改修における改修前後の要件

内容	改修前の要件	改修後の要件
必須設備	<ul style="list-style-type: none"> ■給排水に接続したシンクを有する ■シンクまたはコンロと一体的に隣接する調理台を有する ■コンロ(埋め込み式に限らない/IHクッキングヒーター含む)を有する ■コンロの上部に調理専用の換気設備を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ■給排水に接続した新しいシンク*2を設置する ■シンクまたはコンロと一体的に隣接する新しい調理台*2を設置する ■新しいコンロ*3(埋め込み式に限る/IHクッキングヒーター含む)を設置する ■コンロの上部に調理専用の新しい換気設備を設置する
レイアウト	配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができない。または視認することができる位置が1箇所である	配置や形状に関わらず、シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した時に、リビングとダイニングの両方またはいずれかの過半を視認することができる位置が2箇所以上ある
提出書類	<p style="background-color: red; color: white; padding: 5px;">以下、すべての写真の提出が必須(写真はそれぞれ1枚以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■写真①：各設備ごとの接写 ■写真②：必須設備全景(全設備の位置関係が確認できるもの) ■写真③：過半を視認できないことが確認できる写真 	<p style="background-color: red; color: white; padding: 5px;">以下、すべての写真/図面の提出が必須(写真はそれぞれ1枚以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■写真④：各設備ごとの接写 ■写真⑤：必須設備全景(全設備の位置関係が確認できるもの) ■写真⑥：過半を視認できることが確認できる写真 ■平面図*4：キッチンとリビングとダイニングの位置関係が確認できること(寸法と縮尺の記載があるもの) ■立面図*4：必須設備と吊り戸棚等、その配置が確認できること(寸法と縮尺の記載があるもの)

かつ

かつ

かつ

- *1 既存住宅の二世帯住宅への改築等で、既存キッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する工事も補助対象となります。申請にあたって、既存のキッチンと新たに設置した対面キッチンが確認できる平面図の提出が必要です。(なお、改修前の要件について申告は不要)
- *2 W300mm×D300mm以上のものに限りです。
- *3 キッチンセットの中で、コンロ(IHクッキングヒーター含む)については、当該の対面化改修に係る工事請負契約日から、4年以内に新品に交換したものを移設する場合も補助対象とします。
- *4 提出する図面は、PDFファイル形式で保存したものを提出してください。縦横比がずれていたり、歪んでいる図面等は、縮尺が正しく表現されないため受付できません。

【必須設備の具体例】

必須設備の補助対象可否について、問い合わせが多いものを例示します。

必須設備	改修前 (○:補助対象 / ×:補助対象外)	改修後 (○:補助対象 / ×:補助対象外)
シンク	×手洗い(単槽式でW300mm×D300mm未満)	×手洗い(単槽式でW300mm×D300mm未満)
調理台	<ul style="list-style-type: none"> ×シンク またはコンロから独立したキッチンカウンター ×ダイニングテーブル ○調理スペースがW300mm×D300mm未満 	<ul style="list-style-type: none"> ×シンク またはコンロから独立したキッチンカウンター ×ダイニングテーブル ×調理スペースがW300mm×D300mm未満 ※L字キッチンでW300mmの調理スペースがない場合に限り、2方向の奥行で測定(右図)
コンロ	<ul style="list-style-type: none"> ×カセットコンロ ○据置き型のコンロ(ガステーブル、IH式を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ×カセットコンロ ×据置き型のコンロ(ガステーブル、IH式を含む)
換気設備	×全館換気システム	×全館換気システム

※次ページへ続く

補 足

- 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」として補助を受ける場合
「掃除しやすいレンジフード」「ビルトイン自動調理対応コンロ」の補助を受けることはできません。
ただし、「節湯水栓」「ビルトイン食器洗機」の補助を受けることは可能です。

b) リビングとダイニングの定義

本事業では、以下に該当する居室をリビングおよびダイニングと呼びます。

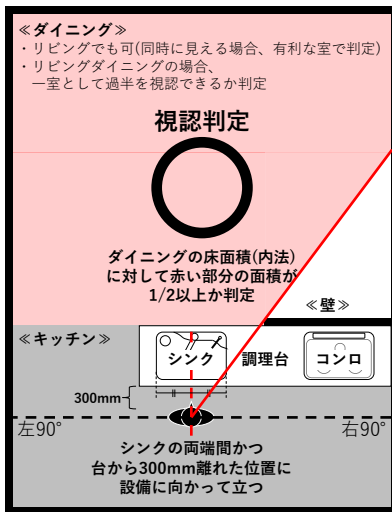
居室	定義	補助対象外の例
リビング (L)	家族が集まり、くつろぐために継続的に使用し、壁、ドアおよび建具で区切られた、ダイニングから独立した空間	× 居室に該当しない空間(廊下、階段、倉庫、納戸等) × 屋外の空間(ウッドデッキ、アウトドアリビング)
ダイニング (D)	家族が食事をとるために継続的に使用し、壁、ドアおよび建具で区切られた、リビングから独立した空間	× 居室に該当しない空間(廊下、階段、倉庫、納戸等) × 屋外の空間(ウッドデッキ)
リビングダイニング (LD)	リビングとダイニングが一体となった壁、ドアおよび建具で区切られた空間	× 居室に該当しない空間(廊下、階段、倉庫、納戸等) × 引戸や可動式の壁により区切られたリビングとダイニング(仕切りがある場合、別の居室として扱います)

c) 「シンク、調理台、コンロにそれぞれ正対して立った位置から、左右90度を見渡した」とは？

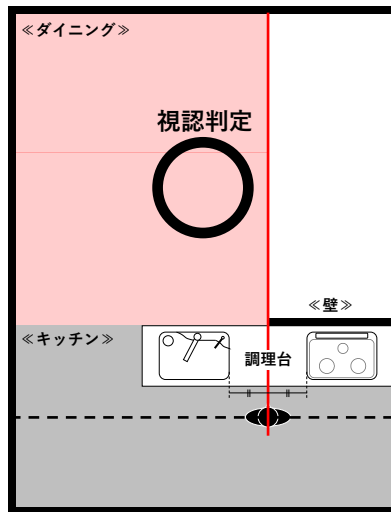
それぞれの設備からの視認エリアは以下に例示するとおりです。(赤のエリア)

[平面図]

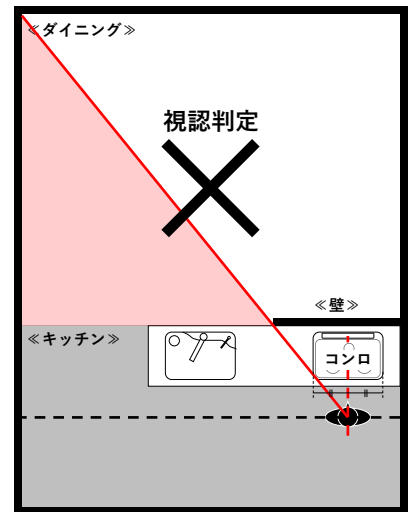
・シンクからダイニングを見た場合



・調理台からダイニングを見た場合



・コンロからダイニングを見た場合



[立面図]

・キッチン側から見た場合



以下のような障害物については考慮する必要はありません。

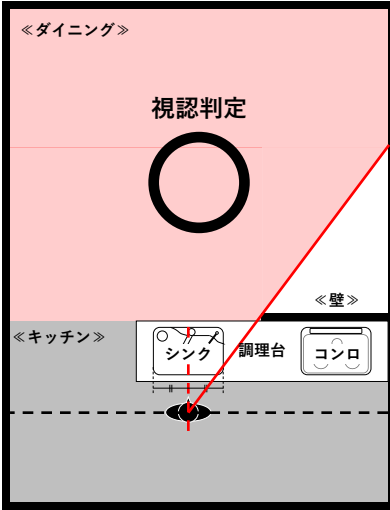
- ・移動や取り外しが可能な植栽、家具、衝立、照明設備等
- ・可動式の壁、間仕切り、スクリーン等
- ・視認の妨げにならない透明なガラスを使用したドア、壁等(すりガラスやガラスブロックを利用したものは不可)

※リビングやダイニングがキッチンと異なる高さ(ロフトや中二階等)にある場合、設備からの視認エリアの確認のため、建築時の立面図等を求めることがあります。

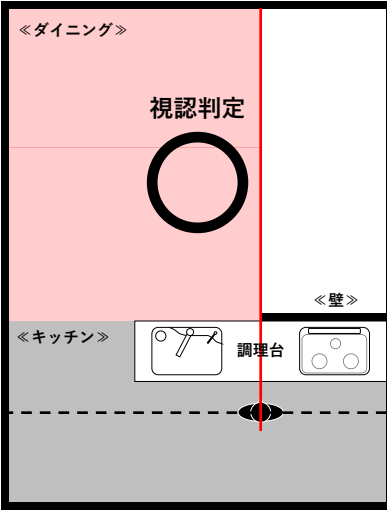
d) 「改修後、過半を視認することができる位置が2箇所以上ある」とは？

[パターン1] I型キッチンでコンロの正面に壁がある場合

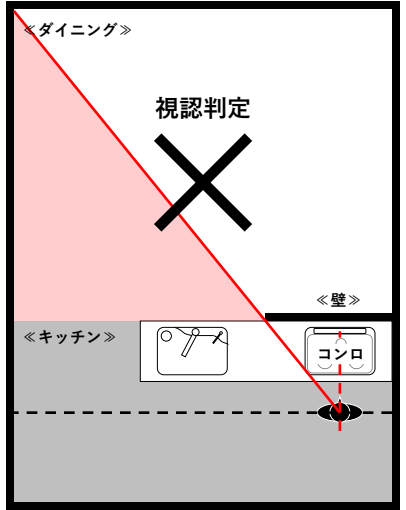
・シンクからダイニングを見た場合



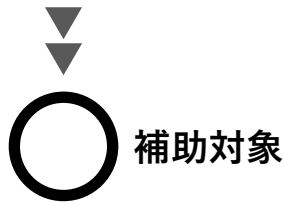
・調理台からダイニングを見た場合



・コンロからダイニングを見た場合

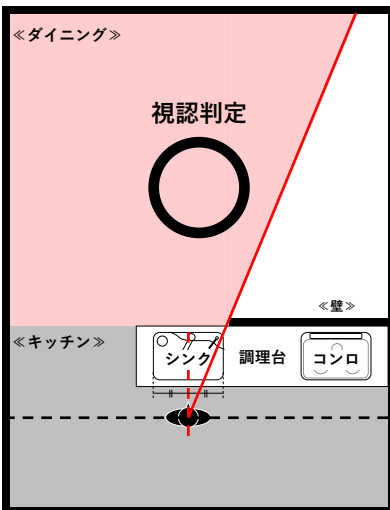


対面化改修後、シンク、調理台、コンロの3箇所内の、2箇所から過半を視認できる

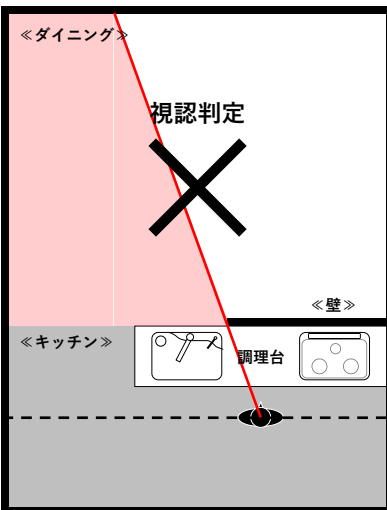


[パターン2] I型キッチンで調理台とコンロの正面に壁がある場合

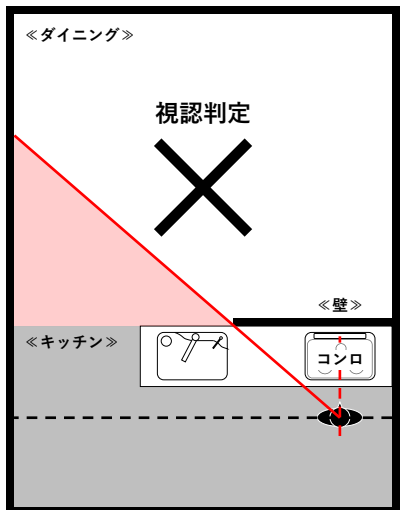
・シンクからダイニングを見た場合



・調理台からダイニングを見た場合



・コンロからダイニングを見た場合



対面化改修後、シンク、調理台、コンロの3箇所内の、1箇所から過半を視認できる



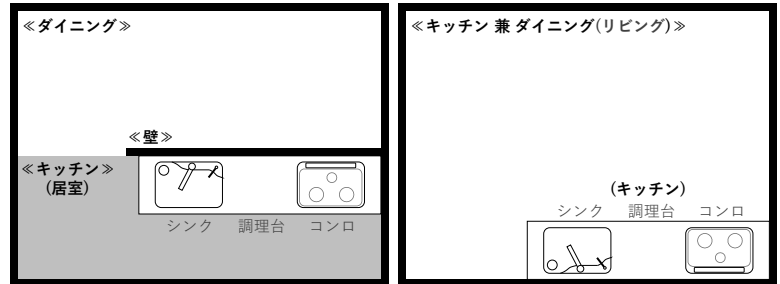
e) 改修前のキッチンのレイアウトについて

c)およびd)を踏まえ、改修前のキッチンセットは、シンク、調理台、コンロのうち2箇所以上が壁を面して設置されていることが前提となります。

右記の①と②以外は、原則補助対象になりません。

[補助対象となる改修前のレイアウト例]

- ①独立した居室に設置されたキッチンセット
②ダイニング(リビング)の一角にあり、ダイニング(リビング)を背にして壁に面しているキッチンセット



f) 提出する写真のイメージ

≪写真①④：各設備ごとの接写≫



≪写真②⑤：必須設備全景

(全設備の位置関係が確認できるもの)≫



≪写真③：過半を視認できないことが確認できる写真≫

※ e)参照



≪写真⑥：過半を視認できることが確認できる写真≫

※ c) d)参照



補 足

□ 改修前の写真を撮り忘れた場合

補助対象になりませんので、忘れずに撮影してください。

既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する場合は、工事前写真の提出は不要です。

ただし、平面図にて既存と新たに設置した対面キッチン、どちらも確認できることが必要です。

(新たな対面キッチンがどのキッチンであるかが分かるよう、平面図上で丸囲みし、コメント等で補足してください)

また、複数の既存キッチンがある場合はすべてのキッチンが平面図で確認できることが必要です。

6-2 分離発注によるリフォーム工事の取り扱いについて

本事業における『分離発注』とは、工事請負契約の工事発注者が複数の事業者^{*1}に本事業の補助対象工事を発注することをいいます。

分離発注の場合、工事の発注を受けた施工業者のうちの一社(以下、代表事業者)が、他の施工業者を代表してグリーン住宅支援事業者に登録し、補助金の還元、交付申請等の手続きを行います。

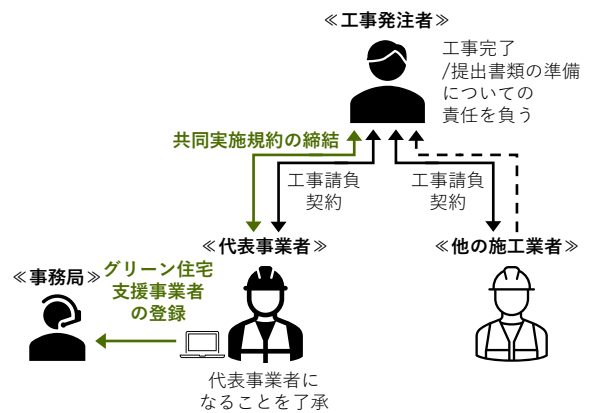
なお、分離発注をまとめて申請する場合、ワンストップ申請は利用できません。

a) 分離発注による交付申請(予約を含む)の前提

分離発注による交付申請(予約を含む)は、いずれかの施工業者から、代表事業者として他の施工業者の工事を取りまとめることに協力を得られることが前提となります。(当該協力は義務ではありません)

工事発注者は代表事業者以外の施工業者が行う工事の完了と提出書類の準備(不備の訂正を含む)について、代表事業者に対して責任を負わなくてはなりません。

また分離発注の他の施工業者が、事務局の定める除外要件(P10～11 1-9、1-10参照)に該当した場合、その施工業者が実施した工事は補助対象とならない場合があります^{*1}。



*1 代表事業者は工事発注者を通じて他の施工業者が除外要件に該当していないことを確認の上、交付申請(予約を含む)を行わなくてはなりません。

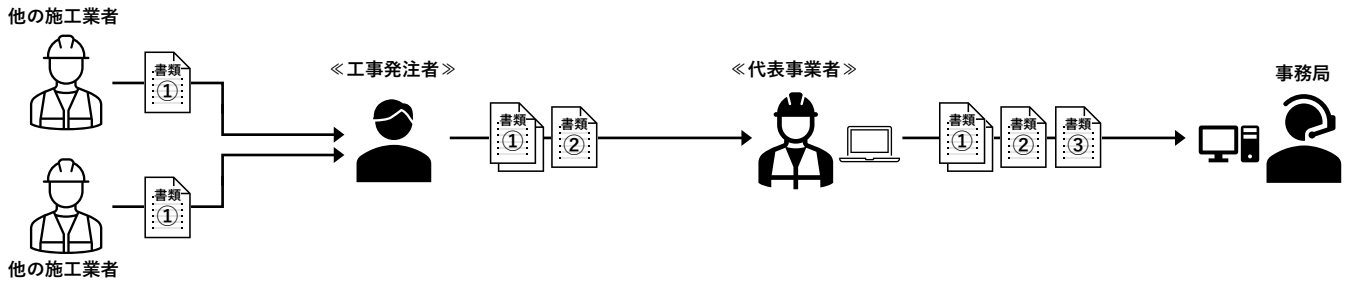
b) 分離発注の手続きおよび添付書類について

上記責任を明確にするため、交付申請時に工事発注者は本事業の指定様式『分離発注申請書(工事発注者作成)』『分離発注工事証明書(各施工業者が作成)』を性能を証明する書類等とともに代表事業者に提出します。(交付申請の予約時は、『分離発注工事計画書(工事発注者作成)』を代表事業者に提出)

代表事業者はこれらの書類をまとめて、交付申請等の手続きを行います。

※次ページへ続く

《分離発注の手続きイメージ》



《交付申請(予約を含む)に準備する書類》

	書類①	書類②	書類③
(任意) 交付申請の 予約時	《他社の工事について》 ⑤: 工事前写真 ⑥: 工事着手写真 (代表事業者が着手前の場合)	⑧: 工事請負契約書(全事業者分) ⑨⑩: 本人確認書類等 ①: 分離発注工事計画書*3 を書類①とともに代表事業者へ提出	①: 共同事業実施規約【リフォーム用】 《自社の工事について》 ②: 工事請負契約書 ③: 工事前写真 ④: 工事着手写真 (既に着手している場合) を書類①②とともに事務局へ提出
交付申請時*2	《他社の工事について》 ⑦: 補助対象工事内容に応じた 性能を証明する書類 ⑧: 補助対象工事内容に応じた 工事写真 ⑨: 分離発注工事証明書*3	⑧: 工事請負契約書(全事業者分) ⑨⑩: 本人確認書類等 ①: 分離発注申請書*3 を書類①とともに代表事業者へ提出	①: 共同事業実施規約【リフォーム用】 《自社の工事について》 ②: 工事請負契約書 ③: 補助対象工事内容に応じた 性能を証明する書類 ④: 補助対象工事内容に応じた工事写真 を書類①②とともに事務局へ提出

- *1 同じ事業者に複数の補助対象工事を発注する場合は、契約が1つである場合と交付申請等の手続きは変わりません。
- *2 交付申請の予約時に提出した書類について、再度提出する必要はありません。
- *3 本事業の指定様式です。本事業のホームページよりダウンロードできます。

c) 添付書類の詳細

B
予約時
予約後
交付申請
交付申請
のみ
《分離発注の場合》
工事請負契約書
白黒可

※代表事業者含む3社と契約した場合

入手
 施工業者(補助事業者)、工事発注者(共同事業者)
 (代表事業者) (A社) (B社)

個人 印 住宅リフォーム 工事請負契約書	オーム 契約書	オーム 契約書
この契約書に付いた印材の項目は、申請の通り工事請負契約を締結する 注文者(氏名) 住居 太郎 様 住 居 ○○市○○区○○丁目○番○号 TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000 工事名称 住居修繕 断熱改修工事 工事期間 ○○年○月○日～○日 1. 請負金額 全 0,000,000 円(税込) 2. 工事内訳 工事項目 単 価(税別) 単 価 1. 断熱改修 0,000,000 2. 断熱改修 0,000,000 3. その他 0,000,000 4. 雑費・消費税等 0,000,000 備考欄 工事価格(税込) 0,000,000 消費税 000,000 合 計(税込) 0,000,000 3. 支払方法 前金() 全 円(税込) 残() 全 円(税込) 残() 全 0,000,000 円(税込) 全 円(税込) 担当者名 株式会社○○工務店 代表者名 ○○ 様 住 居 ○○市○○区○○町○番○号 TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000 <small>※印材の記載は、本事業の指定様式に基づき、申請書に記載の通り記載してください。また、印材の記載は、申請書に記載の通り記載してください。また、印材の記載は、申請書に記載の通り記載してください。</small> <small>※この契約書の添付として必要な添付書類は、当事務所が別途または記載欄の注記により、各自1通を提出するものとします。</small>	オーム 契約書 印材の欄を締結する 住 居 ○○市○○区○○町○番○号 TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000 1. 請負金額 全 0,000,000 円(税込) 2. 工事内訳 工事項目 単 価(税別) 単 価 1. 断熱改修 0,000,000 2. 断熱改修 0,000,000 3. その他 0,000,000 4. 雑費・消費税等 0,000,000 備考欄 工事価格(税込) 0,000,000 消費税 000,000 合 計(税込) 0,000,000 1. 支払方法 前金() 全 円(税込) 残() 全 円(税込) 残() 全 0,000,000 円(税込) 全 円(税込) 担当者名 ○○ 様 住 居 ○○市○○区○○町○番○号 TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000 <small>※印材の記載は、本事業の指定様式に基づき、申請書に記載の通り記載してください。また、印材の記載は、申請書に記載の通り記載してください。また、印材の記載は、申請書に記載の通り記載してください。</small> <small>※この契約書の添付として必要な添付書類は、当事務所が別途または記載欄の注記により、各自1通を提出するものとします。</small>	オーム 契約書 印材の欄を締結する 住 居 ○○市○○区○○町○番○号 TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000 1. 請負金額 全 0,000,000 円(税込) 2. 工事内訳 工事項目 単 価(税別) 単 価 1. 断熱改修 0,000,000 2. 断熱改修 0,000,000 3. その他 0,000,000 4. 雑費・消費税等 0,000,000 備考欄 工事価格(税込) 0,000,000 消費税 000,000 合 計(税込) 0,000,000 1. 支払方法 前金() 全 円(税込) 残() 全 円(税込) 残() 全 0,000,000 円(税込) 全 円(税込) 担当者名 ○○ 様 住 居 ○○市○○区○○町○番○号 TEL: 00-0000-0000 FAX: 00-0000-0000 <small>※印材の記載は、本事業の指定様式に基づき、申請書に記載の通り記載してください。また、印材の記載は、申請書に記載の通り記載してください。また、印材の記載は、申請書に記載の通り記載してください。</small> <small>※この契約書の添付として必要な添付書類は、当事務所が別途または記載欄の注記により、各自1通を提出するものとします。</small>

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 《すべての契約において》
- ① 工事請負契約の原契約であること
 - ② 工事請負契約の締結日の記載があること
 - ③ 工事場所の記載があり、リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること
 - ④ 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、共同事業者であること
(記名が自署の場合は押印なしでも可)
 - ⑤ 工事請負者(受注者)の記名・押印があり、補助事業者であること
(うち1社は補助事業者であること)
 - ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ◆ リフォーム工事の内容であること
 - ◆ 工事代金の記載があること

補 足

- 工事請負契約における補足についてはP60~61を参照ください。
- 本事業の専用ポータルにおいてはすべての契約書を「工事請負契約書」にアップロードしてください。

1

予約時 予約後交付申請 交付申請のみ

「分離発注の場合」 リフォーム(戸別) 分離発注工事計画書

白黒可

指定様式

入手 工事発注者(共同事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 計画書の作成日が記入されていること
- ② 交付申請(予約含む)を行う代表事業者名が記入されていること
- ③ 工事発注者の氏名、現住所が記入されていること
- ④ リフォーム工事を行う住宅の所在地が記入されていること
- ⑤ 代表事業者を**除く**施工業者が担当する工事について、
 - i) 実施するリフォーム工事の内容にチェックされていること
必要に応じて数量が記入されていること
 - ii) リフォーム工事を担当する施工業者名が記入されていること
 - iii) 各リフォーム工事における工事請負契約日が記入されていること
 - iv) 各リフォーム工事の着工予定日と引渡予定日が記入されていること

補 足

- 代表事業者が担当する工事内容は記入不要です。
(直接本事業の専用ポータルに入力してください)
- 工事内容等について、虚偽の申告または不正に加担した場合、
国の補助事業への申請が制限される場合があります。

J

予約時 予約後交付申請 交付申請のみ

「分離発注の場合」 リフォーム(戸別) 分離発注申請書

白黒可

指定様式

入手 工事発注者(共同事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 申請書の作成日が記入されていること
- ② 交付申請を行う代表事業者名が記入されていること
- ③ 工事発注者の氏名、住所が記入されていること
- ④ 代表事業者を**除く**施工業者が実施したリフォーム工事の内容に
チェックされていること

補 足

- 代表事業者が担当する工事内容は記入不要です。
(直接本事業の専用ポータルに入力してください)
- 工事内容等について、虚偽の申告または不正に加担した場合、
国の補助事業への申請が制限される場合があります。

K 予約時 予約後 交付申請のみ
 <<分離発注の場合>>
 リフォーム(戸別) 分離発注工事証明書
 白黒可

入手 各工事を担当した施工業者(代表事業者を除く)

指定様式 <<開口部用>>

分離開注工事証明書(開口部用) 2025.03.10

1 発注日: 2025年02月10日

2 注文 太郎 様

3 施工業者(株) K&J工務店(株)
 代表者氏名 改修 康史
 所在地 東京都港区〇〇町1-1-1
 電話番号 03-1234-XXXX
 建設業許可 国土交通大臣 第 〇〇 号 〇〇 〇〇 〇〇〇〇

4 所在地 東京都港区〇〇町9-9-9
 工事着手日 令和7年〇月〇日 引渡日 令和7年〇月〇日

開口部	種別	仕様	数量	単位	備考
窓	大	天	2	枚	
	小	小	3	枚	
ドア	大	3	扉	大	
	中	4	扉	小	
ドア	大	2	扉	大	
	小	2	扉	小	

指定様式 <<断熱材用>>

分離開注工事証明書(断熱材用) 2025.03.10

1 発注日: 2025年02月10日

2 注文 太郎 様

3 施工業者(株) K&J工務店(株)
 代表者氏名 改修 康史
 所在地 東京都港区〇〇町1-1-1
 電話番号 03-1234-XXXX
 建設業許可 国土交通大臣 第 〇〇 号 〇〇 〇〇 〇〇〇〇

4 所在地 東京都港区〇〇町9-9-9
 工事着手日 令和7年〇月〇日 引渡日 令和7年〇月〇日

種別	仕様	数量	単位	備考	
断熱材	〇〇×〇	K&J-123-ABC	A1	6B	

指定様式 <<住宅設備用>>

分離開注工事証明書(住宅設備用) 2025.03.10

1 発注日: 2025年02月10日

2 注文 太郎 様

3 施工業者(株) K&J工務店(株)
 代表者氏名 改修 康史
 所在地 東京都港区〇〇町1-1-1
 電話番号 03-1234-XXXX
 建設業許可 国土交通大臣 第 〇〇 号 〇〇 〇〇 〇〇〇〇

4 所在地 東京都港区〇〇町9-9-9
 工事着手日 令和7年〇月〇日 引渡日 令和7年〇月〇日

設備	仕様	数量	単位	備考
キッチン	K&J-ABC-XXX	1	台	
バス	K&J-1234-XXX	1	台	
トイレ	K&J-1234-XXX	1	台	
洗面	K&J-1234-XXX	1	台	
洗濯機	K&J-1234-XXX	1	台	

指定様式 <<エアコン用>>

分離開注工事証明書(エアコン用) 2025.03.10

1 発注日: 2025年02月10日

2 注文 太郎 様

3 施工業者(株) K&J工務店(株)
 代表者氏名 改修 康史
 所在地 東京都港区〇〇町1-1-1
 電話番号 03-1234-XXXX
 建設業許可 国土交通大臣 第 〇〇 号 〇〇 〇〇 〇〇〇〇

4 所在地 東京都港区〇〇町9-9-9
 工事着手日 令和7年〇月〇日 引渡日 令和7年〇月〇日

エアコン	仕様	数量	単位	備考
2.5kW	K&J-1234-ABC	1	台	
3.5kW	K&J-1234-ABC	1	台	
5.0kW	K&J-1234-ABC	1	台	

指定様式 <<その他用>>

分離開注工事証明書(その他用) 2025.03.10

1 発注日: 2025年02月10日

2 注文 太郎 様

3 施工業者(株) K&J工務店(株)
 代表者氏名 改修 康史
 所在地 東京都港区〇〇町1-1-1
 電話番号 03-1234-XXXX
 建設業許可 国土交通大臣 第 〇〇 号 〇〇 〇〇 〇〇〇〇

4 所在地 東京都港区〇〇町9-9-9
 工事着手日 令和7年〇月〇日 引渡日 令和7年〇月〇日

その他	仕様	数量	単位	備考
フローリング	〇〇×〇	1	㎡	
天井	〇〇×〇	1	㎡	

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 工事証明書の作成日が記入されていること
- 2 工事発注者名が記入されていること
- 3 リフォーム工事を行った施工業者の情報が記入されていること
 および押印(法人印)されていること
- 4 i) リフォーム工事を行った住宅の所在地が記入されていること
 ii) リフォーム工事における工事請負契約日が記入されていること
 iii) リフォーム工事の着手日と引渡日が記入されていること
- 5 実施したリフォーム工事の内容にチェックされていること
 必要に応じて使用した製品の型番、数量等が記入されていること

補 足

- 代表事業者が担当する工事については工事証明書の提出は不要です。
 (直接本事業の専用ポータルに入力してください)
- 工事内容等について、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。
- 工事証明書は施工業者ごとに作成してください。
- 記入欄が足りない場合は、追加してください。

6-3 工事前写真の提出免除について

原則として、工事前写真が提出できない工事は補助対象となりません。

ただし、やむを得ない事情等により、工事前写真が提出できない場合、**2025年4月30日までに着工^{*1}した工事**については、補助事業者の責任において「**工事前写真・提出免除依頼書**」を作成し提出することで、**工事前写真の提出の免除**を受けることができます。

また、上記期日までに着工の工事については当該依頼書の提出回数は問いません。

なお、**着工日が2025年5月1日以降の工事**については理由や提出回数を問わず、**当該依頼書は使用できません**。
バリアフリー改修(「手すりの設置」「段差解消」「廊下幅等の拡張」のみ)と、キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事の工事前写真は**免除されません**。(提出できない場合、当該設備は補助対象となりません)

*1 契約工事全体の工事着手日。複数受注、分離発注の交付申請の場合、最も遅い着工日とします。

※ 工事中写真、工事後写真、着工写真はいずれも免除されません。

※ 子育てグリーン住宅支援事業専用の様式です。ワンストップ申請では使用できません。

指定様式 入手 施工業者

2025年4月30日までの着工工事のみ使用可

工事前写真・提出免除依頼書

着工日が2025年5月1日以降の工事については理由・提出回数に関わらず本依頼書は使用できません。
※ 契約工事全体の工事着手日。複数受注、分離発注の交付申請の場合、最も遅い着工日とします。
※ 子育てグリーン住宅支援事業専用の様式です。ワンストップ申請では使用できません。

子育てグリーン住宅支援事業事務局 御中

令和 7 年 〇 月 〇 日

施工業者名 : ××工務店(株)

担当者名(直筆) : 住宅 太郎

工事前写真が提出できない理由について、以下のとおり申告します。

(1) 邸名または住宅の所在地(集合住宅等の場合、部屋番号まで記載すること)

東京都 港区 △△町 3-3-3 (301 号室)

(2) 工事前写真を撮り忘れた対象のリフォーム工事(複数選択可)

依頼する工事に✓	箇所数	工事箇所(例:部屋番号、居室名、等)
<input type="checkbox"/>	箇所	開口部の改修(内窓設置)
<input type="checkbox"/>	箇所	開口部の改修(外窓交換)
<input type="checkbox"/>	箇所	開口部の改修(ガラス交換)
<input type="checkbox"/>	箇所	開口部の改修(ドア交換)
<input type="checkbox"/>	箇所	太陽熱利用システムの設置
<input type="checkbox"/>	箇所	断水型トイレの設置
<input type="checkbox"/>	箇所	高断熱浴槽の設置
<input type="checkbox"/>	箇所	高効率給湯機の設置
<input checked="" type="checkbox"/>	1箇所	断水水栓の設置
<input type="checkbox"/>	箇所	蓄電池
<input type="checkbox"/>	箇所	ビルトイン食器洗浄機の設置
<input type="checkbox"/>	箇所	掃除しやすいレンジフードの設置
<input type="checkbox"/>	箇所	ビルトイン自動煎茶対応コンロの設置
<input type="checkbox"/>	箇所	浴室乾燥機の設置
<input type="checkbox"/>	箇所	宅配ボックスの設置
<input type="checkbox"/>	箇所	浴室暖房乾燥機
<input type="checkbox"/>	箇所	空気清浄機能・熱交換機能付きエアコン

◆提出が免除にならない工事と写真
× 「手すりの設置」「段差解消」「廊下幅等の拡張」
× 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事」の工事前写真
× 「交付申請の予約」時に提出する着工写真
× 「躯体の断熱改修」の工事中写真

(3) 提出できない理由

具体的に記入してください

<注意事項>
・本依頼書は、先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業、賃貸集合給湯省エネ2025事業では使用できません。
・複数箇所取り忘れがある場合、必要に応じて追加箇所を定めることがあります。
また、届出書の交付に当たります。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 依頼書の作成日が記入されていること
- ② 施工業者名および担当者名が記載されていること
- ③ 邸名または住宅の所在地が記載されていること
(共同住宅の場合、部屋番号まで記載)
- ④ 免除を依頼する工事にチェック、その箇所数が記載されていること
- ⑤ 提出できない理由に記載があること

補足

- 申請ごとに1部ずつ作成の上、アップロードしてください。
- 分離発注の場合は、当該工事を行った施工業者ごとに提出してください。

6-4 契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となるリフォーム工事について、提出される契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。ただし、提出される書類上で、以下のことが確認できる必要があります。

- ① 契約日(工事請負契約の場合、工事着手日前であること)
- ② 工事発注者と工事請負者双方の同意
- ③ 同一IDが記載されている等、書類間の関連性

以下の例を参考に提出する書類に不備がないことを確認してください。

※契約書に関する他の要件等については、P60~61をご確認ください。
 ※以下に例示する書類や項目名称は、利用する電子契約システム等により異なる場合があります。

例1 契約書の紙面上に契約締結日の記載がある場合

《(A) 契約書》

《(B) Aの契約締結を証明する書類》

+

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。
 ※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認できないため、不備となる場合があります。

例2 契約日の記載は無いが、電子契約システム上で双方が合意した日を締結日とする旨が、契約書上に明記されている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、電子契約システム上において双方が契約内容に合意(承認や電子署名)した日(以下、「合意締結日」という)を契約日とすることが、『契約書(A)』において明記(α)されている場合、当該『Aの合意締結日を証明する書類(B)』を契約書と併せて提出することで、契約日を申告します。

《(A) 契約書》

《(B) Aの契約締結を証明する書類》

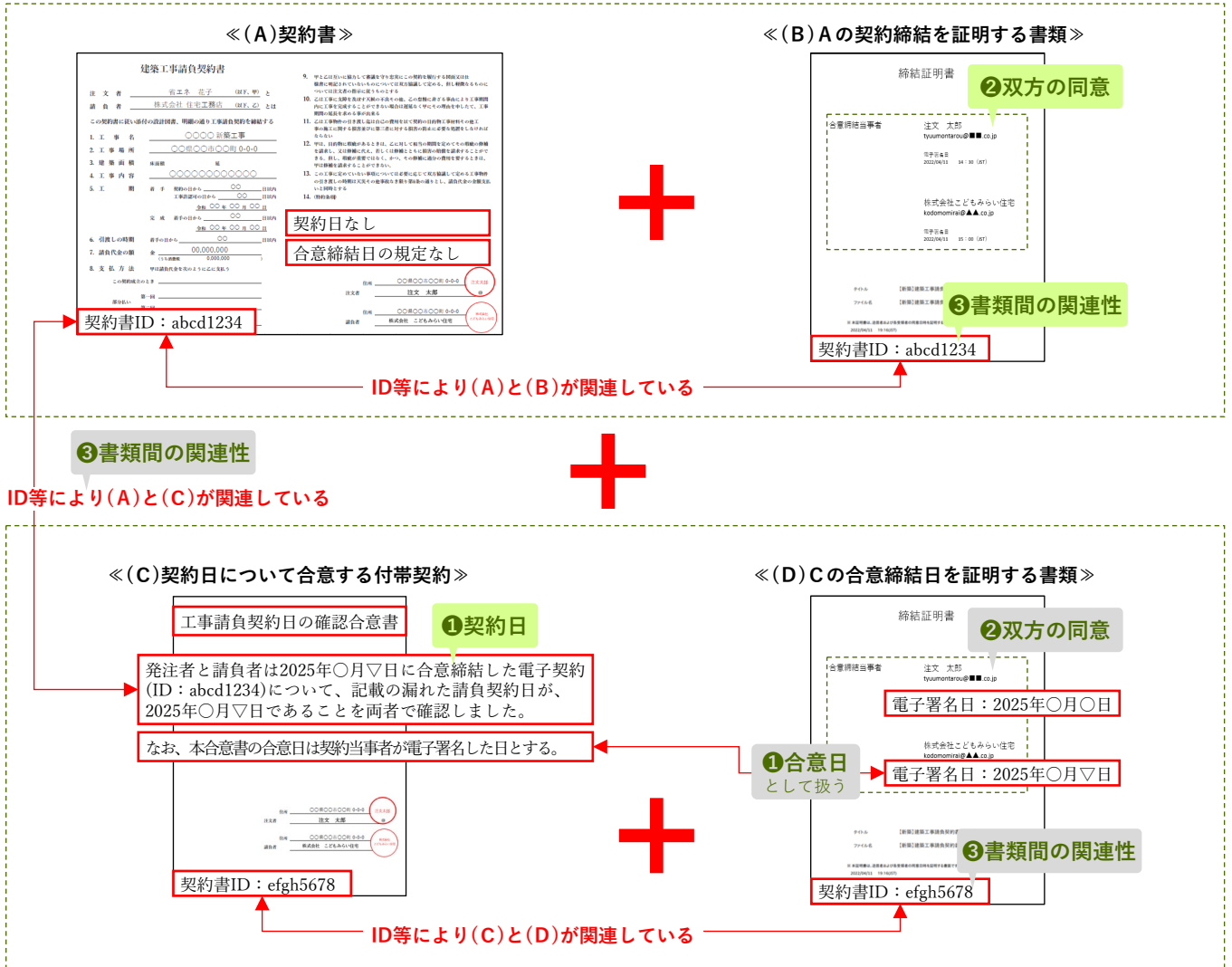
+

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。
 ※Bを提出した場合であっても、Aに契約日の記載がある場合は、当該日付を契約日とみなします。
 ※Bに記載される双方の合意した日が異なる場合、いずれか遅い日付を契約日とみなします。
 ※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確ではない場合、契約書の合意締結が確認できないため、契約日を申告することはできません。

例3 契約日の記載は無いが、別途付帯契約により契約日を定めている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、契約書面上に契約日および合意締結日の規定(α)の記載はないが、同じ電子契約システムを用いて作成する当該契約の付帯契約により双方が契約日について同意したことが確認できる場合、『契約書(A)』と『Aの合意締結日を証明する書類(B)』に加えて、『契約日について合意する付帯契約(C)』と『Cの合意締結日を証明する書類(D)』を併せて提出し、契約日を申告します。



※(A)、(B)、(C)、(D)は必ずセットでご提出ください。

※Aに契約日の記載がある場合は、CおよびDによらず当該日付を契約日とみなします。
(付帯契約や変更契約で、原契約の契約日を変更することはできません)

※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBまたはCとDがそれぞれ結びつかない場合、いずれの契約における合意締結であるかを確認できません。
また同様に、ID等によりAとCが結びつかない場合、いずれの契約の付帯契約であるかを確認できないため、契約日を申告することはできません。

6-5 交付決定時の郵送物

交付を決定した補助事業の共同事業者(工事発注者)に対して、事務局から交付決定を通知する「交付決定と振込のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

《交付決定と振込のお知らせのイメージ》
※共同事業者(工事発注者)宛



- 記載される主な項目は以下のとおりです。
- | | | |
|------------------------|----------------|----------------------|
| ◆ 交付申請番号 | ◆ 交付申請日 | ◆ 補助事業者(グリーン住宅支援事業者) |
| ◆ 担当者氏名 | ◆ 共同事業者(工事発注者) | ◆ 交付決定番号 |
| ◆ リフォーム対象住宅の住所(補助対象住宅) | ◆ 交付決定日 | ◆ 振込先口座 |
| ◆ 交付決定額 | ◆ 交付決定日 | |
| ◆ 補助金支払日(予定) | ◆ 取下期日 | |

※紛失した場合は再発行はできません。
共同事業者が紛失等した場合は、グリーン住宅支援事業者より『交付決定通知書(様式4)』をお渡しください。

6-6 補助金の確定・交付時の郵送物

振込みにあたり、統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者宛に、口座単位の「振込(予定)のお知らせ(振込明細)」(封書)を郵送します。

《振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ》
※統括アカウント利用者または経理担当者宛



- 記載される主な項目は以下のとおりです。
- | | | |
|-----------|---------------------|----------|
| ◆ 事業者登録番号 | ◆ 補助事業者名 | ◆ 担当者所属 |
| ◆ 担当者氏名 | ◆ 補助金確定日 | ◆ 振込予定日 |
| ◆ 振込先口座情報 | ◆ 申請担当者(担当者アカウント氏名) | ◆ 交付申請番号 |
| ◆ 共同事業者名 | ◆ 補助対象住宅の所在地 | ◆ 振込予定額 |

※紛失した場合は再発行はできません。
振込金額の内訳は本ポータルでご確認が可能です。



子育てグリーン住宅
支援事業

リフォーム(戸別)

D

交付
申請

第7章 参考資料

【本手引きの注釈記号の扱い】

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

7-1 大部分がガラスで構成されている窓等の開口部の性能区分ごとの熱貫流率

《性能区分コードごとの熱貫流率》

性能区分コード	P	S	A	B	C
熱貫流率(W/(m ² ・K))	1.1以下	1.1超 1.5以下	1.5超 1.9以下	1.9超 2.3以下	2.3超 2.9以下

※P、S、Aは先進的窓リノベ2025事業の補助対象になる場合があります。

《大部分がガラスで構成されている窓等の開口部》

建具の仕様	ガラスの仕様		中空層の仕様		性能区分コード	
			ガスの封入*1	中空層の厚さ		
樹脂製建具 または 木製建具	三層複層ガラス	Low-Eガラス2枚	されている	7mm以上	A	
			されていない	7mm未満	B	
		Low-Eガラス1枚	されている	9mm以上	A	
			されていない	9mm未満	B	
		一般ガラス	されている	10mm以上	A	
			されていない	10mm未満	B	
	複層ガラス	Low-Eガラス	されている	13mm以上	A	
			されていない	7mm以上13mm未満	B	
		一般ガラス	されている	7mm未満	C	
			されていない	12mm以上	B	
		Low-Eガラス	されている	12mm未満	C	
			されていない	8mm以上	B	
一般ガラス	されている	8mm未満	C			
	されていない	11mm以上	B			
単板ガラス	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
樹脂(または木) と金属の複合 材料製建具	三層複層ガラス	Low-Eガラス2枚	されている	12mm以上	A	
			されていない	12mm未満	B	
		Low-Eガラス1枚	されている	16mm以上	A	
			されていない	8mm以上16mm未満	B	
		一般ガラス	されている	8mm未満	C	
			されていない	9mm以上	B	
	複層ガラス	Low-Eガラス	されている	9mm未満	C	
			されていない	12mm以上	B	
		一般ガラス	されている	12mm未満	C	
			されていない	7mm以上	C	
		Low-Eガラス	されている	7mm未満	—	
			されていない	14mm以上	B	
一般ガラス	されている	14mm未満	C			
	されていない	9mm以上	C			
単板ガラス	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
その他 ・金属製建具 ・金属製熱遮断 構造建具 等	複層ガラス	Low-Eガラス	されている	10mm以上	C	
			されていない	10mm未満	—	
		一般ガラス	されている	14mm以上	C	
			されていない	7mm以上14mm未満	—	
		Low-Eガラス	されている	7mm未満	—	
			されていない	厚み問わず	—	
	単板ガラス	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—

表中の用語の定義については、国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第一節 全般」を参照(<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>)

*1 「ガス」とは、アルゴンガスまたは熱伝導率がこれと同等以下のものをいいます。

7-2 大部分がガラスで構成されていないドア等の開口部(2ロック、掘込み錠)の性能区分ごとの熱貫流率

《性能区分コードごとの熱貫流率》

性能区分コード	P	S	A	B	C
熱貫流率(W/(㎡・K))	1.1以下	1.1超 1.5以下	1.5超 1.9以下	1.9超 2.3以下	2.3超 2.9以下

※P、S、Aは先進的窓リノベ2025事業の補助対象になる場合があります。

《大部分がガラスで構成されていないドア等の開口部(2ロック、掘込み錠)》

※欄間付のドア、袖付のドア、欄間付の引戸、袖付きの引戸には適用できません

枠の仕様	戸の仕様		ガラスの仕様	中空層の仕様		性能区分コード	
				ガスの封入*1	中空層の厚さ		
金属製 熱遮断構造	金属製高断熱フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	A	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	A
					されていない	9mm以上	A
		—	—	9mm未満	B		
		複層ガラス	されている	厚み問わず	B		
			されていない	9mm以上	A		
	—		—	9mm未満	B		
	ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	A	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	9mm以上	A
					—	9mm未満	B
		—	—	12mm以上	A		
		複層ガラス	されている	厚み問わず	B		
			されていない	12mm以上	A		
	—		—	12mm未満	B		
	金属製断熱フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	A
				—	—	—	A
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	9mm以上	B
		—			9mm未満	C	
		複層ガラス	されている	厚み問わず	C		
			されていない	12mm以上	B		
	—		—	12mm未満	C		
	ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	A	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	14mm以上	B
					—	14mm未満	C
複層ガラス		されている	厚み問わず	C			
		されていない	厚み問わず	C			
		—	—	厚み問わず	C		
金属製フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	A	
			—	—	—	A	
		ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C	
	—			厚み問わず	C		
	複層ガラス	されている	厚み問わず	C			
		されていない	厚み問わず	C			
—		—	厚み問わず	C			
ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	B		
		ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C	
				—	厚み問わず	C	
	複層ガラス	されている	厚み問わず	C			
		されていない	厚み問わず	C			
		—	—	厚み問わず	C		
金属製ハニカムフラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	C	
			—	—	—	C	
		ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—	
	—			厚み問わず	—		
	複層ガラス	されている	厚み問わず	—			
		—	厚み問わず	—			
—		—	厚み問わず	—			
ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	C		
		ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—	
				—	厚み問わず	—	
	複層ガラス	されている	厚み問わず	—			
		—	厚み問わず	—			
		—	—	厚み問わず	—		
複合材料製	金属製高断熱フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	A	
				—	—	A	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	8mm以上	A
		—			8mm未満	B	
		複層ガラス	されている	厚み問わず	B		
			—	厚み問わず	B		
	—		—	厚み問わず	B		
	ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	A	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	10mm以上	A
					—	10mm未満	B
		複層ガラス	されている	厚み問わず	C		
			—	厚み問わず	C		
—			—	厚み問わず	C		

*1 「ガス」とは、アルゴンガスまたは熱伝導率がこれと同等以下のものをいいます。

※次ページへ続く

枠の仕様	戸の仕様		ガラスの仕様	中空層の仕様		性能区分 コード		
				ガスの封入*1	中空層の厚さ			
(続き) 複合材料製	金属製断熱 フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	A	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	11mm以上	B	
					されていない	11mm未満	C	
		複層ガラス	されていない	15mm以上	B			
		—	—	15mm未満	C			
		ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	A	
	ドア内ガラスあり		Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C		
			複層ガラス	されていない	厚み問わず	C		
	金属製 フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	B	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C	
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	C	
		ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	B	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C	
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	C	
	金属製 ハニカム フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	C	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—	
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	—	
		ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	C	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—	
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	—	
	金属製 または その他	金属製 フラッシュ構造	ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	B
				ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C
					複層ガラス	されていない	厚み問わず	C
			ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	B
ドア内ガラスあり				Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	C	
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	C	
金属製 ハニカム フラッシュ構造		ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	C	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—	
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	—	
		ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	C	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—	
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	—	
金属製 またはその他		ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	C	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—	
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	—	
		ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	C	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—	
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	—	
金属製 またはその他		ポストなし	ドア内ガラスなし	—	—	—	—	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—	
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	—	
		ポストあり	ドア内ガラスなし	—	—	—	—	
			ドア内ガラスあり	Low-E複層ガラス	されている	厚み問わず	—	
				複層ガラス	されていない	厚み問わず	—	

表中の用語の定義については、国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」の「2.エネルギー消費性能の算定方法 2.1 算定方法 第三章 暖冷房負荷と外皮性能 第一節 全般」を参照(<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>)

*1 「ガス」とは、アルゴンガスまたは熱伝導率がこれと同等以下のものをいいます。

7-3 住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業併用における本事業の申請

住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業の交付申請を行った場合、同一発注者の同一の住宅における交付申請に限り、本事業の必須工事3カテゴリーの1つを実施したものと扱います。

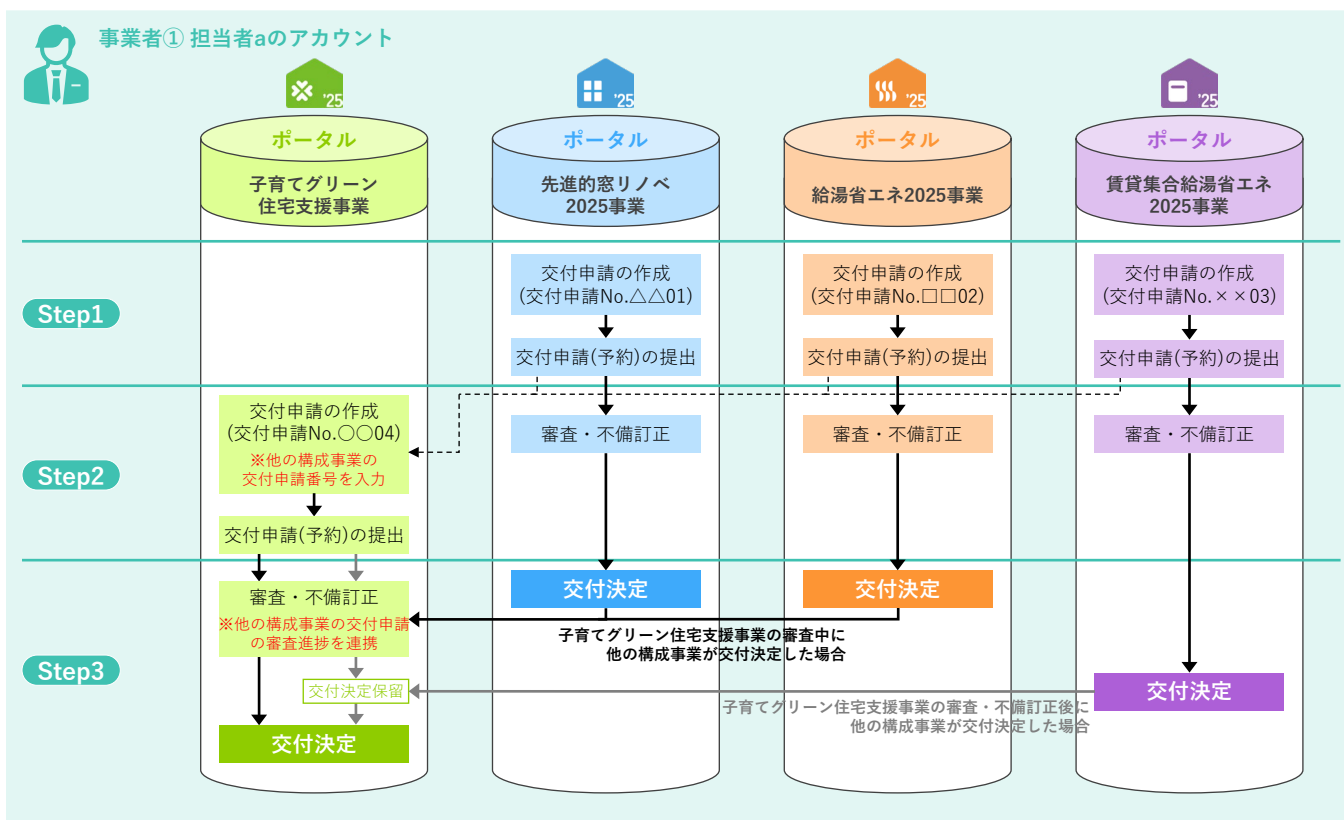
併用する事業	本事業の必須工事
先進的窓リノベ2025事業	開口部の断熱改修
給湯省エネ2025事業、賃貸集合給湯省エネ2025事業	エコ住宅設備の設置

ただし、本事業の交付決定前に他の構成事業で交付決定されることが要件となります。

住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業を併用した場合の本事業の交付申請の流れは以下のとおりです。

(A) 同一担当者による申請の場合

すべての交付申請の進捗を担当者アカウントで管理できるため、本事業の交付申請は他の構成事業の交付申請の提出後に可能となります。ただし、本事業の交付決定は、他の構成事業の交付決定後となります。



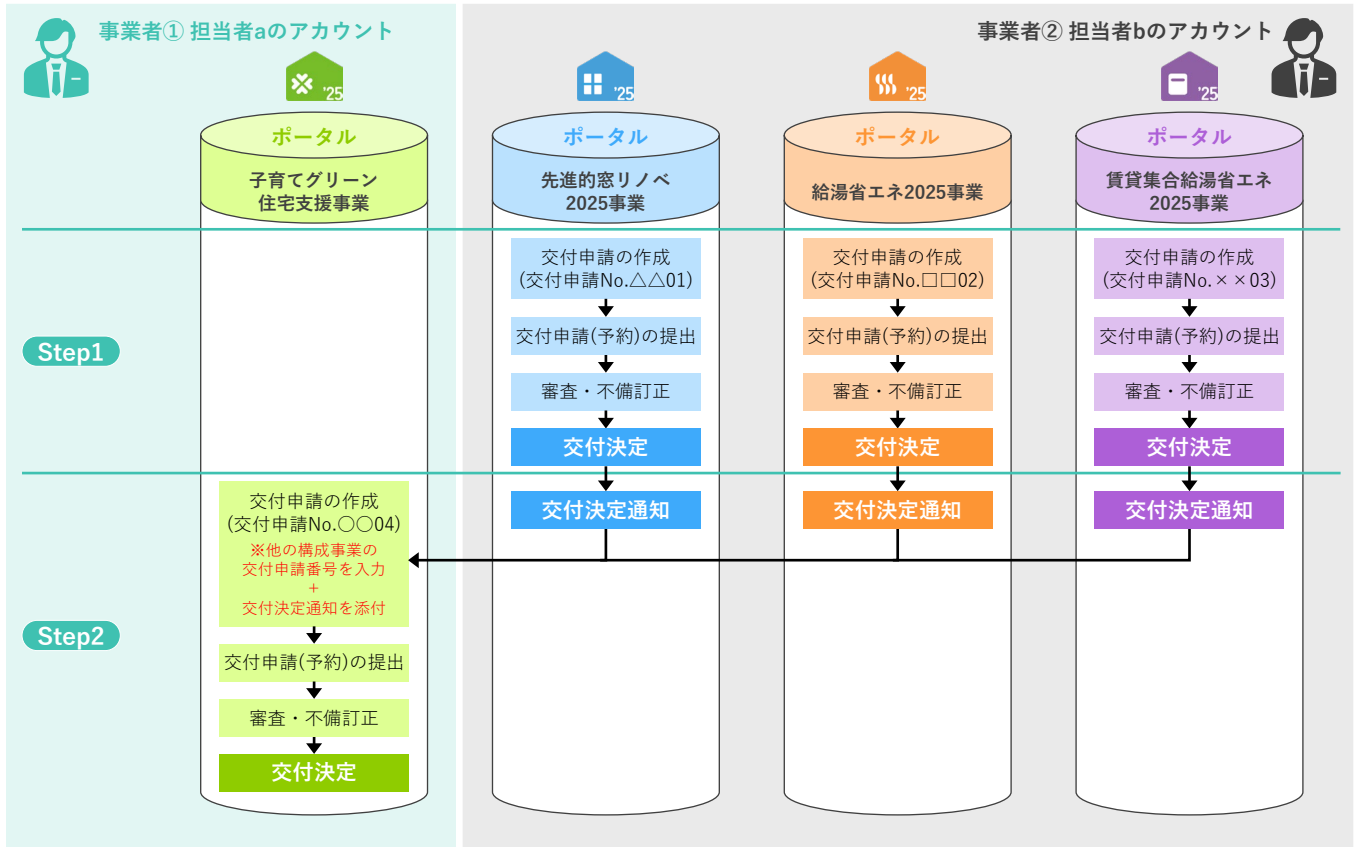
Step1 : 先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業および賃貸集合給湯省エネ2025事業で交付申請を作成し、提出。(いずれかでも、すべてでも可)

Step2 : 本事業で交付申請を作成。
 その際、先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業、賃貸集合給湯省エネ2025の交付申請と連携
 ※仮保存時は、他の構成事業のステータスの進捗や、共同事業者の一致不問
 ※交付申請時、他の構成事業のステータスは交付申請以降であり、共同事業者は一致
 ※交付申請の予約は、他の構成事業のステータスが予約提出以降

Step3 : 本事業の交付申請の審査過程において、先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業、賃貸集合給湯省エネ2025事業の審査進捗を連携。
 (いずれかの)交付決定に達した以降に、本事業の交付決定を行う。
※他の構成事業の審査が滞った場合、本事業は交付決定に至らない。
 ※審査過程において、他の工事により必須工事のすべてや最低補助額5万円を満たすことが確認できた場合は他の構成事業の交付決定によらず、本事業にて交付決定を行う

(B)異なる担当者(同一事業者、複数の事業者を問わず)による申請の場合

他の構成事業の交付申請の進捗を本事業の交付申請を行う担当者が把握できないため、本事業の交付申請は他の構成事業の交付決定後に可能とします。また、本事業の交付申請時に他の構成事業の交付決定通知(「交付決定と振込のお知らせ」でも可)の添付が必要です。(交付決定通知書等の詳細については次頁を参照ください)



Step1 : 先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業および賃貸集合給湯省エネ2025事業で交付申請を作成し、提出。(いずれかでも、すべてでも可)

Step2 : 本事業で交付申請を作成。
 その際、先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業、賃貸集合給湯省エネ2025の交付申請番号の入力と交付決定通知(「交付決定と振込のお知らせ」でも可)を添付。
 (添付書類の詳細については、次頁を参照ください)
 ※審査上、対象住宅と共同事業者の一致を確認
 ※交付申請の予約は、他の構成事業のステータスが予約提出以降

補足

- (B)異なる担当者(同一事業者、複数の事業者を問わず)による申請時の必要書類併用する事業にて発行された、以下の書類の提出が必要です。

【先進的窓リノベ2025事業を併用する場合】

◀ 交付決定通知書

(先進的窓リノベ2025事業) ▶

◀ 交付決定と振込のお知らせ(先進的窓リノベ2025事業) ▶

または

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 交付申請番号が本事業の交付申請時に申告した番号と一致すること
- ② 共同事業者(工事発注者)が本事業の共同事業者であること
- ③ リフォーム対象住宅の所在地が本事業のリフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること

【給湯省エネ2025事業を併用する場合】

◀ 交付決定通知書

(給湯省エネ2025事業) ▶

◀ 交付決定と振込のお知らせ(給湯省エネ2025事業) ▶

または

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 交付申請番号が本事業の交付申請時に申告した番号と一致すること
- ② 共同事業者(工事発注者)が本事業の共同事業者であること
- ③ リフォーム対象住宅の所在地が本事業のリフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること

【賃貸集合給湯省エネ2025事業を併用する場合】

◀ 交付決定通知書

(賃貸集合給湯省エネ2025事業) ▶

◀ 交付決定と振込のお知らせ(賃貸集合給湯省エネ2025事業) ▶

または

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 交付申請番号が本事業の交付申請時に申告した番号と一致すること
- ② 共同事業者(工事発注者)が本事業の共同事業者であること
- ③ リフォーム対象住宅の所在地が本事業のリフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること



リフォーム(戸別)

D

交付
申請

第8章 更新履歴

【本手引きの注釈記号の扱い】

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

No	更新日	更新ページ	更新内容	
1	2025/3/12	P9	修正	1-7 GXへの協力表明(GX建築事業者の登録) (修正前) ◆登録事業者以外の住宅建築事業者*1が、GXに対する協力表明を行う場合 (修正後) ◆登録事業者以外の住宅建築事業者が、GXに対する協力表明を行う場合
2	2025/3/12	P16	修正	1-14 事業スケジュール 交付申請(予約を含む)の手続き開始 ※リフォーム(戸別)のみ (修正前) 2024年3月31日～ (修正後) 2025年3月31日 ～
3	2025/3/12	P37	修正	3-3 エコ住宅設備の設置 (修正前)「給湯省エネ2024事業」「賃貸集合給湯省エネ2025事業」において交付決定を受けている場合は、本事業の必須工事「エコ住宅設備の設置」を実施しているものとして扱います。 (修正後)「給湯省エネ 2025 事業」「賃貸集合給湯省エネ2025事業」において交付決定を受けている場合は、本事業の必須工事「エコ住宅設備の設置」を実施しているものとして扱います。
4	2025/3/24	P16	削除	1-14 事業スケジュール (削除) 交付申請(予約を含む)の手続き開始 ※リフォーム(戸別のみ) 2025年3月31日～
5	2025/3/24	P16	修正	1-14 事業スケジュール 交付申請の予約受付期間 (修正前) 2025年4月14日*4～予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日)*5 (修正後) 2025年 3月31日 *4*5～予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日)*6
6	2025/3/24	P16	修正	1-14 事業スケジュール 交付申請受付期間 (修正前) 2025年4月14日*4～予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日)*5 (修正後) 2025年 3月31日 *4*5～予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日)*6
7	2025/3/24	P16	追加	1-14 事業スケジュール (追記) *4 リフォーム(戸別)の受付開始です。なお、添付書類の登録は2025年4月14日より開始します。
8	2025/3/24	P46	修正	4-3 アカウントについて a)アカウントの種類 表内 (修正前) 2025年3月下旬登録開始予定 (修正後) 2025年3月 24日 登録 開始
9	2025/3/24	P50	削除	4-8 交付申請の予約 (削除) ②交付申請の予約手続開始：2025年3月31日～
10	2025/3/24	P50	修正	4-8 交付申請の予約 ②交付申請の予約受付期間 (修正前) 2025年4月14日～予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日)*2 (修正後) 2025年 3月31日 *2～予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日)*3
11	2025/3/24	P50	追加	4-8 交付申請の予約 ②交付申請の予約受付期間 (追記) *2 添付書類の登録は2025年4月14日より開始します。

No	更新日	更新ページ	更新内容	
12	2025/3/24	P53	削除	4-10 交付申請 (削除) ①交付申請の手続開始：2025年3月31日～
13	2025/3/24	P53	修正	4-10 交付申請 ①交付申請の受付期間 (修正前) 2025年4月14日～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日)* ¹ (修正後) 2025年 3月31日 * ¹ ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日)* ²
14	2025/3/24	P53	追加	4-10 交付申請 ①交付申請の受付期間 (追記) *1 添付書類の登録は2025年4月14日より開始します。
15	2025/3/31	P5	修正	目次 第1章 事業の概要 (修正前) 1-6 グリーン住宅支援事業者の要件 (修正後) 1-6 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者 の要件
16	2025/3/31	P5	修正	目次 第1章 事業の概要 (修正前) 1-9 グリーン住宅支援事業者の登録制限 (修正後) 1-9 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者 の登録制限
17	2025/3/31	P5	追加	目次 第6章 その他 (追記) 6-3 工事前写真の提出免除について 94
18	2025/3/31	P7	修正	1-4 補助対象事業と補助対象者 表内 (修正前) リフォーム(一括) (修正後) リフォーム(一括)* ⁴
19	2025/3/31	P7	追加	1-4 補助対象事業と補助対象者 (追記) *4 リフォーム(一括)とは、補助事業者(施工業者)がマンション等の管理組合や全戸の所有者の委託を受けて、同一建物内で複数の住戸にリフォーム工事を行い、その交付申請にかかる手続きを一括して行うことをいいます。
20	2025/3/31	P9	修正	1-6 (修正前) グリーン住宅支援事業者の要件 (修正後) 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者 の要件
21	2025/3/31	P9	修正	1-6 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者 の要件 (修正前) グリーン住宅支援事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。 (修正後) 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者 の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。
22	2025/3/31	P9	追加	1-6 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者 の要件 表内 (追記) 要件
23	2025/3/31	P9	追加	1-6 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者 の要件 表内 住宅省エネ支援事業者欄を追加
24	2025/3/31	P9	追加	1-6 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者 の要件 表内 グリーン住宅支援事業者欄を追加

No	更新日	更新ページ	更新内容	
25	2025/3/31	P9	修正	<p>1-6 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の要件表内 規約類の遵守</p> <p>(修正前) 本事業の交付規程、登録規約、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと</p> <p>(修正後) 参加する事業の交付規程、登録規約、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと</p>
26	2025/3/31	P9	追加	<p>1-6 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の要件</p> <p>(追記) 凡例：●=必須</p>
27	2025/3/31	P9	修正	<p>1-7 GXへの協力表明(GX建築事業者の登録)</p> <p>(修正前) 本事業の補助金において、GX志向型住宅に交付申請するためには、当該住宅の建築事業者がGXに対する協力表明を行う必要があります。</p> <p>(修正後) 本事業の補助金において、GX志向型住宅に交付申請するためには、 ①グリーン住宅支援事業者が当該住宅の建築事業者である場合は当該グリーン住宅支援事業者自身が、 ②グリーン住宅支援事業者が当該住宅の建築事業者でない場合は当該グリーン住宅支援事業者と協力する当該住宅の建築事業者が、 GXに対する協力表明を行う必要があります。</p>
28	2025/3/31	P9	修正	<p>1-7 GXへの協力表明(GX建築事業者の登録)</p> <p>(修正前) ◆登録事業者がGXに対する協力表明を行う場合</p> <p>(修正後) ◆グリーン住宅支援事業者がGXに対する協力表明を行う場合</p>
29	2025/3/31	P9	修正	<p>1-7 GXへの協力表明(GX建築事業者の登録)</p> <p>(修正前) ◆登録事業者以外の住宅建築事業者が、GXに対する協力表明を行う場合</p> <p>(修正後) ◆グリーン住宅支援事業者以外の住宅建築事業者が、GXに対する協力表明を行う場合</p>
30	2025/3/31	P10	修正	<p>1-9</p> <p>(修正前) グリーン住宅支援事業者等の登録制限</p> <p>(修正後) 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録制限</p>
31	2025/3/31	P11	修正	<p>1-10</p> <p>(修正前) グリーン住宅支援事業者の登録停止等</p> <p>(修正後) 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録停止等</p>
32	2025/3/31	P11	追加	<p>1-10 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録停止等</p> <p>(追記) 本事務局または国は、住宅省エネ支援事業者またはその従業員等が事業者登録規約(住宅省エネ2025キャンペーン)に反する行為を行い、または行おうとしたと本事務局が判断した場合、住宅省エネ支援事業者に対して処分(登録の抹消を含む)を行います。</p>
33	2025/3/31	P12	修正	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム «(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件» 表内</p> <p>(修正前) 補助対象要件</p> <p>(修正後) 補助対象要件 備考</p>

No	更新日	更新ページ	更新内容	
34	2025/3/31	P12	修正	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内</p> <p>(修正前) 以下の a)～ i)を満たす住宅</p> <p>(修正後) 以下の a)～ j)を満たす住宅</p>
35	2025/3/31	P12	修正	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 a) ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入の場合≫ 備考</p> <p>(修正前) 「居住」は、住民票における住所(居住地等)で確認</p> <p>(修正後) 「居住」は、住民票で確認できる住所</p>
36	2025/3/31	P12	修正	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 a) ≪(C)賃貸住宅の新築の場合≫ 備考</p> <p>(修正前) 賃貸の用に供することを目的に、建築される住宅建築工事届の利用関係が貸家であることを確認</p> <p>(修正後) 賃貸の用に供することを目的に、建築される住宅建築工事届の利用関係が貸家であるもの</p>
37	2025/3/31	P12	修正	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 b) 備考</p> <p>(修正前) 「床面積」は、建築基準法の「床面積」で確認</p> <p>(修正後) 「床面積」は、建築基準法の「床面積」で確認(壁芯算定)</p>
38	2025/3/31	P12	修正	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 c) 補助対象要件</p> <p>(修正前) 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地するものおよび建築基準法第39条に基づく、災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域または地滑り防止区域と重複する区域に限る)外に立地するもの</p> <p>(修正後) 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地するもの</p>
39	2025/3/31	P12	削除	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 c) 備考</p> <p>(削除) 「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)をいう「建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条」では、地方公共団体が条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定できることを規定</p>
40	2025/3/31	P12	追加	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 補助対象要件</p> <p>(追記) d) 建築基準法第39条に基づく、災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域または地滑り防止区域と重複する区域に限る)外に立地するもの</p>

No	更新日	更新ページ	更新内容
41	2025/3/31	P12	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 e) 備考</p> <p>(修正前)「都市再生特別措置法第88条第5項の規定」とは、「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上または1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できることとされている規定</p> <p>(修正後)「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上または1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合であって、その旨が市町村長により公表されていない住宅</p>
42	2025/3/31	P12	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 f) 備考</p> <p>(削除) 「水防法」(昭和24年法律第193号)とは、洪水、雨水出水、津波または高潮に際し、水害を警戒し、防御し、被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として規定</p>
43	2025/3/31	P12	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 g) 備考</p> <p>(修正前)「完成」は、検査済証の発出日で確認</p> <p>(修正後)「完成の日付」は、検査済証の交付日で確認</p>
44	2025/3/31	P12	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 h) ≪GX志向型住宅の場合≫ 備考</p> <p>(修正前) ③高度エネルギーマネジメント(HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の冷暖房設備、給湯設備等を制御可能な手法)の導入</p> <p>(修正後) ③高度エネルギーマネジメントの導入</p>
45	2025/3/31	P12	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 h) ≪GX志向型住宅の場合≫ 備考</p> <p>(削除) 住宅の性能を証明する書類が必要</p>
46	2025/3/31	P12	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 h) ≪長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合≫ 備考</p> <p>(削除) 住宅の性能を証明する書類が必要</p>

No	更新日	更新ページ	更新内容	
47	2025/3/31	P12	修正	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内 i) 備考</p> <p>(修正前) 基礎工事より後の工程の工事出来高が補助額以上であることを確認 共同住宅の場合は、最も高い補助額に総住戸数を乗じた金額以上であることを確認</p> <p>(修正後) 基礎工事より後の工程の工事出来高が補助額以上であること 共同住宅の場合は、最も高い補助額に総住戸数を乗じた金額以上であること</p>
48	2025/3/31	P12	修正	<p>1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム ≪(A)注文住宅の新築(B)新築分譲住宅の購入(C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫ 表内</p> <p>(修正前) *4 共同住宅は、別途階数ごとに設定。</p> <p>(修正後) *4 共同住宅の再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量削減率は、建物の住宅用途部分が過半を占める階の数ごとに設定。 3以下：75%以上、4・5：50%以上、6以上：要件なし。</p>
49	2025/3/31	P15	修正	<p>1-13 補助金の交付と還元</p> <p>(修正前) 還元方法については、交付申請の前に作成する本事業の「共同事業実施規約」(様式3-1~4)により、予め両者で合意するものとします。</p> <p>(修正後) 還元方法については、交付申請の前に作成する本事業の「共同事業実施規約」(様式3-1、3-2)により、予め両者で合意するものとします。</p>
50	2025/3/31	P17	修正	<p>1-15 補助の対象外</p> <p>(修正前) 以下の①から③に該当する場合、本事業の補助対象になりません。</p> <p>(修正後) 以下の①から③までのいずれかに該当する場合、本事業の補助対象になりません。</p>
51	2025/3/31	P17	修正	<p>1-15 補助の対象外 ①本事業における重複申請</p> <p>(修正前) ■1つの住宅について、「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。</p> <p>(修正後) ■1つの住宅について、「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。(申請者の重複禁止)</p>
52	2025/3/31	P17	修正	<p>1-15 補助の対象外 ①本事業における重複申請</p> <p>(修正前) ■「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」または「賃貸住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、再度本事業のいずれかの補助事業に係る補助金の交付を受けることはできません。</p> <p>(修正後) ■「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」または「賃貸住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、再度本事業のいずれかの補助事業に係る補助金の交付を受けることはできません。(住宅の重複禁止)</p>

No	更新日	更新ページ	更新内容	
53	2025/3/31	P18	修正	<p>1-17 補助金の併用 ②リフォームについて</p> <p>(修正前) ■住宅省エネ2025キャンペーンの各構成事業、および前年度事業(住宅省エネ2024キャンペーンの各構成事業)は、補助対象が重複しない限り、併用が可能です。 ただし、以下の場合、併用はできません。</p> <p>(修正後) ■住宅省エネ2025キャンペーンの各構成事業、および前年度事業(住宅省エネ2024キャンペーンの各構成事業)は、以下の場合、併用はできません。</p>
54	2025/3/31	P18	追加	<p>1-17 補助金の併用 ②リフォームについて</p> <p>(追記) ただし、補助対象が重複しない限り、併用が可能です。</p>
55	2025/3/31	P24	削除	<p>2-3 補助対象となるリフォーム工事 ③補助対象にならない工事</p> <p>(削除) ◆屋外に設置した手すり工事や、屋外の段差解消の工事</p>
56	2025/3/31	P35	修正	<p>3-2 躯体の断熱改修</p> <p>(修正前) 補助額は、改修後の外壁、屋根・天井または床の部位ごとに、最低使用量以上の断熱材を使用する改修に応じて、下表に定める補助額とします*1</p> <p>(修正後) 補助額は、改修後の外壁・間仕切壁、屋根・天井または床の部位ごとに、最低使用量以上の断熱材を使用する改修に応じて、下表に定める補助額とします*1</p>
57	2025/3/31	P35	修正	<p>3-2 躯体の断熱改修 表内</p> <p>(修正前) 外壁</p> <p>(修正後) 外壁*3・間仕切壁*4</p>
58	2025/3/31	P35	削除	<p>3-2 躯体の断熱改修 表 外壁・間仕切壁 部分断熱の場合 A-1/A-2/B/C 戸建住宅</p> <p>(削除) *4</p>
59	2025/3/31	P35	削除	<p>3-2 躯体の断熱改修 表 外壁・間仕切壁 部分断熱の場合 D/E/F 戸建住宅</p> <p>(削除) *4</p>
60	2025/3/31	P35	追加	<p>3-2 躯体の断熱改修</p> <p>(追記) *3 共同住宅においては、界壁を含む。</p>
61	2025/3/31	P35	修正	<p>3-2 躯体の断熱改修</p> <p>(修正前) *4 間仕切壁を含む。</p> <p>(修正後) *3 間仕切壁は部分断熱に限る。</p>
62	2025/3/31	P41	修正	<p>3-4 子育て対応改修 2)キッチンセットの交換を伴う対面化改修</p> <p>(修正前) 本事業におけるキッチンセットの交換を伴う対面化改修(以下、「対面化改修」という)は、改修前と改修後にそれぞれ要件があり、前後の要件を満たす対面化改修に限り、補助対象になります。</p> <p>(修正後) 本事業におけるキッチンセットの交換*1を伴う対面化改修(以下、「対面化改修」という)は、改修前と改修後にそれぞれ要件があり、前後の要件を満たす対面化改修に限り、補助対象になります。</p>

No	更新日	更新ページ	更新内容
63	2025/3/31	P41	修正 3-4 子育て対応改修 2)キッチンセットの交換を伴う対面化改修 表内 必須設備 改修前 (修正前) ■給排水に接続したシンク*1を有する (修正後) ■給排水に接続したシンクを有する
64	2025/3/31	P41	修正 3-4 子育て対応改修 2)キッチンセットの交換を伴う対面化改修 表内 必須設備 改修後 (修正前) ■新しいコンロ(埋め込み式に限る/IHクッキングヒーター含む)を設置する (修正後) ■新しいコンロ*3(埋め込み式に限る/IHクッキングヒーター含む)を設置する
65	2025/3/31	P41	追加 3-4 子育て対応改修 2)キッチンセットの交換を伴う対面化改修 (追記) *1 既存住宅の二世帯住宅への改築等で、既存キッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する工事も補助対象となります。申請にあたって、既存のキッチンと新たに設置した対面キッチンが確認できる平面図の提出が必要です。(なお、改修前の要件について申告は不要)
66	2025/3/31	P41	追加 3-4 子育て対応改修 2)キッチンセットの交換を伴う対面化改修 (追記) *3 キッチンセットの中で、コンロ(IHクッキングヒーター含む)については、当該の対面化改修に係る工事請負契約日から、4年以内に新品に交換したものを移設する場合も補助対象とします。
67	2025/3/31	P49	追加 「4-6 共同事業実施規約の締結」の内容を追記
68	2025/3/31	P59	追加 「A子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【リフォーム用】」の内容を追記
69	2025/3/31	P68	追加 ◎補助対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊸納品書の写し 確認事項 (追記) ※書類名が「納品書」ではない書類(「納品書(控)」「送り状」「出荷証明書」「物品受領書」等)でも、上記確認事項をすべて満たす場合、納品書として提出することができます。 ※「仕入伝票」は施工業者が発行する書類のため、納品書として受付できません。チェーンストア伝票をご利用の場合は注意してください。
70	2025/3/31	P69	追加 ◎補助対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊸納品書の写し 補足 □納品書の代替書類について (追記) なお、「納品書」の確認事項の④「納品日」の記載がない場合でも、そのまま提出することができます。
71	2025/3/31	P74	追加 ◎補助対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊸平面図・立面図(工事後) 平面図 確認事項 (追記) ⑤既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する場合は、既存のキッチンと新たに設置した対面キッチンが平面図で確認できること(交付申請する新たな対面キッチンがどのキッチンであるかが分かるよう、平面図上で丸囲みし、コメント等で補足してください) ※複数の既存キッチンがある場合はすべてのキッチンが平面図で確認できること
72	2025/3/31	P74	修正 ◎補助対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊸平面図・立面図(工事後) 立面図 確認事項 (修正前) ③調理台幅(α)と前面の壁からシンクまでの距離(β)が確認できること (修正後) ③キッチンセットの前面に壁がある場合は、調理台幅(α)と前面の壁からシンクまでの距離(β)が確認できること

No	更新日	更新ページ	更新内容	
73	2025/3/31	P76	修正	④工事前写真(工事前写真が必要となる補助対象の箇所すべて) ⑤補助対象工事内容に応じた工事写真(工事中/工事後) 表内 子育て対応改修 工事前 (修正前) 下記すべての写真の提出が必須 (修正後) 下記すべての写真の提出が必須 ※既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する場合は不要
74	2025/3/31	P86	修正	6-1 キッチンセットの交換を伴う対面化改修について (修正前) 本事業におけるキッチンセットの交換を伴う対面化改修(以下、「対面化改修」という)は、改修前と改修後にそれぞれ要件があり、前後の要件を満たす対面化改修に限り、補助対象になります。 (修正後) 本事業におけるキッチンセットの交換*1を伴う対面化改修(以下、「対面化改修」という)は、改修前と改修後にそれぞれ要件があり、前後の要件を満たす対面化改修に限り、補助対象になります。
75	2025/3/31	P86	修正	6-1 キッチンセットの交換を伴う対面化改修について 表内 必須設備 改修前の要件 (修正前) ■給排水に接続したシンク*1を有する (修正後) ■給排水に接続したシンクを有する
76	2025/3/31	P86	修正	6-1 キッチンセットの交換を伴う対面化改修について 表内 必須設備 改修後の要件 (修正前) ■新しいコンロ(埋め込み式に限る/IHクッキングヒーター含む)を設置する (修正後) ■新しいコンロ*3(埋め込み式に限る/IHクッキングヒーター含む)を設置する
77	2025/3/31	P86	追加	6-1 キッチンセットの交換を伴う対面化改修について (追記) *1 既存住宅の二世帯住宅への改築等で、既存キッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する工事も補助対象となります。 申請にあたって、既存のキッチンと新たに設置した対面キッチンが確認できる平面図の提出が必要です。 (なお、改修前の要件について申告は不要)
78	2025/3/31	P86	追加	6-1 キッチンセットの交換を伴う対面化改修について (追記) *3 キッチンセットの中で、コンロ(IHクッキングヒーター含む)については、当該の対面化改修に係る工事請負契約日から、4年以内に新品に交換したものを移設する場合も補助対象とします。
79	2025/3/31	P89	修正	6-1 キッチンセットの交換を伴う対面化改修について f) 提出する写真のイメージ 補足 □改修前の写真を撮り忘れた場合 (修正前) 補助対象になりませんので、忘れずに撮影してください。 (修正後) 補助対象になりませんので、忘れずに撮影してください。 キッチンセット増設の場合は、工事前写真の提出は不要です。 ただし、平面図にて既存と増設したキッチン、どちらも確認できることが必要です。(新たな対面キッチンがどのキッチンであるかが分かるよう、平面図上で丸囲みし、コメント等で補足してください) また、複数の既存キッチンがある場合はすべてのキッチンが平面図で確認できることが必要です。
80	2025/3/31	P94	追加	「6-3 工事前写真の提出免除について」のページを追加

No	更新日	更新ページ	更新内容	
81	2024/4/2	P7	修正	1-3 事業予算 【新築】 <長期優良住宅・ZEH水準住宅分> (修正前) 1,350億円 (国土交通省・令和6年度補正予算) (修正後) 1,350億円 (国土交通省・令和6年度補正予算) 250億円 (国土交通省・令和7年度当初予算)